

青森県報

号外第四十六号

令和三年
五月十四日
(金曜日)

目 次

監査委員

○包括外部監査の結果……………(事務局)…1

監 査 委 員

包括外部監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、令和3年3月18日付けで包括外部監査人から令和2年度包括外部監査結果報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月14日

青森県監査委員	竹 均
青森県監査委員	内 川 紀 子
青森県監査委員	嶋 由 達
青森県監査委員	寺 田 梁 也
青森県監査委員	花 田 介

令和2年度

包括外部監査結果報告書

(本監査報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものであるについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結果及び意見として【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、主に、合規性に関する違反事項（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、いずれも、県において、何らかの対応を行うことを期待するものである。

下水道事業及び工業用水道事業に係る

財務事務の執行について

令和3年3月

青森県包括外部監査人

公認会計士 鳩 健二

目次

第1部 監査の概要..... 1

1. 監査の種類..... 1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)..... 1
3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由..... 1
4. 監査の対象期間..... 2
5. 監査の実施期間..... 2
6. 監査従事者の資格及び氏名..... 2
7. 利害関係..... 2

第2部 監査の基本方針..... 3

1. 監査の基本的な方針..... 3
2. 監査要点..... 3
3. 監査手続..... 4

第3部 監査対象事業に関する概要..... 5

1. 下水道事業の概要..... 5
 - (1) 下水道について..... 5
 - (2) 青森県の下水道事業..... 9
 - (3) 流域下水道事業の状況..... 11
 - (4) 十和田湖特定環境保全公共下水道の状況..... 16
2. 下水道事業に係る決算推移..... 18
 - (1) 歳入歳出の推移..... 18
 - (2) 歳入歳出の推移(節別)..... 19
 - (3) 流域下水道事業の決算推移..... 20
 - (4) 特定環境保全公共下水道事業の決算推移..... 21
3. 青森県の下水道計画..... 22
 - (1) 汚水処理施設整備構想..... 22
 - (2) 流域別下水道整備総合計画..... 27
 - (3) 社会資本総合整備計画..... 29
4. 工業用下水道事業の概要..... 33
 - (1) 工業用下水道の概要..... 33
 - (2) 工業用下水道施設の概要..... 34
 - (3) 給水料金と給水先概要..... 35
 - (4) 財政状態と経営成績の推移分析..... 36
5. 地方公営企業法の適用..... 38

- (1) 地方公営企業法..... 38
- (2) 公営企業会計の適用の推進..... 38
- (3) 公営企業会計適用による影響..... 39
6. 経営戦略の策定..... 41
 - (1) 経営戦略とは..... 41
 - (2) 青森県における経営戦略の策定状況..... 44

第4部 外部監査の結果及び意見(総論)..... 45

1. 経営計画及び使用料収入について..... 45
2. 固定資産管理..... 48
3. 契約事務..... 50
4. 下水道事業の経費負担区分の合理性について..... 53
5. 消費税..... 54
6. 工業用下水道事業の人性費及びその他会計関連..... 55
7. 建設技術センター..... 56

第5部 外部監査の結果及び意見..... 59

1. 下水道事業..... 59
 1. 経営計画..... 59
 2. 収入..... 62
 3. 固定資産..... 70
 4. 契約事務..... 86
 5. 人性費..... 100
 6. その他経費..... 110
 7. 消費税..... 114
 8. 町村下水道事業緊急対策費補助..... 117
- II. 公益財団法人青森県建設技術センター..... 119
 1. 法人概要..... 119
 2. 実施した手続..... 125
 3. 監査の結果及び意見..... 125
- III. 工業用下水道事業..... 138
 1. 経営計画..... 138
 2. 収入..... 145
 3. 固定資産..... 148
 4. 契約事務..... 156
 5. 人性費..... 161
 6. 消費税..... 167
 7. その他会計全般..... 170

第1部 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

下水道事業及び工業用下水道事業に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

下水道事業は、生活インフラの一環として住民生活と密接し、生活環境の改善、浸水被害の防除、公共用水域の水質保全に対して極めて重要な役割を果たしている。今後、人口減少等に伴うサービス需要の減少と下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、県の下水道事業をとりまく経営環境は厳しくなるものと想定される。

また、導管により工業用水を供給する事業である工業用下水道事業も同様に施設の老朽化への対応という課題を抱えている。

さらに、下水道事業と工業用下水道事業は、どちらも公営企業であるという共通点があるが、令和元年度においては採用している会計方式は異なっている。下水道事業は、財務諸表の作成を通じて経営状態や資産状況の明確化を推進するため、令和2年度からの地方公営企業会計の適用を予定しているが、工業用下水道事業は従来から地方公営企業会計を適用している。

このような状況下において、下水道事業及び工業用下水道事業に係る財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の県行政及び県民にとって有意義であると判断し、令和2年度の監査テーマとして選定した。

4. 監査の対象期間

令和元年度(平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日まで)である。ただし、下水道事業が令和2年4月1日から地方公営企業会計に移行したことに伴い、令和2年度における事業の状況についても言及している。

5. 監査の実施期間

令和2年7月 22 日から令和3年2月4日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	嶋	健二
監査補助者	公認会計士	高橋	政嗣
監査補助者	公認会計士	秋元	創一郎
監査補助者	公認会計士	小林	太郎
監査補助者	公認会計士	鈴木	崇大
監査補助者	公認会計士	今	孝彰

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 監査の基本方針

1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で起こったカラ出張等の不適正経理等を契機としてその導入が検討されたものであり、監査機能の専門性・独立性の強化及び住民の信頼の向上を目的として、1997年6月の地方自治法改正により創設されたものである。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の観点から意見を提出することができるとされている。

従って、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつ大きな効果をあげるよう努めている。より効果的な方法がとられているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査要点

本監査の主要な監査要点は、以下のとおりである。

- ① 下水道事業の投資計画及び財政計画が、将来の人口減少を踏まえた適切な前提の下に策定され、実行されているか。
- ② 工業用下水道事業の投資計画及び財政計画が、経営環境の変化を踏まえた適切な前提の下に策定され、実行されているか。
- ③ 下水道事業及び工業用下水道事業に係る財務事務は、法令・規則に準拠して適正に行われているか。
- ④ 下水道事業及び工業用下水道事業は、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。
- ⑤ 下水道事業及び工業用下水道事業における使用料の設定は適切か。
- ⑥ 延滞債権の管理は適切か。
- ⑦ 固定資産の取得、維持管理及び利用状況は適切か。
- ⑧ 入札・契約に関する事務手続の状況は適切か。
- ⑨ 人件費を含む経費の負担区分は適切な基準に基づき行われているか。
- ⑩ 消費税等の申告・納付は適切に行われているか。
- ⑪ 青森県建設技術センターの財務事務は、法令・規則に準拠して適正に行われているか。

3. 監査手続

実施した主な監査手続は、次のとおりである。

- ① 県の監査対象部局(県土整備部都市計画課、整備企画課)及び公益財団法人青森県建設技術センター(以下、「建設技術センター」という。)に対して事業内容について質問を行った。
- ② 下水道事業に係る計画を入手・閲覧し、質問を行った。
- ③ 工業用下水道に係る計画を入手・閲覧し、質問を行った。
- ④ 関係する資料の閲覧、分析、質問等により、財務事務の条例・規程等関係法令等への準拠性について検討を行った。
- ⑤ 関係証拠書類を閲覧し、整備・保管状況を確認した上で、財務記録との突合を行った。
- ⑥ 資産の管理状況を把握するため、固定資産や棚卸資産の現物確認を行った。
- ⑦ 契約関連書類を閲覧し、業者選定手続等について質問を行った。
- ⑧ 人件費を含む経費の負担区分について、関連する資料を閲覧し、質問を行った。
- ⑨ 消費税の申告・納付に関する資料を入手し、閲覧、突合、分析、質問等を行った。
- ⑩ 岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び十和田湖浄化センターの現場視察を行った。
- ⑪ 八戸工業用下水道管理事務所の現場視察を行った。
- ⑫ 建設技術センターへ住査した。

第3部 監査対象事業に関する概要

1. 下水道事業の概要

(1) 下水道について

① 下水道の役割

我が国の下水道事業は、当初、雨水及び汚水を排除することを目的として事業を開始した。その後、昭和45年の下水道法改正において、公共用水域の水質保全が目的に追加された。このように下水道事業は、「公衆衛生の向上」、「浸水防除」、「公共用水域の水質保全」を大きな目的として事業が実施されている。

ア. 公衆衛生の向上(汚水の排除)

下水道が整備されることで汚水が直接街に流れなくなったため、街が清潔に保たれ、ハエ・蚊等の害虫や悪臭の発生も防ぐことが可能になる。また便所の水洗化も、都市的な便利で快適な生活を楽しみ、豊かさを実感できる地域づくりを実現する上で欠くことのできない下水道の重要な役割の一つである。

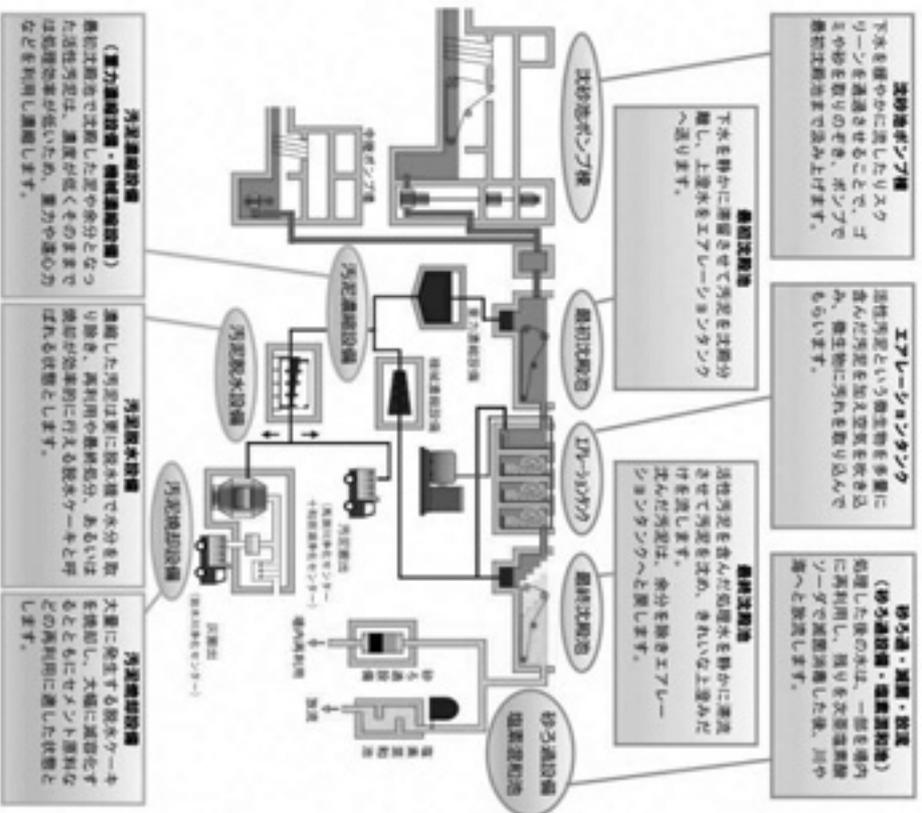
イ. 浸水の防除(雨水の排除)

我が国の年間平均降水量は、世界の年間平均降水量の約2倍となっており、住民は常に浸水の危険にさらされているとも言える。特に近年頻発する豪雨被害に対し、都市内に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行うことは、下水道の重要な役割の一つとなっている。

ウ. 公共用水域の水質の保全

公共用水域の水質汚濁原因は、大別して工場排水、生活排水等が挙げられる。工場排水は、排水基準により規制されるが、生活排水は排水規制にはなじみにくく、下水道等の整備により汚濁負荷量を削減する以外にない。下水道は生活排水を中心とする汚水処理するものであり、河川等公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たしている。

② 下水道の仕組み

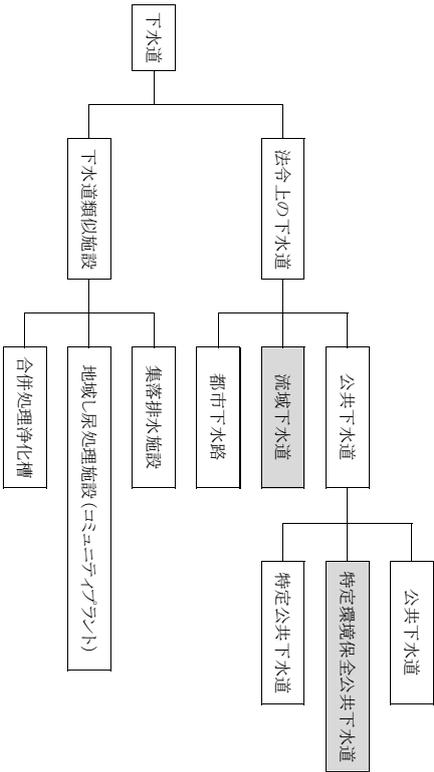


(出所:建設技術センターHPより)

③下水道の種類

下水道の種類は、下水道法で定める下水道と、下水道の類似施設とに大きく分かれている。このうち、県土整備部都市計画課では下水道法で定められている下水道事業を行っている。下水道法で定める下水道は、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(し尿浄化槽を除く。))又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。」と定義されている。

下水道の類似施設は、農村漁村地域の生活環境の改善を図ることを目的とし、簡易な処理施設を持つ集落排水施設のほか、地域し尿処理施設(ミニミニプラント)、合併浄化槽がある。



青森県下水道事業特別会計は、上記のうち流域下水道(岩木川流域下水道及び馬淵川流域下水道)と十和田湖特定環境保全公共下水道の各事業を対象としている。

④全国の汚水処理人口普及率と下水道処理人口普及率

都道府県別 汚水処理及び下水道処理人口普及率

都道府県名	普及率・順位		都道府県名	普及率・順位	
	汚水	下水道		汚水	下水道
北海道	95.7%	10	福井県	96.4%	9
青森県	80.1%	41	滋賀県	98.9%	2
岩手県	82.6%	35	京都府	98.4%	4
宮城県	92.3%	17	大阪府	98.0%	7
秋田県	88.0%	23	兵庫県	98.9%	3
山形県	93.1%	13	奈良県	89.3%	19
福島県	83.7%	34	和歌山県	66.0%	46
茨城県	85.6%	31	取県	94.8%	11
栃木県	87.7%	24	島根県	81.3%	40
群馬県	81.8%	38	岡山県	87.3%	27
埼玉県	92.8%	16	広島県	88.8%	21
千葉県	89.1%	20	山口県	87.5%	25
東京都	99.8%	1	徳島県	63.4%	47
神奈川県	99.8%	1	香川県	78.8%	43
新潟県	98.1%	5	愛媛県	80.0%	42
山梨県	83.8%	33	高知県	74.6%	45
長野県	98.1%	6	福岡県	93.0%	14
新潟県	88.3%	22	佐賀県	84.7%	32
富山県	97.2%	8	長崎県	81.7%	39
石川県	94.4%	12	熊本県	87.4%	26
岐阜県	92.9%	15	大分県	77.7%	44
静岡県	82.2%	36	宮崎県	87.1%	28
愛知県	91.4%	18	鹿児島県	81.9%	37
三重県	86.0%	30	沖縄県	86.4%	29
			全国計	91.7%	

(注)・汚水処理及び下水道処理人口普及率は、小数点以下2桁を四捨五入している。

・令和元年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町、葛尾村)を除いた値を公表している。

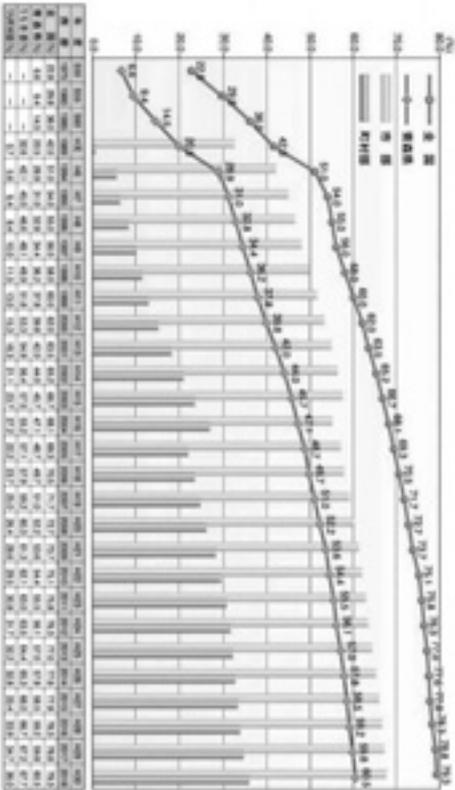
(出所:国土交通省HPのデータより監査人作成)

(2) 青森県の下水道事業

①青森県下水道事業の概要

昭和27年に青森市が着手して以来、平成31年4月1日現在40市町村中、32市町村で実施している。このうち供用開始しているのは32市町村となっている。
県では岩木川流域下水道・馬淵川流域下水道・十和田湖特定環境保全公共下水道の各事業を実施している。

青森県と全国の下水道普及率の推移(処理人口/総人口)



(出所:「青森県の下水道」2019年版パンフレット)

②県内市町村の汚水処理人口普及率及び下水道処理人口普及率

青森県汚水処理人口普及率(処理人口/行政人口)

Table with columns for 区 (District), 汚水処理人口 (Sewerage treatment population), 下水道 (Sewerage), 普及率 (普及率), 処理人口/行政人口 (処理人口/行政人口), and 備考 (Remarks). Rows list various municipalities like 青森市 (Aomori City), 八戸市 (Hachinohe City), etc., with their respective statistics.

(出所:都市計画課作成資料)

(3) 流域下水道事業の状況

①概要

県では、岩木川流域下水道・馬淵川流域下水道の各事業を実施している。

	岩木川流域下水道	馬淵川流域下水道
行政人口(住基台帳) (千人)R2.3.31	231.9	76.2
事業着手年度	昭和54年	昭和56年
供用開始年度	昭和62年	平成3年
全体 計画	処理面積(ha) 7,677.7	3,122.5
	処理人口(千人) 190.0	62.8
整備 状況	整備面積(ha) 6,455.2	2,190.1
	処理人口(千人) 221.8	57.5
備考	普及率(%) 95.7%	75.5%
	県事業 (8市町村)	県事業 (4市町)

(出所:都市計画課作成資料)

②岩木川流域下水道

岩木川は、その源を白神山地の雁森岳(標高 987m)に発し、津軽平野の中心部である弘前市付近で平川・浅瀬石川の河川と合流後北上し、河口の十三湖を経て日本海に注ぐ。流路延長 101.6km、流域面積 2,543.7 ㎢を有する一級河川であり、津軽地方 13 市町村約 44 万人がその恩恵を受けている。

この流域の都市化現象とともに、排出される下水水量が増大するにつれ岩木川の水質に悪化傾向がみられるようになった。

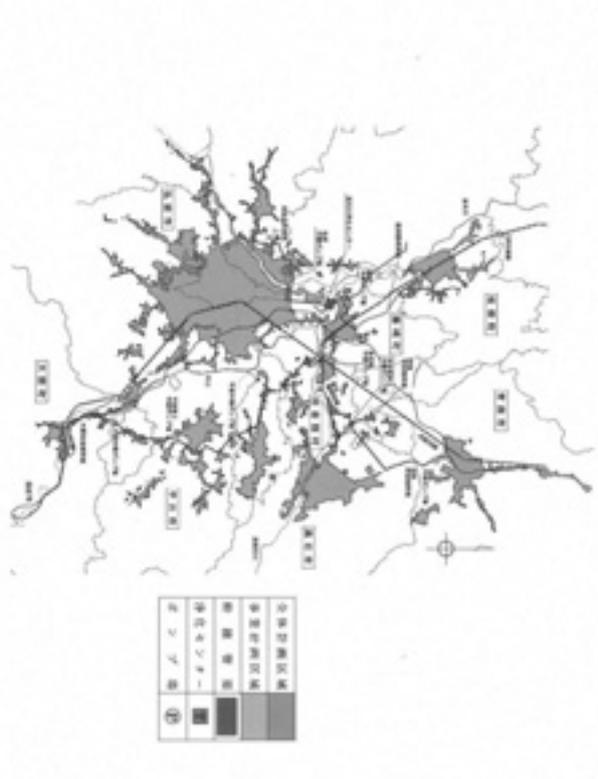
そこで青森県は昭和 49 年から岩木川流域別下水道整備総合計画に着手策定し、公用水域の水質保全並びに生活環境保全の面から、計画に基づき最も下水道の実施が急がれる弘前市、黒石市、藤崎町、平川市(旧尾上町、旧平賀町)、田舎館村の3市1町1村を対象に、昭和 54 年度から、岩木川流域下水道事業に着手した。

整備を進めた結果、昭和 62 年4月1日弘前市、藤崎町の一部で供用開始されました。その後順次黒石市、田舎館村、平川市で供用開始され、当初計画対象地域の5市町村の下水処理が可能となった。

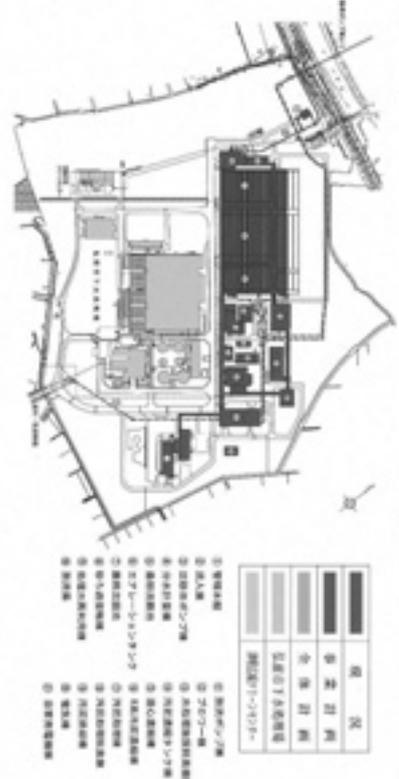
また、平成2年度新たに青森市浪岡(旧浪岡町)、板柳町、弘前市岩木(旧岩木町)、藤崎町常盤(旧常盤村)、大鰐町が対象地域となり、平成 11 年4月1日大鰐町での供用開始により流域関連市町村全てで供用となっている。

現在、これら8市町村の下水道整備に合わせた、水処理施設、汚泥処理施設の増設・改築・更新を行っている。

岩木川流域下水道一般図



岩木川水きりセンター平面図

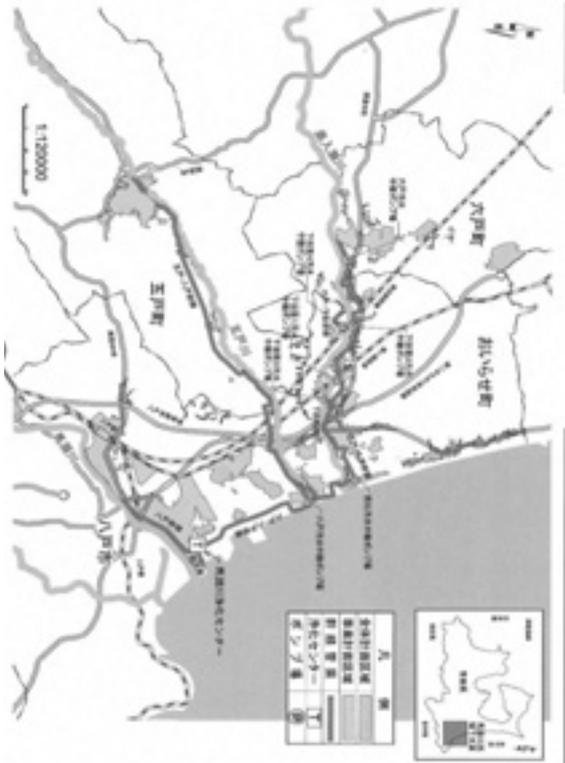


③馬淵川流域下水道

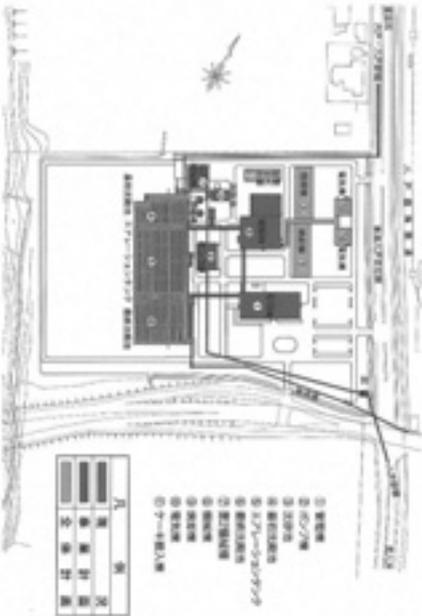
馬淵川流域の中心城市である八戸市は、昭和39年新産業都市指定後、急速な工業集積が進み、臨海工業都市として発展してきたが、この流域の公共用水域の水質は、広範囲にわたり年々悪化する傾向にあった。このため、流域の中心城市である八戸市は、東部地区を主体に、昭和31年度から公共下水道事業を実施してきたが、産業の発展に伴い市街地が拡大していったため、普及率は昭和55年度で8.4%と低く、下水道整備の立ち遅れは、快適な生活を営むうえで深刻な問題となっていた。

そこで県は、馬淵川左岸（八戸市西部）、五戸川、奥入瀬川及び太平洋海域の広範囲にわたる公共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を目的として、八戸市西部地域を中心に、おいらせ町（旧百石町、旧下田町）、六戸町、五戸町の1市3町を対象に、昭和56年から馬淵川流域下水道事業に着手した。整備を進めた結果、平成3年4月に八戸市、平成4年4月に旧百石町、平成5年4月に旧下田町、平成6年4月に六戸町、平成13年4月に五戸町で供用開始され、流域関連4市町全てで下水処理が可能となった。現在、これら関連公共下水道の整備に合わせた水処理施設、汚泥処理施設の増設、改築、更新を行っている。

馬淵川流域下水道一般図



馬淵川水きらぎらセンター平面図



(4) 十和田湖特定環境保全公共下水道の状況

十和田湖は、その清澄な湖水、湖周と唯一の自然流出口である奥入瀬溪流の景観が、「十和田八幡平国立公園」ならびに「特別名勝および天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流」に指定されるなど、東北地方はもとより、我が国の代表的な自然景勝地となっている。

十和田湖を訪れる観光客数は、昭和50年には年間210万人であったものが、平成5年当時には年間約304万人に達した。これは生活水準の向上と観光活動の活性化などによるものだが、一方において、観光排水及び生活排水の流入量が増加し、湖の水質が悪化の傾向を示していた。

1. 透明度の低下

昭和7年頃の透明度21mが、昭和30年代には18～19m、昭和40年代の後半には16m前後、そして平成5年の測定では10mまで低下し、以来横ばい傾向となっている。

2. 集落前面水域の汚濁

下水道整備前の観光シーズンには沿岸に多数の暗褐色浮遊物があり、休屋前面では水草の葉に沈殿物が付着し底泥から悪臭ガスを発生することもあるなど、水質汚濁の進行が見られた。

このような状況を踏まえて、水質悪化の原因とみられる生活排水や観光排水の汚濁負荷を削減することにより、十和田湖及びその下流域域を含めた水質の保全対策を緊急に行う必要に迫られ、青森・秋田両県は、昭和55年度に、十和田湖特定環境保全公共下水道事業（神秘的な湖水とヒメマスを守る下水道）に着手し、整備を進めた結果、平成3年4月1日から供用開始となっている。

十和田湖特定環境保全公共下水道の人口普及率

	青森県側	秋田県側
行政区域内人口	254人	93人
処理区域内人口	254人	93人
普及率(%)	100%	100%

(令和2年3月現在)
(出所:都市計画課作成資料)

十和田湖特定環境保全公共下水道



十和田湖水きらセンター平面図



2. 下水道事業に係る決算推移

(1) 歳入歳出の推移

下水道事業特別会計における直近5年間の歳入歳出決算額の推移は以下のとおりである。なお、令和元年度は、令和2年度から地方公営企業会計を適用するために打ち切り決算を実施しており、出納整理期間(決算日後の4月及び5月)の支出が含まれていない。

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
分担金及び負担金	2,414,859	2,281,999	2,332,990	2,436,251	2,310,856
使用料及び手数料	21,364	18,961	20,485	20,305	17,626
国庫支出金	513,290	776,436	817,436	850,119	701,116
諸収入	113,429	195,513	161,892	179,567	180,456
県債	153,000	241,000	319,000	416,000	279,000
繰入金	531,018	539,430	524,978	528,957	486,534
繰越金	172,081	255,637	202,652	276,544	222,142
合計	3,918,994	4,308,977	4,379,434	4,707,745	4,197,732
岩木川流域下水道事業費	421,708	744,962	915,972	1,118,178	373,883
馬淵川流域下水道事業費	338,648	435,696	418,234	331,240	426,907
十和田特環事業費	161,631	110,250	70,592	117,888	91,772
岩木川流域下水道管理費	1,341,748	1,372,817	1,274,963	1,398,053	998,828
馬淵川流域下水道管理費	402,675	450,391	455,776	470,608	374,647
十和田特環事業費	193,381	218,904	191,920	224,742	162,630
元金	628,783	611,434	626,447	689,084	549,279
利子	174,780	161,868	148,984	135,806	123,552
合計	3,663,356	4,106,325	4,102,889	4,485,602	3,101,501
歳入歳出差引額	255,637	202,652	276,544	222,142	1,096,230
翌年度繰越財源	255,637	202,652	276,544	222,142	1,096,230
美質収支	—	—	—	—	—

(2) 歳入歳出の推移(節別)

下水道事業特別会計における直近5年間の歳入歳出決算額を節別に示したものの推移は以下のとおりである。

節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給料	16,934	18,300	20,216	20,122	20,832
職員手当	10,007	11,247	11,458	11,637	12,536
共済費	5,724	6,308	6,918	6,971	7,021
報償費	29	—	—	—	—
旅費	2,536	2,906	3,421	4,014	4,442
需用費	4,535	8,699	7,156	6,300	7,536
役員費	1,182	1,370	1,242	645	912
委託料	1,325,343	1,409,516	1,510,284	1,483,452	1,448,762
使用料及び賃借料	6,526	5,085	3,400	3,457	3,497
工事請負費	1,335,493	1,639,629	1,644,739	2,000,583	842,943
備品購入費	5,492	5,411	4,325	2,711	3,247
負担金補助及び交付金	252	424	484	518	266
償還金利子及び割引料	887,022	945,894	856,030	913,167	723,073
公課費	62,276	51,532	33,210	32,020	26,431
合計	3,663,356	4,106,325	4,102,889	4,485,602	3,101,501
分担金及び負担金	2,414,859	2,281,999	2,332,990	2,436,251	2,310,856
使用料及び手数料	21,364	18,961	20,485	20,305	17,626
国庫支出金	513,290	776,436	817,436	850,119	701,116
諸収入	113,429	195,513	161,892	179,567	180,456
県債	153,000	241,000	319,000	416,000	279,000
繰入金	531,018	539,430	524,978	528,957	486,534
繰越金	172,031	255,637	202,652	276,544	222,142
剰余金 (翌年度への繰越金)	△ 255,637	△ 202,652	△ 276,544	△ 222,142	△ 1,086,230

(単位:千円)

(3) 流域下水道事業の決算推移

歳入歳出決算額の推移のうち、流域下水道分のみを抽出し、収益的収支と資本的収支に組み替えたものは以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収益的収入					
営業収入	1,660,431	1,649,008	1,608,035	1,723,252	1,270,890
管理運営費負担金	1,660,431	1,649,008	1,608,035	1,723,252	1,270,890
営業外収益	407,932	390,553	340,994	331,183	395,481
他会計繰入金	—	—	—	34,548	32,573
その他	407,932	390,553	340,994	296,635	362,908
小計	2,068,363	2,039,561	1,949,029	2,054,435	1,666,371
収益的支出					
営業費用	1,657,199	1,646,496	1,648,035	1,779,112	986,996
その他	1,657,199	1,646,496	1,648,035	1,779,112	986,996
営業外費用	258,150	334,393	229,540	223,983	171,097
支払利息	174,781	161,868	148,955	133,793	123,552
その他	83,369	172,525	80,555	88,190	47,545
小計	1,915,349	1,980,889	1,877,575	2,003,095	1,158,093
収益的収支	153,014	58,672	71,454	51,340	508,278
資本的収入					
地方債	153,000	239,000	310,000	377,000	256,000
他会計補助金	413,404	401,114	369,555	365,145	344,219
国庫補助金	454,356	736,658	794,206	809,418	664,037
工事負担金	419,483	442,702	535,318	552,609	497,186
その他	4,752	16,692	19,349	18,812	13,947
小計	1,444,995	1,836,166	2,028,428	2,122,984	1,775,389
資本的支出					
建設改良費	764,211	1,184,846	1,336,355	1,450,779	820,503
地方債償還金	628,784	611,435	626,447	689,085	549,280
小計	1,392,995	1,796,281	1,962,802	2,139,864	1,369,783
資本的収支	52,000	39,885	65,626	△16,880	405,606
前年度からの繰越金	34,000	86,000	104,000	126,000	106,000
翌年度に繰越すべき財源	86,000	104,000	152,860	143,666	155,774
実質収支	153,014	80,557	88,220	45,794	881,110

(単位:千円)

(4) 特定環境保全公共下水道事業の決算推移

歳入歳出決算額の推移のうち、十和田湖特定環境保全公共下水道分のみを抽出し、収益的収支と資本的収支に組み替えたものは以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収益的収入					
営業収益	73,425	75,437	72,748	80,186	72,845
下水道使用料	21,235	18,831	20,322	20,222	17,554
その他	52,190	56,606	52,426	59,964	55,291
営業外収益	177,580	194,481	167,931	185,479	158,154
他会計繰入金	117,614	138,316	116,697	129,264	109,706
その他	59,966	56,606	51,234	56,215	48,448
小計	251,005	269,918	240,679	265,665	230,999
収益的支出					
営業費用	191,764	217,697	190,280	223,447	179,718
その他	191,764	217,697	190,280	223,447	179,718
営業外費用	55,343	52,255	49,105	45,905	42,613
支払利息	55,343	52,255	49,105	45,905	42,613
小計	247,107	269,952	239,385	269,352	222,331
収益的収支	3,898	△34	1,294	△3,687	8,668
資本的収入					
他会計補助金	163,353	166,341	169,490	172,704	175,983
国庫補助金	58,935	39,778	23,230	40,701	37,079
工事負担金	55,700	40,100	35,300	45,000	18,700
その他	51,016	36,984	31,743	34,681	34,151
小計	329,004	283,203	259,763	293,086	265,913
資本的支出					
建設改良費	163,249	111,458	72,233	119,183	71,620
地方債償還金	163,353	166,341	169,490	172,704	175,983
小計	326,602	277,799	241,723	291,887	247,603
資本的収支	2,402	5,404	18,040	1,199	18,310
前年度からの繰越金	10,324	12,726	16,130	25,170	26,369
翌年度に繰越すべき財源	12,726	16,130	32,308	26,849	5,316
実質収支	3,898	1,966	3,156	5,833	54,031

3. 青森県の下水道計画

(1) 汚水処理施設整備構想

① 青森県汚水処理施設整備構想 (第4次構想)

下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設の整備を効率的かつ適正に進めるために、従来にも増して関係部局間の連絡調整を十分に行うとともに、都道府県において、市町村の計画・構想をもとに、都道府県の全域を対象に汚水処理施設の整備に関する「都道府県構想」を策定することとされている。

青森県汚水処理施設整備構想は、県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などといった汚水処理施設について、その関係所管部局と調整し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定するもので、今後の汚水処理施設整備の方針となるものである。

青森県汚水処理施設整備構想策定市内連絡会議設置要綱によれば、作成体制は以下のとおりである。

汚水処理施設整備構想策定市内連絡会議委員

- ・青森県総務部 市町村課長
- ・青森県環境生活部 環境保全課長
- ・青森県農林水産部 農村整備課長
- ・青森県農林水産部 水産局 漁港漁場整備課長
- ・青森県国土整備部 都市計画課長

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想は、市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために策定するものである。

県では、平成9年度に「青森県汚水処理施設整備構想」を策定し、その後、社会経済情勢の変化等や制度の変更を考慮した見直しを進めてきた。現在県が公表している構想は第4次構想(以下、「整備構想」という。)である。

整備構想では、中間目標年次である平成37年度(令和7年度)における汚水処理人口普及率を88%以上とし、平成47年度(令和17年度)における汚水処理人口普及率を96%と設定している。

なお、汚水処理人口普及率は以下の計算式により表される。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\text{汚水処理人口}}{\text{全県人口}} \times 100$$

※汚水処理人口：集合処理については供用開始された区域内人口
個別処理については浄化槽等が設置された人口

整備構想を事業種別に概観すると以下のとおりである。

処理人口

集合処理	下水道 集落排水等	平成26年度	平成37年度	平成47年度	差分H26→H37	差分H26→H47
		776,260	801,082	763,725	24,822	△12,535
121,633	107,638	90,739	△13,995	△30,894		
集合処理計	897,893	908,720	854,464	10,827	△43,429	
浄化槽	128,513	115,775	119,039	△12,738	△9,474	
合計	1,026,406	1,024,495	973,503	△1,911	△52,903	
未整備人口	317,422	139,155	38,587	△178,267	△278,835	
行政人口	1,343,828	1,163,650	1,012,090	△180,178	△331,738	

(単位：人) (出所：整備構想より監査人作成)

汚水処理人口普及率

集合処理	下水道 集落排水等 集合処理計	平成26年度	平成37年度	平成47年度
		74.5%	90.0%	96.9%
85.3%	96.5%	98.1%		
75.8%	90.7%	97.0%		
浄化槽	80.6%	71.5%	90.6%	
合計	76.4%	88.0%	96.2%	
未普及率	23.6%	12.0%	3.8%	

(出所：整備構想より監査人作成)

青森県の人口は減少傾向にあり、将来人口推計によると、平成37年度には1,164千人、平成47年度には1,012千人となる見通しである。したがって、処理人口を見ると今後施設整備を進めるにも関わらず、処理人口が減少している場合がある。

また、平成26年度から平成47年度の変化を市町村別事業別内訳として示すと以下のとおりである。

市町村名	行政人口	下水道		農業集落排水等		合併処理浄化槽		合計		普及率の増加分
		処理人口(人)	処理人口(人)	処理人口(人)	処理人口(人)	処理人口(人)	処理人口(人)			
青森市	△71,147	△21,097	△2,257	△8,661	△32,015	12.9%				
弘前市	△36,832	△25,314	△4,295	△1,343	△30,952	3.3%				
八戸市	△51,183	19,857	△3,762	△19,744	△3,649	18.2%				
黒石市	△10,623	△3,026	△41	2,827	△240	29.4%				
五戸川原市	△17,929	△1,566	△1,285	8,645	5,794	39.6%				
十和田市	△12,550	△608	△1,320	△1,500	△3,428	14.3%				
三沢市	△6,346	2,795	△217	△1,356	1,222	18.5%				
むつ市	△15,952	13,635	△126	△4,239	9,270	34.4%				
つがる市	△9,942	△122	△4,975	5,832	735	30.7%				
平川市	△8,151	△6,288	△1,673	301	△7,660	1.5%				
平内町	△4,201	93	△613	282	△238	33.3%				
今別町	△1,428	-	-	327	327	59.2%				
蓬田村	△845	-	-	924	924	55.5%				
外ヶ浜町	△3,366	△657	-	878	221	52.8%				
鯉ヶ沢町	△4,139	738	△695	693	736	40.5%				
深浦町	△4,024	303	506	296	1,105	56.5%				
西目屋村	△529	-	△492	-	△492	2.5%				
藤崎町	△3,239	△893	△2,265	△40	△3,198	0.3%				
大鰐町	△3,941	△2,062	-	964	△1,098	24.0%				
田舎館村	△2,298	△1,945	△225	△18	△2,188	1.4%				
板柳町	△4,470	△1,434	△1,492	△61	△2,987	10.2%				
鶴田町	△3,939	△1,145	△658	△119	△1,922	14.7%				
中泊町	△4,982	-	△716	5,249	4,533	78.6%				
野辺地町	△4,226	5,860	-	△2,664	3,176	52.5%				
七戸町	△6,497	△423	△359	839	57	39.4%				
六戸町	△227	267	134	1,337	1,738	18.0%				
横浜町	△1,347	-	△72	1,250	1,178	46.1%				
東北町	△4,993	838	△317	18	539	29.6%				
六ヶ所村	△1,730	△647	△469	143	△973	7.1%				

市町村名	行政人口	下水道		合併処理 浄化槽	合計 処理人口	普及率 の増加分
		処理人口 (人)	農業集落 排水等 処理人口 (人)			
おいせ町	△3,099	1,929	△117	△3,360	△1,548	6.2%
大間町	△1,194	309	-	881	1,190	41.5%
東通村	△1,600	333	△786	1,505	1,052	38.2%
風間浦村	△624	-	-	945	945	73.5%
佐井村	△847	△524	△172	124	△572	10.1%
三戸町	△3,901	1,761	-	652	2,413	54.4%
五戸町	△6,137	1,076	△1,069	403	410	33.0%
田子町	△2,418	-	-	891	891	53.8%
南部町	△6,578	1,512	△714	△1,568	△770	27.0%
陸上町	△3,211	4,074	△225	△1,206	2,643	41.5%
新郷村	△1,053	△184	△127	220	△91	35.4%
市部	△240,655	△21,734	△19,951	△19,238	△60,923	16.4%
町村部	△91,083	9,199	△10,943	9,765	8,021	31.3%
県	△331,738	△12,535	△30,894	△9,473	△52,902	19.8%

(出所：整備構想より監査人作成)

②現状の課題

整備構想によれば、青森県汚水処理施設整備の課題は以下のとおりである。

【青森県汚水処理施設整備の課題】

1. 人口減少に伴い、使用料収入の減少による財源確保が困難である。
2. 地形特性として連続する海岸線を有し、効率的な集合処理が困難である。
3. 下水道事業は、事業着手から 10～15 年程度の処理区が多く、面整備に時間を要する。
4. 農業集落排水は、供用開始から 20 年を経過する処理場が増加しつつあり、今後の維持管理費、改築更新費が増大する見通しである。
5. 29 処理区が事業未着手であり、今後の効率的な汚水処理事業を選択する必要がある。
6. 人口規模の小さい市町村の汚水処理整備が遅れている。
7. 高齢化の進行などにより、集合処理への接続率が低いこと、また個別処理についても個人負担が発生するため、汚水処理普及率が伸びない。

③目標に向けた施策

現状での課題等に対応するため、県では次の施策を推進することとしている。

- 選択と集中による区域の見直しを行い、効率的な処理区に見直す。
- 平成 26 年度末現在、241 箇所に点在する下水道・農業集落排水処理施設等の統廃合を行い、今後の維持管理費及び改築更新費の低減を図る。(下水道・農業集落排水→公共下水道、農業集落排水同士の統廃合、個別処理への移行等)
- 早期概成を目的とし、事業未着手の処理区についての事業手法を再度選択する。
- 汚水処理の重要性を広く住民へ周知し、浄化槽の設置を促進する。

(2) 流域別下水道整備総合計画

都道府県は、環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で水質環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する流域別下水道整備総合計画を定めることになっている。(下水道法第2条の2)

流域別下水道整備総合計画は、市町村等の下水道計画に関する基本方針、計画区域、処理場や幹線管渠等の配置、構造、能力、整備順位などを定めることから、当該流域における個別の事業計画の上位計画として策定することを目的としている。

流域名	流域面積	対象市町村数	計画対象面積	計画処理人口	計画処理水量	水質環境基準	
						水域	青森県告示
岩木川水城 (第3回見直し)	2,544 ㎏	14	10,083 ha	248,570 人	112,193 m ³ /日	岩木川水城	S47.6.13 H8.2.21 (一部改正)
新井田川河口水城* (第2回見直し)	1,958 ㎏	10	12,098 ha	336,530 人	192,220 m ³ /日	新井田川河口水城	S46.5.25
陸奥湾水城 (第2回見直し)	2,185 ㎏	9	10,031 ha	288,423 人	146,644 m ³ /日	陸奥湾西側水城 陸奥湾東側水城	S48.5.15 S49.4.27
高瀬川水城 (第2回見直し)	1,146 ㎏	7	3,975 ha	52,100 人	22,760 m ³ /日	東通り水城	S53.3.25 H2.4.2 一部改正 H11.3.15 一部改正

*一部秋田県を含む(十和田湖特環)



出所:青森県HP

(3) 社会資本総合整備計画

①社会資本総合整備計画

・社会資本整備総合交付金の目的
社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として、平成22年3月26日に制定された。

・社会資本総合整備計画について

社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、必要事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出し、インターネットの利用により公表している。

また、交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標状況等について評価を行い、同様に公表するとともに、国土交通大臣に報告する。さらに、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行うこととされている。

②青森県における社会資本総合整備計画

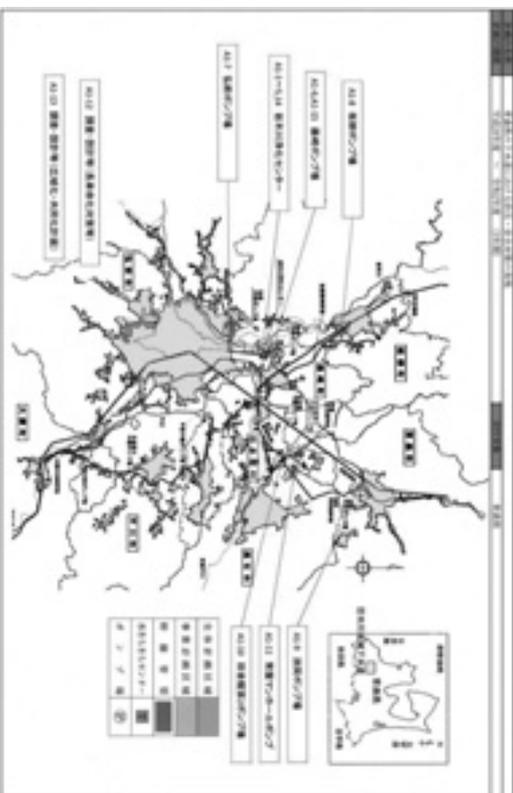
青森県における社会資本総合整備計画の名称は「青森県の下水道における防災・安全対策の実現」である。県では、平成28年～令和2年の5年間を計画期間として、下記の社会資本総合整備計画を策定している。

＜計画の目的＞

処理場・ポンプ場・管渠の老朽化した機械・電気設備等の長寿命化(長寿命化対策・更新)を行い、効率的な下水道施設の管理運営を図るとともに、青森県における継続的な水質保全の確保と安全・安心・快適な暮らしを実現する。

岩木川流域下水道の基幹事業の概要

番号	要素となる事業名	事業内容
A07-001	岩木川浄化センター沈砂池設備 A1-1	汚水ポンプ設備更新 N=1 設備
A07-002	岩木川浄化センター水処理設備 A1-2	反応タンク設備等更新ほか N=9 設備
A07-003	岩木川浄化センター汚泥処理設備 A1-3	汚泥濃縮設備等更新ほか N=23 設備
A07-004	岩木川浄化センター電気計装設備(高率) A1-4	監視制御設備等更新ほか N=160 設備
A07-005	岩木川浄化センター電気計装設備(低率) A1-5	監視制御設備等更新ほか N=12 設備
A07-006	藤崎ポンプ場 A1-6	受変電設備等更新ほか N=32 設備
A07-007	弘前ポンプ場 A1-7	制御電源設備等更新ほか N=15 設備
A07-008	板柳ポンプ場 A1-8	制御電源設備等更新ほか N=15 設備
A07-009	浪岡ポンプ場 A1-9	制御電源設備等更新ほか N=9 設備
A07-010	常盤ペンホルポンプ A1-11	負荷設備更新 N=1 設備
A07-011	調査・設計等 A1-12	長寿命化対策等 N=1 式
A07-035	調査・設計等 A1-13	広域化・共同化計画 N=1 式
A07-036	岩木川浄化センター電気計装設備(高率) A1-14	非常用発電設備の整備
A07-037	藤崎ポンプ場 A1-15	非常用発電設備の整備
A07-039	田舎館第2ポンプ場 A1-10	制御電源設備等更新ほか N=14 設備



馬淵川流域下水道の基幹事業の概要

番号	要素となる事業名	事業内容
A07-012	馬淵川浄化センター沈砂池設備 A2-1	スクリーンかす設備等更新ほか N=5 設備
A07-013	馬淵川浄化センターボンプ設備 A2-2	汚水ポンプ設備等更新ほか N=2 設備
A07-014	馬淵川浄化センター水処理設備 A2-3	反応タンク設備等更新ほか N=11 設備
A07-015	馬淵川浄化センター汚泥処理設備 A2-4	前処理設備等更新ほか N=15 設備
A07-016	馬淵川浄化センター電気計装設備(高率) A2-5	監視制御設備等更新ほか N=10 設備
A07-017	馬淵川浄化センター電気計装設備(低率) A2-6	監視制御設備等更新ほか N=6 設備
A07-018	百石ポンプ場 A2-7	スクリーンかす設備等更新ほか N=3 設備
A07-019	下田第1ポンプ場 A2-8	スクリーンかす設備等更新ほか N=4 設備
A07-020	下田第2ポンプ場 A2-9	スクリーンかす設備等更新ほか N=2 設備
A07-021	下田第3ポンプ場 A2-10	計測設備等更新ほか N=2 設備
A07-022	下田第4ポンプ場 A2-11	計測設備等更新ほか N=3 設備
A07-023	六戸ポンプ場 A2-12	計測設備更新 N=1 設備
A07-024	幹線管渠(管渠) A2-13	管路施設延長寿命化 L=246m
A07-025	幹線管渠(マンホール) A2-14	マンホール防食ほか N=163箇所
A07-026	幹線管渠(設備) A2-15	流量計更新 N=1 設備
A07-027	調査・設計等 A2-16	長寿命化対策等 N=1 式
A07-033	馬淵川浄化センター管理棟 A2-17	管理棟屋根防水更新ほか N=29 設備
A07-034	八戸ポンプ場 A2-18	クレーン類物あげ設備更新 N=1 設備



十和田湖特定環境保全公共下水道の基幹事業の概要

番号	要素となる事業名	事業内容
A07-028	十和田湖浄化センター電気計装設備 A3-1	監視制御設備更新 N=1 設備
A07-029	十和田湖浄化センター汚泥処理設備 A3-2	汚泥脱水設備更新 N=1 設備
A07-030	休屋第1ポンプ場 A3-3	沈砂池設備更新ほか N=4 設備
A07-031	休屋・宇樽部幹線管渠 A3-4	管渠更新 L=1.8km
A07-032	調査・設計等 A3-5	長寿命化対策等 N=1 式
A07-038	休屋第2ポンプ場 A3-6	計装設備更新ほか N=2 設備



4. 工業用水道事業の概要



(1) 工業用水道の概要

八戸臨海工業地帯は、セメント、化学、鉄鋼等の工場が立地し、東北地方屈指の臨海型工業地帯として発展を続けて来た。加えて、昭和 39 年新産業都市の指定を契機に、第二臨海工業地帯の整備が積極的に進められ、臨海型素材生産工業が一段と集積したため、工業生産上不可欠の工業用水を、豊富かつ低廉に供給するための工業用水道の建設に迫られた。

このことから、給水能力 350,000 m³ / 日の工業用水道事業が計画され、第一期工事として、200,000 m³ / 日の施設を工事費約 10 億円をもって昭和 39 年4月に着工し、昭和 41 年6月竣工と同時に営業開始した。

その後、需要水量の増加が見込まれたことから、第二期工事として 150,000 m³ / 日の施設を、工事費約7億4千万円をもって昭和 44 年4月に着工し、昭和 45 年 10 月から給水増量した。

令和2年4月1日現在、給水先は 10 社、日量 313,180 m³ の基本使用水量契約を締結している。

(2) 工業用水道施設の概要

名称	青森県八戸工業用水道
給水能力	350,000 m ³ /日
給水区域	八戸第1及び第2臨海工業地帯
水源	河川名：一級河川馬淵川 種別：表流水 位置：河口から5.2 km 上流左岸 (八戸市大字長苗代字巖苗代地内)
水利使用	取水量 4.34 m ³ /秒 許可期限 令和3年3月 31 日
用地面積	31,587 m ²

◎送水管路施設

第一送水幹線	ポンプ場より三菱製紙(株)まで 延長 7,299.7m
第二送水幹線	ポンプ場より三菱製紙(株)まで 延長 7,234.7m
第三送水幹線	第一送水幹線より分岐し三菱製紙(株)まで 延長 1,226.9m
送水支線	第一送水幹線より分岐し MCC ユニテック(株)及び大太平洋金属(株)まで 延長 4,964.6m
管路線延長計	20,747.9m



②給水先概要

	給水開始 年月日	基本使用水量		主な 使用目的	主な 製品
		日量 (m ³ /日)	時間量 (m ³ /時)		
三菱製紙㈱八戸工場	S41.6.1	260,000	10,833.3	洗浄・冷却用	紙
大平洋金属㈱	S41.9.1	22,800	950.0	洗浄・冷却用	フェロニッケル
八戸環境クリーンセンター	S42.2.1	600	25.0	希釈用	(トイレ及び浄化槽汚泥処理)
MCCユニテック㈱	S42.3.1	6,500	270.8	冷却用	化学製品
高周波鋳造㈱	S42.11.20	1,680	70.0	冷却用	鋳物製部品
八戸製錬㈱八戸製錬所	S43.11.1	8,400	350.0	洗浄・冷却用	亜鉛、鉛、硫
合同酒精㈱酵素医薬品工場	S47.1.15	2,500	104.2	洗浄・冷却用	食品用酵素
東北電力㈱八戸火力発電所	S47.7.15	2,200	91.7	汽かゝり用	電気
片倉コープアグリ㈱八戸工場	S58.4.1	6,500	270.8	洗浄・冷却用	肥料
八戸バイオマス発電㈱	H29.9.1	2,000	83.3	冷却用	電気
合計	10社	313,180	13,029.1		

(出所:「令和2年度青森県工業用水事業概要」八戸工業用水道管理事務所)

(3)給水料金と給水先概要

①給水料金の推移

	S41.6.1	S46.4.1 改定	S50.1.1 改定	H10.4.1 改定	H13.4.1 改定	H16.4.1 改定
基本料金 1 m ³ につき	2 円 35 銭	3 円 40 銭	6 円 31 銭	7 円 38 銭	7 円 62 銭	7 円 38 銭
超過料金 1 m ³ につき	4 円 70 銭	6 円 80 銭	12 円 62 銭	14 円 76 銭	15 円 24 銭	14 円 76 銭
特定料金 1 m ³ につき	2 円 38 銭	3 円 40 銭	6 円 31 銭	7 円 38 銭	7 円 62 銭	7 円 38 銭

(4)財政状態と経営成績の推移分析

①経営成績の推移分析

直近5年間の損益計算書は、下表のとおりである。

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
営業収益	856,305	855,362	852,218	855,619	858,950
営業費用	631,836	690,409	716,098	700,021	662,066
営業利益	224,468	164,953	136,119	155,598	196,884
営業外収益	4,365	4,004	2,180	2,116	2,108
営業外費用	23,949	21,208	18,499	15,755	13,010
経常利益	204,885	147,749	119,800	141,959	185,982
特別利益	-	-	6	-	-
特別損失	-	-	-	-	4,200
純利益	204,885	147,749	119,806	141,959	181,782

②財政状態の推移分析

直近5年間の貸借対照表は、下表のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
固定資産	4,291,199	3,984,435	3,882,546	3,698,111	3,607,905
有形固定資産	4,290,418	3,983,942	3,882,033	3,697,618	3,607,398
無形固定資産	781	493	493	493	493
投資その他の資産	—	—	—	—	13
流動資産	2,461,428	2,581,100	2,694,837	2,857,594	2,996,917
現金預金	2,320,425	2,490,965	2,606,587	2,767,251	2,906,410
未収金	131,068	80,560	78,654	80,846	79,980
貯蔵品	9,934	9,573	9,595	9,495	10,526
資産合計	6,752,627	6,565,536	6,547,384	6,555,705	6,604,823
固定負債	1,014,990	834,288	737,490	642,170	528,756
企業債	766,801	664,903	560,251	463,229	363,679
他会計借入金	43,415	—	—	—	—
引当金	204,773	169,385	177,239	178,941	165,076
流動負債	194,482	274,676	285,182	198,362	180,584
企業債	99,226	101,898	104,652	97,021	99,549
引当金	10,892	10,926	10,896	10,553	11,093
未払金	82,709	160,437	118,012	89,846	68,317
その他	1,655	1,415	1,622	942	1,625
繰延収益	40,157	36,565	34,899	33,400	31,927
負債合計	1,249,629	1,145,530	1,007,571	873,933	741,267
資本金	4,541,713	5,109,632	4,797,204	4,839,224	4,854,940
資本剰余金	182	182	182	182	182
利益剰余金	961,101	310,189	742,424	842,365	1,008,431
資本合計	5,502,997	5,420,005	5,539,812	5,681,772	5,863,555
負債資本合計	6,752,627	6,565,536	6,547,384	6,555,705	6,604,823

(単位:千円)

5. 地方公営企業法の適用

(1) 地方公営企業法

地方財政法第6条は、「公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならぬ。」と規定している。同法施行令第46条は、そのような公営企業として、監査の対象とした工業用水道事業及び公共下水道事業を含む13種の事業を挙げている。したがって、これらの公営企業については独立採算制の採用が要求されていることになる。

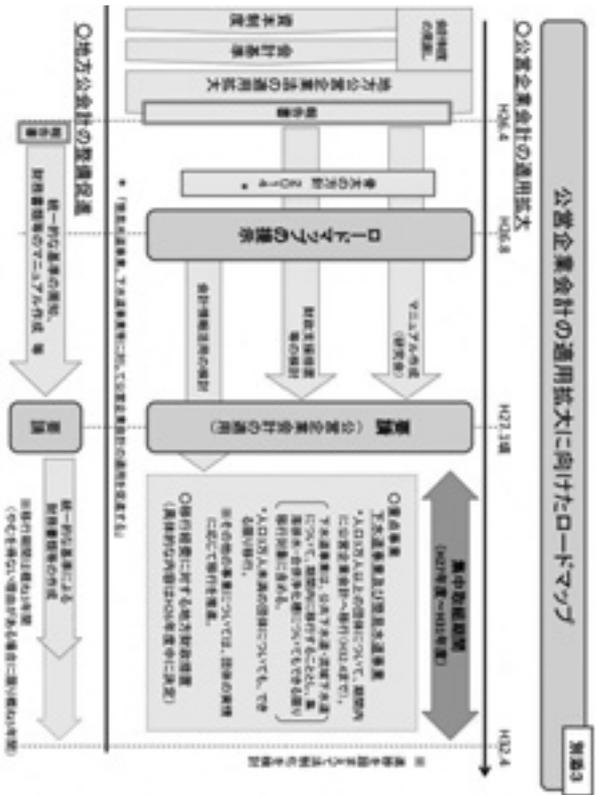
一方で、地方公営企業法では、工業用水道事業を含む7種の事業を「地方公営企業」とし、それらの事業には当然に同法を適用することとしている(地方公営企業法第2条第1項。これらの事業を「法定事業」という)。一方、下水道事業については地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定することされている(地方公営企業法第2条第3項)。

青森県でも、工業用水道事業については従来から地方公営企業法を適用(全部適用)していたが、下水道事業については適用していない状況であった。

(2) 公営企業会計の適用の推進

公営企業を取り巻く環境は、人口減少や施設の老朽化等を原因として年々厳しさを増している。そうした中で、引き続き独立採算制を基本原則としながら公営企業として事業を継続するためには、自らの経営等についての確かな状況把握を行つたうえで、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが求められている。

そのような状況に対して、平成26年8月29日に総務省自治財政局公営企業課より「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が公表された。その結果、下水道事業(及び簡易水道事業)は重点事業とされ、平成27年度から平成31年度を集中取組期間として公営企業会計を適用することが求められた。



(出所:総務省自治財政局公営企業課「公営企業の経営に当たっての留意事項」)

さらに、平成 27 年 1 月には総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」が发出され、地方公営企業法の財務規程等を適用していない公営企業について、同法の全部又は一部(財務規程等)の適用が要請された。

(3) 公営企業会計適用による影響

青森県の下水道事業特別会計は、上記要請を受けて、令和2年4月より地方公営企業法の規定のうち財務・会計に関する規定を適用している(一部適用)。ただし、監査の対象とした令和元年度は、従来の官庁会計方式によっている。

地方公営企業の会計方式は企業会計方式によっており、官庁会計方式には見られない多くの特色を有する。

① 発生主義、複式簿記に基づく記帳

官庁会計方式では、現金収入および支出の事実に基づいて経理記帳する現金主義会計が採用されている。一方、地方公営企業法第 20 条では「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、

かつ、その発生した年度に押しこもり当てなければならぬ。」とされており、発生主義会計が採用されている。また、記帳にあたっては、経済活動の2つの面に着目してすべての経済価値の変動を記録する複式簿記を採用することとされている。

このことから法適用企業では固定資産台帳を整備し、減価償却計算が行われることになる。

② 損益取引と資本取引の区分

官庁会計方式では予算決算は一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として歳入歳出をそれぞれ合算して差引剰余金を計算する。一方で、企業会計では歳入歳出を当年度の損益取引に基づきもの(収益的収支)と投下資本の増減に関する取引(資本的収支)とに区分して、企業の期間損益計算を明らかにするものとされる。

③ 決算書類

地方公営企業法が規定する決算書としては以下の5つがある。

書類の名称	内容
決算報告書	議決予算の執行結果を予算の区分に従って作成した報告書。
損益計算書	事業年度の経営成績を明らかにするために作成する計算書。
剰余金(又は欠損金)計算書	剰余金(利益剰余金及び資本剰余金)がその年度中どのように増減したかを示すために作成される計算書
剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書	未処分利益剰余金(利益処分の対象となる剰余金)の処分、又は欠損金の処理に関する計算書。
貸借対照表	毎事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成する計算書。

なお、キャッシュ・フロー計算書は、決算に併せて提出すべき書類として作成される。

法適用企業と法非適用企業の決算報告の相違点

項目	法適用企業	法非適用企業
主な決算書類	貸借対照表 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書	歳入歳出決算書
会計情報	資産・負債・資本 収益・費用 収入・支出	収入・支出

6. 経営戦略の策定

(1) 経営戦略とは

総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日)において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を公営企業に求めている。

経営戦略についての基本的な考え方と構成は以下のとおりである。



また、経営戦略の策定の目的は以下のように説明されている。

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していく必要があります。

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められます。

こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づき計画的な経営に取り組み、徹底した効

率化、経営健全化を行うことが必要です。そのために、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まれるようお願いいたします。

出所：「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日 総務省自治財政局)

「経営戦略」の位置づけ及び必要性については、ガイドラインに以下のとおり示されている。

「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見直しを試算した計画(以下「投資試算」という。)と、財源の見直しを試算した計画(以下「財源試算」という。)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。

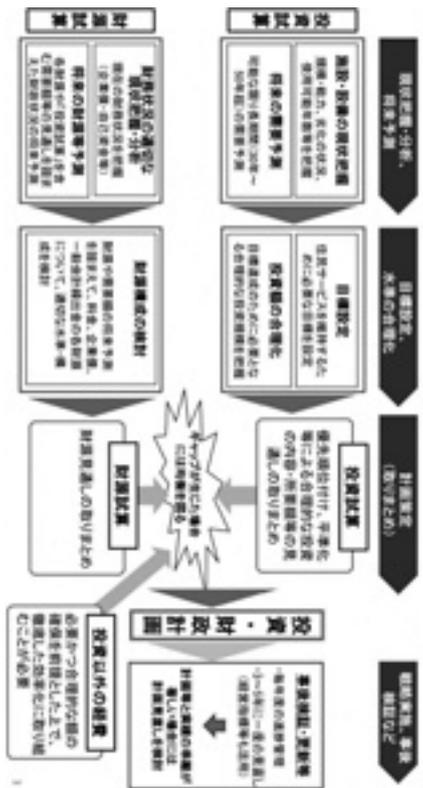
策定後もそれに基づき取組を毎年度、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な見直しを行うことにより、経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールと位置づけられる。この策定過程において、経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機となるものである。

出所：「経営戦略策定・改定ガイドライン」(平成31年3月29日 総務省自治財政局)

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」策定の流れの概略は以下のとおりである。

「投資・財政計画」(収支計画)策定までの流れ①

「投資戦略」を中心とする「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の意思である「投資計画」等の支出と、削減見直しである「削減計画」が両方ともによりに調整した収支計画。



「投資・財政計画」策定までの流れ②(投資計画等と削減計画の整合性検証)

- 「投資計画」等の支出と削減計画」にギャップがある場合には、以下のようギャップ解消に取り組むことが必要。
- 投資以外の経費について、必要かつ合理的な量の削減を判断した上で、更なる効率化に取り組むことが必要。



「投資・財政計画」策定までの流れ②(投資計画等と削減計画の整合性検証)

「投資計画」等の支出と削減計画」にギャップがある場合には、以下のようギャップ解消に取り組むことが必要。

○ 投資以外の経費について、必要かつ合理的な量の削減を判断した上で、更なる効率化に取り組むことが必要。

(2) 青森県における経営戦略の策定状況

総務省からは前出の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知)だけでなく、「経営戦略の策定推進について」(平成28年1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知)や「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」(平成31年3月29日付総務省自治財政局公営企業課長等通知)が発出され、公営企業の経営戦略の策定が要請されていた。

また、経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月24日 経済財政諮問会議)においては、平成32年度までに公営企業の経営戦略策定率を100%にするとしており、全ての公営企業で策定が求められている状況であった。

こうした中、工業用水道事業については、平成30年3月に県土整備部整備企画課において「青森県工業用水道事業経営戦略」が策定されている。

一方、下水道事業については、令和元年度末時点で経営戦略が策定されていない状況であった。なお、監査時点でのヒアリングによると策定中であり、令和2年度中に完成する予定であるとのことだった。

第4部 外部監査の結果及び意見(総論)

1. 経営計画及び使用料収入について

経営計画及び使用料収入に関連する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

事業	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	指摘事項 1-1	県HPIに開示されている整備構想の記述に一部誤りがある。
下水道	意見 1-1-1	長期的な経営戦略の策定が必要である。
下水道	意見 1-1-2	岩木川流域下水道の汚泥処理に関して、広域化・共同化を推進してほしい。
下水道	意見 1-2-1	延滞の発生予防に努めてほしい。
下水道	意見 1-2-2	十和田湖特定環境保全公共下水道事業について、水質保持と経済的効果のバランスを考慮した経営戦略の策定が必要。
工業用水道	意見 3-1-1	送水幹線の更新計画を経営戦略に反映するべき。
工業用水道	意見 3-1-2	更新計画策定において考慮すべきリスクが種々ある。
工業用水道	意見 3-1-3	技術職員の年齢構成や資格取得者の確保に努めることが望ましい。
工業用水道	意見 3-2	特定料金の単価を引き上げることが望ましい。

(1) 下水道事業の経営戦略策定の必要性とその活用について
 公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、長期的な見通しの重要性は高まっている。

流域下水道の長期的な投資計画及び財政計画を示すことは、負担金を支払う流域関連市町村等の下水道の長期計画立案に資するものであり、流域関連市町村等の住民が負担する使用料への影響を見通すことも可能にするものである。下水道事業の持続可能性や将来の下水道使用料について見通しを示すことは、住民の暮らしの安心を確保する上で重要である。人口減少に伴い受益者の負担が増えることが予想されるが、受益者一人当たりの負担額が現状と比較してどれだけ増える見込みなのかという情報を、住民に提供する意義は大きい。

また、独立採算が原則とされる公営企業の経営において、十和田湖特定環境保全公共下水道事業における恒常的な一般会計による繰出額は、下水道事業の直接の受益者である住

人とそれ以外の県民の間の公平性の問題を生じさせている。一方で、十和田湖はその清澄な湖水、湖周と奥入瀬溪流の景観が、「十和田人幡平国立公園」ならびに「特別名勝および天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流」に指定されるなど、東北地方はもとより、我が国の代表的な自然景勝地となっており、青森県を代表する観光資源である。したがって、十和田湖及びその下流域域を含めた水質の保全は、県民全体にとって有益であると考えられることも可能である。そうした中、経営戦略によって長期的見通しを示すことで、この問題に関する議会や住民の理解を得ながら、将来的な議論の契機とすることが必要と考える。

さらに、長期的な経営戦略を活用した議論の中で、十和田湖特定環境保全公共下水道事業における使用料の料金設定については、共同利用している秋田県を含めて議論を深めることが必要である。

(2) 広域化・共同化による県内下水道事業の持続可能性確保について

岩木川浄化センターにおいて、県は汚泥処理の有効活用策に付随して汚泥処理施設の共同処理を検討している。

人口減少により将来的に生ずる処理施設能力の余剰分を有効活用し、県全体としてより効率的な処理を模索することは、汚泥の共同処理の領域に留まらない。県内の汚水処理施設の統廃合等の「ハンド面」だけでなく、ICT 活用による汚水処理の集中管理や維持管理の共同化等の「ソフト面」も含めた広域化・共同化は、施設の有効かつ効率的な活用を通じて県全体としての汚水処理コスト削減につながる重要な施策であり、県がリーダーシップを発揮し、重点的に推進してほしい。

今後、県の人口減少が見込まれる中で、県及び市町村の下水道経営は厳しさを増していくものと思われる。下水道施設の老朽化も進み、更新のためのコストを一層要することになる。そのような中、県は流域下水道や十和田湖特定環境保全公共下水道だけでなく、市町村等の下水道事業も含めた県内下水道事業を全体として持続可能なものとするために、市町村等と検討体制を速やかに構築し改革を進めることが必要である。

(3) 工業用水道事業の経営戦略について

工業用水道事業では平成 30 年3月に、平成 30 年度から平成 39 年度の 10 年間で対象期間とする経営戦略を策定している。しかし、工業用水道事業における最大の懸念事項は、その 10 年間でより後に見込まれる送水幹線の更新である。

経営戦略は長期的な観点から行うべきであり、事業の最も大きな課題に触れていない経営戦略は有効でない。経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機とするというのが経営戦略の趣旨であり、一定の仮定をおいて戦略に盛り込むことによって、議論の契機とすべきである。

100 億円から 200 億円以上とも試算される送水幹線の更新について、その詳細は固まっていないが、だからこそ 30 年～50 年超の長期にわたる試算を複数パターンで行い、その仮定

や結果を示すことで、議会や住民との議論の契機とすることが必要なのではないだろうか。
 財務シミュレーションの一例として、更新のタイミングを可能な限り後倒しすることにより、現状の使用料の値上げを回避できるという試算もあるが、長い投資回収期間にわたって現状の収入が継続して確保できる保証はなく、また、仮定している耐用年数は法定耐用年数の1.5倍以上であり、使用に耐えられないリスクもある。
 また、使用料の設定についても、現状の経営戦略が対象としている 10 年間で見れば改定の必要性を認識することはできないが、さらに長期的な投資計画を踏まえれば、改定に関する議論は避けられないものと思われる。

2. 固定資産管理

固定資産管理に関連する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

事業又は法人	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	指摘事項 1-3-1	固定資産台帳登録データの一括読込時に誤りがある。
下水道	指摘事項 1-3-2	固定資産台帳上、取得価額の登録に誤りがある。
下水道	指摘事項 1-3-3	固定資産台帳上、十和田の土地 2 件について所在地入力漏れがある。
下水道	意見 1-3-1	資産番号の付番ルールを文書化する必要がある。(上北地域県民局)
下水道	意見 1-3-2	固定資産台帳と現物の整合性が確認できない資産がある。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-3-3	地方公営企業会計移行に対応した備品シールの貼付ルールを定めることが望ましい。(三八地域県民局)
下水道	意見 1-3-4	地方公営企業会計移行に対応した備品シールの貼付ルールを定めることが望ましい。(上北地域県民局)
下水道	意見 1-3-4	固定資産管理シールや資産番号の付番方法、定期的な実査をルール化し、固定資産台帳と現物が整合するように管理を徹底することが望ましい。
建技センター	意見 2-1	固定資産の計上科目及び耐用年数の適用誤りがあった。
工業用水道	指摘事項 3-3-1	固定資産の計上科目及び耐用年数の適用誤りがあった。
工業用水道	指摘事項 3-3-2	作成され保管されているべき規程がなかった。
工業用水道	指摘事項 3-3-3	減価償却調書と減価償却明細表に記載された当期償却額が誤っている。
工業用水道	指摘事項 3-3-4	固定資産台帳の記載内容に更新漏れがある。
工業用水道	指摘事項 3-3-5	一部の固定資産について、固定資産台帳に残存価額が記載されていない。
工業用水道	意見 3-3-1	手書きの固定資産台帳を廃止し、固定資産管理ソフトウェアを導入することが望ましい。
工業用水道	意見 3-3-2	減損会計に関する規程を整備する必要がある。

下水道事業及び工業用水道事業では、施設の整備・改修・更新及びその計画策定が中心的な業務であるが、その基礎となる固定資産の管理は重要である。

全体的な傾向として、高度経済成長期以降に集中的に整備された施設・設備の老朽化が急速に進みつつある一方で、人口減少等により料金収入の減少が見られる公営企業においては、将来にわたり住民サービスを安定的に継続する施設・設備の更新に、限られた財源で取り組んでいかねばならない。このため、固定資産台帳を適切に整備することが求められている。

また、経営計画立案、投資意思決定の基礎資料として、現状を正確に把握するために、固定資産台帳のデータはその取得、管理、処分について実態と常に整合していることが必須である。

(1) 固定資産台帳へのデータ登録ミス

下水道事業については、【指摘事項 1-3-1】【指摘事項 1-3-2】【指摘事項 1-3-3】において、固定資産台帳へのデータ登録ミスに関する指摘を行っている。その他、関連する意見としては、資産番号の付番ルールの文書化を求めた【意見 1-3-1】がある。

工業用下水道事業については、【指摘事項 3-3-1】【指摘事項 3-3-4】【指摘事項 3-3-5】において、固定資産台帳へのデータ登録ミスに関する指摘を行っている。

償却資産の取得価額や耐用年数の適用誤りは、その完成年度だけではなく、減価償却を通じてその耐用年数に渡り決算数値に影響を与える。担当者の資質や能力に依存することなく固定資産台帳を適切に維持・管理していくためにも、データ登録時のチェック体制を整備することが望ましい。

(2) 固定資産台帳と現物の整合性確保のための適切な備品シールの貼付

下水道事業については、【意見 1-3-2】【意見 1-3-3】【意見 1-3-4】において、固定資産台帳と現物の整合性確保のための適切な備品シールの貼付を求めている。

また【意見 2-1】は、建設技術センターに対する意見であるが、固定資産台帳と現物の整合性確保は、外郭団体においても適正な財務諸表作成のために重要である。

(3) その他

その他の指摘としては、【指摘事項 3-3-2】において、資本的支出と収益的支出の区分を適正にするために、公営企業財務規程において作成することが規定されている「別の定め」が存在しないことについて、早急な作成と保管を求めている。

また【意見 3-3-1】では固定資産台帳を手書きで作成することの非効率や事務ミス防止の観点からソフトウェア導入について提言している。

さらに、【意見 3-3-2】において減損会計に関する規程の整備を求めている。

3. 契約事務

契約事務に関連する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

事業又は法人	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	指摘事項 1-4-1	契約変更理由は適切に文書化する必要がある。(中南地域県民局)
下水道	指摘事項 1-4-2	指名競争入札の指名業者選定数が少ない。(中南地域県民局)
下水道	指摘事項 1-4-3	起案書において、随意契約とする理由の記述に誤りがある。(上北地域県民局)
下水道	意見 1-4-1	積算業務の委託に関する起案書において、一者随意契約とする理由の記述が不適切又は不十分である。
下水道	意見 1-4-2	委託先の再委託契約に関して、公正性や競争性が担保されていることを確認し文書化することが望ましい。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-4-3	契約後に契約内容変更を防止するために、工事内容を事前に適切に把握することが望ましい。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-4-4	契約書において契約単位が明記されていない。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-4-5	物品の購入に関する起案書において、一者随意契約とする理由の記述が不十分である。(中南地域県民局)
下水道	意見 1-4-6	指名競争入札における指名業者が3年連続で固定されているのは、契約の公正性確保の観点から望ましくない。(三八地域県民局)
建技センター	意見 2-6	指名競争入札の採用理由を明確に文書化すべきである。
建技センター	意見 2-7	指名競争入札の業者選定理由について、文書化することが望ましい。
建技センター	意見 2-8	指名競争入札における指名業者数について、一律に5者に限定することは望ましくない。
工業用下水道	意見 3-4-1	予定価格については、過去の取引実績等を加味し適正な価格を設定することが望ましい。
工業用下水道	意見 3-4-2	競争性向上のため、指名事業者数の増加や一般競争入札の採用が望ましい。
工業用下水道	意見 3-4-3	指名競争入札における指名業者の固定化を回避することが望ましい。

(1) 指名競争入札採用が実務上原則化している【意見 2-6】【意見 3-4-2】
 契約額が一定金額以下の工事契約や物品契約について、実務上、原則として指名競争入札が採用されている様子が伺われた。

しかし本来は、一般競争入札が原則的な契約方法である。地方自治法第 167 条では指名競争入札の採用要件が以下の場合に限定されており、指名競争入札はあくまでも例外的な契約方法とされている。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わらざるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

県では規則により、契約額が一定金額以上の契約について一般競争入札採用によることを定めているが、その反対解釈として金額以下の契約には特に理由なく指名競争を採用しているのが実情である。すなわち一般競争入札によらざるを得ないと定めた金額基準に満たない契約については、適切かどうかを検討されることなく指名競争入札を採用する傾向にあり、規則で定める例外事項が原則化している。

事務手続が簡略だというメリットはあるが、取引の公正性や競争性の確保を優先すべき場合もあると考えられる。例えば、専門性の低い工事等はあえて指名競争にする必要はなく、また、物品の購入については基本的には競争性の確保を優先するメリットがある。

また、指名競争入札採用の理由が文書化されていないのは問題である。指名競争入札を採用する場合、個別契約ごとに地方自治法の要件への適合性を常に文書化し、検討過程を記録すべきと考える。

(2) 指名競争入札における指名業者選定の文書化について

【指摘事項 1-4-2】【意見 1-4-6】【意見 2-7】【意見 2-8】【意見 3-4-3】

指名業者の選定過程について、県では指名業者選定調書を作成している。しかし、指名業者選定調書では選定結果と選定委員会で承認された事実が記載されているにすぎず、選定過程は不明である。指名された事業者の指名された理由や、指名から漏れた事業者が指名から漏れた理由は不明である。実態的な判断メモは各担当者が保存している場合もあるが確定ではない。選定過程を文書として保管することを望ましい。

(3) 随意契約とする理由の検討【指摘事項 1-4-3】【意見 1-4-1】【意見 1-4-5】

地方自治法施行令第 167 条の2は、随意契約にすることができる場合を限定している。随意契約は、指名競争入札同様例外的な契約方法であり、随意契約による場合はその理由が地方自治法施行令第 167 条の2に掲げるとの理由に該当しているか、慎重に検討する必要がある。しかし起案書における理由の記述が不適切、不十分または重要な点で記述のミスがある

にもかかわらず、決裁されているという実態があり、所管部署で十分な検討が行われているかどうか疑わしい。

随意契約については、随意契約とする理由の公開を検討することを提言したい。

初めから契約の相手方を少数に限定あるいは特定したうえで契約締結交渉をした場合は、当該業者との癒着が生じたり、不当に高い対価を支払う結果となるおそれがあることと、現実にはそのようなことはないとしても、住民がそのような疑惑を抱き、ひいては、行政に対する信頼がなくなるおそれがある。単に有利な契約条件を獲得することだけでなく、契約手続の公正さを確保する手段として以上の対策を提言する。

(4) その他

契約変更については、まず【指摘事項 1-4-1】で契約変更の際の変更理由の文書化を求めている。また【意見 1-4-3】では、契約変更を未然に防止するため事前の検討を慎重に行うことを求めている。

また、再委託契約に関する公正性を確保するために、【意見 1-4-2】では委託先の契約について確認及び文書化することを求めている。

さらに【意見 1-4-4】では契約書に契約単位が明記されていないかかった事務ミスについて、【意見 3-4-1】では予定価格が過大に設定されることのリスクに対して意見を述べている。

4. 下水道事業の経費負担区分の合理性について

下水道事業の経費負担区分に関連する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

事業	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	指摘事項 1-5	人件費の負担区分が実態と乖離している。
下水道	指摘事項 1-6	各下水道事業への共通経費の配賦基準が合理的ではない。
下水道	意見 1-6	収益的収支と資本的収支の区分について、適切な区分方法の整理が必要である。

下水道事業の運営に係る経費は、一般会計が負担すべき経費を除いて、独立採算の原則に基づき使用料や負担金により賄うべきものとされている。このことは公平性確保のための受益者負担の考え方が背景にある。したがって、一般会計に区分し県民全体が負担すべき経費と、特別会計が負担すべき経費を厳格に区分することは重要である。

また、特別会計には、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖特定環境保全公共下水道の3つの区分がある。

岩木川流域下水道あるいは馬淵川流域下水道に区分された経費は、関連自治体等への負担金となり、最終的にはそれぞれの流域下水道の受益者が負担することになる。一方、十和田湖特定環境保全公共下水道に区分された経費については、下水道利用料や補助金等で賄えない分は、一般会計からの繰出金として下水道を利用していない県民を含めた県民全体が負担することになる。

さらに、特別会計においては、下水道事業の経費が事業費及び管理費に区分される。県では負担金の単価を定めず、関連自治体等が流入下水道量や協議により決定した割合で負担する形式を採用している。したがって、ある経費を事業費に区分するか管理費に区分するかによって、関連自治体等が負担する額は変動する。そのため、事業費と管理費の区分も厳格に行う必要がある。

このように人件費を含む経費の区分は全県民の利害に直結しており、公平性に十分配慮する必要がある。したがって、経費負担区分については合理的な基準を設け厳格に適用することにより、住民の利害を適切に調整することが会計の役割として求められている。

5. 消費税

消費税に関連する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

事業	指摘事項・意見 No.	内容
下水道	意見 1-7-1	仕入税額控除の計算方法の選択については、慎重に行うことが望ましい。
下水道	意見 1-7-2	税務専門家の関与を検討することが望ましい。
下水道	意見 1-8	補助金の通知文に、消費税に関する誤解を招く記述があるので、削除することが望ましい。
工業用下水道	指摘事項 3-6	税率区分(8%課税と10%課税)の集計において、一部誤りがあった。
工業用下水道	意見 3-6-1	仕入税額控除の計算方法の選択については、慎重に行うことが望ましい。
工業用下水道	意見 3-6-2	税務専門家の関与を検討することが望ましい。

下水道事業と工業用下水道事業は、それぞれの特別会計ごとの法人が行う事業とみなされ、消費税法の規定に従い消費税等の納税主体となり申告・納付を行っている。

今回の監査では、近年複雑化するともに、税率が10%に引き上げられたことに伴い重要性を増している消費税に関連する財務事務を取り上げた。

(1) 計算過程の複雑化と影響の増大に対する理解

【指摘事項 3-6】にある集計ミスは、税率の引き上げに伴って引き起こされたものであり、消費税の複雑化と関連している。また、【意見 1-8】の通知文における消費税の誤解を招く不要な記述は、補助金の内容を吟味せず、他の補助金と一律に標準的な文言を使用した結果引き起こされたものである。これらは、計算過程の複雑化やそれに対応する消費税に関する理解不足から生ずるものであると考えられる。

(2) 仕入税額控除の計算方法選択と税務専門家関与の検討

下水道事業と工業用下水道事業に共通して、仕入税額控除の計算方法選択と税務専門家関与の検討について意見を述べている。【意見 1-7-1】【意見 1-7-2】【意見 3-6-1】【意見 3-6-2】申告書作成担当者は数年で交代することが通例であるが、仕入税額控除の計算方法選択の有利不利判定等は複雑性が伴うものであり、前年を踏襲する等の方法だけでは選択を誤るリスクが高い。したがって、その選択についてはより慎重な判断が求められるが、計算誤りを防止し、より適正な申告を確保する観点からは、税務の専門家を関与させることを検討することも有用であると考えられる。

6. 工業用水道事業の personnel 費及びその他会計関連

上記までに記載した項目以外で、工業用水道事業に関連する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

事業	指摘事項・意見 No.	内容
工業用水道	意見 3-5-1	賞与引当金の計算基準を文書化すべき。
工業用水道	意見 3-5-2	退職給付引当金の計算基準を文書化すべき。
工業用水道	意見 3-5-3	退職給付引当金の計算のための基礎データを整備することが望ましい。
工業用水道	意見 3-5-4	令和元年度末における退職手当計算書(最終分)を保管する必要がある。
工業用水道	意見 3-5-5	人事記録に関して、関連部署と確実な情報共有を行うことが望ましい。
工業用水道	指摘事項 3-7-1	帳簿間の転記ミス及び帳簿上の集計ミスがあった。
工業用水道	指摘事項 3-7-2	譲渡性預金の表示に誤りがある。
工業用水道	意見 3-7	会計ソフトウェア導入について検討することが望ましい。

(1) 引当金の計算基準明文化

工業用水道事業では、地方公営企業会計を適用しており、賞与引当金や退職給付引当金が計上されている。しかし、賞与引当金と退職給付引当金の具体的な計算基準は財務規程等において明文化されておらず、前年度を踏襲することにより計算が行われているのが現状である。計算方法の継続性や明瞭性を確保するために、計算基準を具体的に明文化しておく必要があると考える。【意見 3-5-1】【意見 3-5-2】

(2) 財務事務に関する環境の整備

【意見 3-5-3】及び【意見 3-5-5】は、退職給付引当金計算の基礎となるデータの整備及び情報共有の在り方等に関する意見である。経費計算に関する環境整備を進めたい。

【指摘事項 3-7-1】では、帳簿間の転記及び帳簿上の集計における単純ミスについて指摘している。これは最終的な決算数値には影響していない。

しかし、青森県公営企業財務規程は、昭和42年に公布・施行されたものであり、そこで定められた帳簿組織やその転記等の事務は、IT の利用により業務の効率化を図ることが当然となっている現代では、合理的とはいえない。そこで【意見 3-7】では、業務の効率化を図りつつ事務ミスを減らすことを目的として、会計ソフトウェア等の導入を検討することを提言している。

7. 建設技術センター

上記までに記載した項目以外で、建設技術センターに関連する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

法人	指摘事項・意見 No.	内容
建設センター	指摘事項 2-1	仕掛品の評価は、人件費だけでなく減価償却費その他の経費も含めた原価計算により行う必要がある。
建設センター	指摘事項 2-2	建設資材の材料試験事業における費用は、事業原価等の適切な勘定科目により表示する必要がある。
建設センター	指摘事項 2-3	減価償却方法の変更について、その理由が正当なものであるかどうか検討されていない。また、財務規程も改定されていない。
建設センター	指摘事項 2-4	賞与引当金を計上する必要はある。
建設センター	指摘事項 2-5	役員賞与引当金を計上する必要がある。
建設センター	指摘事項 2-6	役員退職慰労引当金を計上する必要がある。
建設センター	指摘事項 2-7	役員に対する賞与支給金額の計算根拠は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において明確に定める必要がある。
建設センター	指摘事項 2-8	財務諸表に対する注記として、貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金の注記が必要である。
建設センター	指摘事項 2-9	重要な会計方針の変更に関する注記(減価償却方法の変更)では、変更の理由及びその影響額も併せて注記することが必要である。
建設センター	指摘事項 2-10	関連当事者との取引について、注記が必要か否かを検討する必要がある。
建設センター	指摘事項 2-11	附属明細書において、貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金の明細を開示することが必要である。
建設センター	意見 2-2	貸倒引当金について、計上基準を財務規程に定める必要がある。
建設センター	意見 2-3	助成金の使途に関する確認事務が不十分である。
建設センター	意見 2-4	公益法人の役員報酬規程はセンターネットワークでも開示することが望ましい。

建設センター	意見 2-5	事業費と管理費に共通する費用に関して、配賦基準を文書化することが望ましい。
--------	--------	---------------------------------------

建設技術センターについては、主として、財務諸表に関連した公益法人会計基準等の会計基準への準拠性に関して問題が多かった。それぞれ会計処理に関する修正や適正な開示、規程の整備等を行う必要がある。

(1) 会計処理に関する指摘事項・意見

【指摘事項 2-4】【指摘事項 2-5】【指摘事項 2-6】では引当金の計上要件をみたす賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金の計上もれについて指摘している。

その他、【指摘事項 2-1】では適正な原価計算により仕掛品の評価を行うべきことを、【指摘事項 2-3】では減価償却方法の変更については変更の理由についての正当性検討の必要性を指摘している。

(2) 財務諸表等の開示に関する指摘事項

財務諸表等の開示に関する指摘事項は以下のとおりであり、いずれも適正な開示を行う必要がある。

- ・ 適切な勘定科目によって表示する必要がある。【指摘事項 2-2】
- ・ 重要な会計方針として、引当金の計上基準を注記する必要がある【指摘事項 2-8】
- ・ 重要な会計方針の変更に関する注記(減価償却方法の変更)では、変更の理由及びその影響額も併せて注記することが必要である。【指摘事項 2-9】
- ・ 関連当事者との取引内容については、注記が必要かどうかの検討が必要である。【指摘事項 2-10】
- ・ 附属明細書には、引当金の明細を開示する必要がある。【指摘事項 2-11】

(3) 財務規程等への規定や改定、基準の文書化が必要なもの

その他、財務諸表の作成の基準となる財務規程への規定や、役員賞与の計算根拠を役員報酬規程に定めることについて、以下のとおり指摘又は意見を述べている。

- ・ 減価償却方法を変更した場合は、財務規程の改定が必要である。【指摘事項 2-3】
 - ・ 賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金、貸倒引当金の計上基準も財務規程に定める必要がある。【指摘事項 2-4】【指摘事項 2-5】【指摘事項 2-6】【意見 2-2】
 - ・ 役員に対する賞与支給金額の計算根拠は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において明確に定める必要がある。【指摘事項 2-7】
- さらに、【意見 2-5】では、事業費と管理費に共通する費用に関して、会計処理の根拠とするための配賦基準の文書化について提言している。

- (4) その他
 - ・ 助成金の使途に関する確認事務を十分に行うことが望ましい。【意見 2-3】
 - ・ 役員報酬規程は、ホームページでも公開することが望ましい。【意見 2-4】

第5部 外部監査の結果及び意見

1. 下水道事業

1. 経営計画

(1) 概要

① 下水道計画

下水道計画の概要については第3部の「3.青森県の下水道計画」を参照されたい。なお、第3部で取り上げた以外にも、県では、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全公共下水道のそれぞれについて全体計画及び事業計画を策定している。

② 下水の汚泥処理

汚水の処理過程で発生した下水汚泥は、従来は廃棄物として処理されていたが、平成 27 年の下水道法改正において「公共下水道管理者は、発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない。」と努力義務が追加規定され、近年は堆肥や建築資材利用等の多様な資源として有効活用が促進されている。

青森県の令和元年度における下水汚泥の処理状況は下表のとおりである。

【令和元年度 汚泥処理状況】

施設	脱水ケーキ*量 (t/年)	有効利用 割合	概算処理コスト (単位:万円,税抜)	処理方法
岩木川浄化セ ンター	24,722.8	100%	4,944.6	県施設で汚泥を焼却処理し、セメント原料として業者へ引き渡している。ただし、焼却炉停止時は、汚泥を脱水ケーキ化し、堆肥の原料として業者へ引き渡している。
馬淵川浄化セ ンター	4,247.0	100%	4,714.1	汚泥を脱水ケーキ化し、堆肥の原料として業者へ引き渡している。
十和田湖浄化 センター	61.1	100%	122.2	汚泥を脱水ケーキ化し、堆肥の原料として業者へ引き渡している。

(出所:県作成「下水汚泥状況調査」)

*: 脱水ケーキとは、下水汚泥(産業廃棄物)を脱水処理したものである。

表中の有効利用割合はすべての施設で 100%となっており、県施設にて発生した下水汚泥は全て有効利用されている状況にある。

また、表中の脱水ケーキ量から、岩木川浄化センターで多量の汚泥が発生していることがわかる。同浄化センターでは、汚泥の減容化を図るため汚泥焼却炉を平成 15 年 4 月から供用しているが、近年、経年劣化に伴う機器の健全度の低下や修繕等維持管理費の増加が懸念されており、県は汚泥焼却炉の改築・更新を見据え、汚泥焼却炉に替わる汚泥有効利用施設及び周辺他事業の汚泥の広域的な処理について検討を行っている状況にある。

(2) 実施した手続

経営計画に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項 1-1】 県HPに開示されている整備構想の記述誤りについて

青森県汚水処理施設整備構想(第4次構想)は業務委託により策定され、県 HP でも公開されているが、県 HP で公開されているバージョンには以下の誤りがある。

①HP 公開版の 5-8「図 5.4 区域の見直しによるコスト削減効果」
「今回構想」と「既構想」が逆。

②HP 公開版の 5-9
誤: 下水道処理区 66 処理区 合計 240 区
正: 下水道処理区 67 処理区 合計 241 区

住民に対する周知のためにも、情報公開の対象と取扱いには注意してほしい。

【意見 1-1-1】 長期的な経営戦略の策定が必要

県の下水道事業では、経営戦略が策定されていない。整備計画はあるが、その財源の見通しは示されていない。「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年8月 29 日 総務省自治財政局)や、「経営戦略」の策定について(平成 28 年1月 26 日 総務省自治財政局)では平成 32 年(令和2年度)までの経営戦略策定が要請されており、監査実施中に策定中という状況であった。

これは、下水道事業特別会計が、流域下水道の開連市町村等からの収入である負担金に単価を設定していないことや、十和田湖特定環境保全公共下水道において一般会計からの繰入金で一部支出が賅われていることが一因であると思われる。すなわち、負担金単価の設定や下水道使用料の見直し等に必要な長期的な財政計画策定は、優先的課題とされにくい環境にあったと言えるだろう。また、経営戦略策定においては、地方公営企業会計の適用を前提とした方が、長期的な投資計画及び財政計画を立案するのに有利であるとは考えられるが、県では令和元年度まで地方公営企業会計を適用していなかったため、地方公営企業会計の適用が優先されたという事情もあったものと推察される。

しかし、総務省による通知を待たずとも、公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急激な人口減少に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、長期的な見通しの重要性は高まっている。

流域下水道の長期的な投資計画及び財政計画を示すことは、負担金を支払う流域開連市町村等の下水道の長期計画立案に資するものであり、流域開連市町村等の住民が負担する使用料への影響も見通すことを可能にするものであると考えられる。下水道事業の持続可能性や将来の下水道使用料について見通しを示すことは、住民にとって有益である。

また、独立採算が原則とされる公営企業の経営において、十和田湖特定環境保全公共下水道事業における恒常的な一般会計による繰出額については、下水道事業の直接の受益者である住人とそれ以外の県民の間の公平性の問題が生じている。経営戦略によって長期的見通しを示すことで、この問題に関する議会や住民の理解を得ながら、将来的な議論の契機とすることが必要と考える。

【意見 1-1-2】 岩木川流域下水道での汚泥処理について

令和元年度において県は、青森県岩木川浄化センター汚泥有効利用基本構想検討委員会より、岩木川浄化センターにおける汚泥有効利用について答申を受けている。

答申によれば、下水汚泥の肥料化または燃料化学事業は、コスト面及び環境面等において既存の焼却方式に比べて有効であり、また、PPP/PP1 手法に基づく事業実施により、コスト面において従来の公設公営方式に比べて優位性が見込められることである。

さらに、将来的な人口減少により汚泥の発生量が削減される中、岩木川流域下水道だけでなく、周辺の他自治体で発生する汚泥を岩木川浄化センターの汚泥処理施設において共同処理することも検討されている。

人口減少による処理量の減少に対応して、将来的に生じる施設能力の余剰分を有効活用し、より効率的な汚泥処理を実現するために、広域化・共同化を指向することは重要である。このことは、県がより一ターゲティングを発揮し、重点的に推進していくことが望ましい。

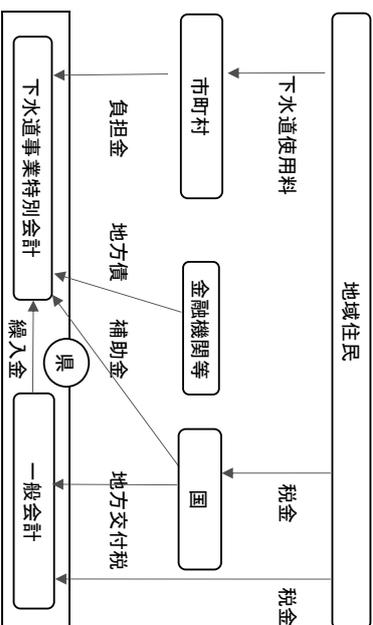
2. 収入

(1) 概要

① 県の下水道事業特別会計の財源

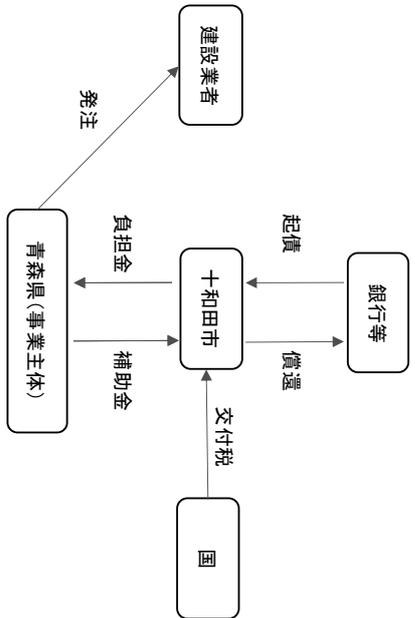
県が事業主体となり実施している下水道事業は、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖特定環境保全公共下水道の3事業である。当該3事業を合わせて下水道事業特別会計が設けられ、運営されている。

下水道事業については、受益者たる市町村から負担金を徴収しているほか、県債や国庫補助金等を財源として運営されている。十和田湖特定環境保全公共下水道事業では、さらに利用者からの下水道使用料や、一般会計からの繰入金を財源としている。



なお、十和田湖特定環境保全公共下水道については、十和田湖周辺地域で発生する汚水を処理し自然環境を保全する目的のもと、事業規模も市町村では実施困難であるため県が代わりに事業主体となり整備したものとされている。

ただし、県主体の事業であるが、公共下水道の建設に係る起債の償還金に対して措置される地方交付税の措置が市町村事業を対象としているため、県が起債する場合の地方交付税措置はないとの自治省見解のもと、十和田市が起債し、起債額を県に負担金として支出する一方で、償還金から交付税を除いた額を県から補助を受けるスキームをとっている。このスキームを図示すると以下のとおりとなる。



令和元年度歳入決算書(下水道事業特別会計)によれば、年度別の収入推移は以下のとおりとなっている(国庫補助金及び一般会計繰入金は除く)。

(単位:千円)

施設	科目	区分		令和元年度	
		平成29年度	平成30年度		
岩木川 流域下水道	負担金	事業費	180,268	179,304	214,972
		管理費	1,447,313	1,524,466	1,425,574
	諸収入	事業費及び 管理費	86,090	84,922	80,400

(単位:千円)

施設	科目	区分		令和元年度	
		平成29年度	平成30年度		
馬淵川 流域下水道	負担金	事業費	105,000	114,000	83,000
		管理費	565,109	573,481	569,056

(単位:千円)

施設	科目	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
			十和田湖 特定環境保全 公共下水道	負担金	事業費
	使用料及び手数料	管理費	19,257	19,462	17,253
	諸収入	事業費	8,102	15,828	11,402
		管理費	54,066	58,028	56,585

(科目の概要)

・負担金:

区分	内容
事業費	流域下水道の流域自治体(市町村)から受け取る収入。下水道施設の建設事業(処理場や管渠、ポンプ場等の新規建設及び更新等に係る費用)に係る市町村負担金。
管理費	流域下水道の流域自治体(市町村)から受け取る収入、維持管理分(処理場の運転、管渠や各種設備の修繕、点検業務、汚泥処理等に係る費用)に係る市町村負担金。

・諸収入:

施設	内容
岩木川 流域下水道	事業組合である津軽広域連合(後述)から受け取る建設事業費及び維持管理費。内容は、流域下水道の流域自治体(市町村)から受け取る負担金と同様。
十和田湖 特定環境保全 公共下水道	秋田県からの十和田湖特定環境保全公共下水道事業費の建設事業費及び十和田湖特定環境保全公共下水道維持管理費。

・使用料手数料:

内容
十和田湖特定環境保全公共下水道を使用している事業者及び住民から徴収した決算年度分の利用料金収入。

以下において、各施設別の収入の内容を解説する。

③岩木川流域下水道

受益者は8市町村(青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町)及び1事務組合(津軽広域連合)である。弘前市が全負担金のおよそ3分の2を負担している。

ア.流域下水道維持管理負担金(管理費)

平成15年3月18日開催の県議会において負担額について以下のように議決されている。
議案第六十九号 市町村に負担させる金額の決定の件

平成 15 年度以降の各年度に県が行う岩木川流域下水道の維持管理に要する費用の額から当該流域下水道の事業に係る起債の平成 15 年度以降の各年度における元利償還金に係る地方交付税に相当する額を控除して得た額を各市町村の流入下水水量に応じて案分して得た額

上記に基づき、各市町村長と県知事の間で「岩木川流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担等に関する基本協定書」を締結し、各市町村がそれぞれ負担する費用(維持管理負担金)は、上記維持管理費を青森県の管理する岩木川流域下水道に公共下水道から排除されるそれぞれの下水の量(流入下水水量)に応じて案分して得た額とされた。

なお、下水処理場への各市町村からの流入下水水量については計測できないため、有収水量(浄水場や配水場から送り出した水道水のうち、実際に使用された水道料金収入につながった水量をいう)と同量とみなして各自治体の長の申告した有収水量年度予測値に従い案分した金額を年4回に分割して徴収している。また、各年度末の維持管理費決算額及び各自治体の有収水量実績額に基づき翌年度に精算をしている。従って県に余剰は生じない。これは、過去に負担金単価を定め各市町村の責任水量制における計画水量を乗じて徴収していたところ、過大な累積収支差額が県に生じていたものを改めたものである。

4. 流域下水道建設負担金(事業費)

建設負担金の決定については、最終的には県議会の議決により市町村毎の負担額が決定されるが、その前段に流域下水道の受益者である各関係市町村の会合(連絡協議会、年3回)を開催して県担当が各市町村担当者と協議し意見調整を重ね、最終的な負担額の合意を取りつけたうえで議案として提出する(下水道法第三十一条の二第二項 冒頭略 市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえで、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない)。

なお、流域下水道受益者が増えた場合の考え方として、それまでの建設負担額は既存の受益者で一旦精算したうえで、新規参加の受益者には過去に遡って負担が出ない計算を行っている。

ウ. 諸収入

新たに、し尿処理施設の受益者として参加した、津軽広域連合が負担する流域下水道維持管理費及び事業費建設負担金収入である。

受益者である既存の市町村の全てが対象となっているわけではないため、計算便宜的に津軽広域連合を事務組合として、その負担額を組合代表である弘前市が津軽広域連合の長として県と協議の上、「岩木川流域下水道における津軽広域グリーンセンターからの下水の受入れに係る費用負担に関する基本協定書」を締結し、下水受入れに要する費用として、建設負担金及び維持管理負担金について毎年協定で決定している。

なお、負担額の案分計算は他の市町村と同じように、津軽広域連合を一つの自治体とみなして計算している。

④馬淵川流域下水道

受益者は、4市町(八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町)である。八戸市が全維持管理負担金の約3分の2を負担している。

ア. 流域下水道維持管理負担金(管理費)

岩木川流域下水道と基本的にほぼ同じ方法を踏襲している。

イ. 流域下水道建設負担金(事業費)

建設負担金の決定については、岩木川流域下水道と同じ方法を踏襲している。

なお、流域下水道受益者が新規に増加した場合、協議会において建設負担額の協議が行われる。直近の新規加入時には、新規参加の受益者が過去に遡って、建設当初から参加しているものとして負担割合の計算を行っている。

⑤十和田湖特定環境保全公共下水道

ア. 十和田湖特定環境保全公共下水道事業費の建設負担金の秋田県負担分(科目は諸収入)と十和田市の負担分(分担負担金)

昭和 56 年 3 月 28 日付「十和田湖特定環境保全公共下水道に関する覚書」によれば、下水道の施設のうち、幹線管渠(県境から終末処理場までの部分に限る)、終末処理場及び放流施設並びにこれらの施設を補完する施設であるポンプ施設(以下、共用施設という。)にあっては、下水道の管理者は青森県及び秋田県である。

また、共用施設の建設は青森県が行うものとし、秋田県は、共用施設の建設に要する経費のうち、当該建設に要する総事業費に、秋田県の計画汚水量比を乗じて得た額を工事費と事務費とに区分した場合における当該工事費の総額及び当該事務費の 10 分の 6 に相当する額の合計額を負担するものとされている。

令和元年度当初予算額において、総事業費約 51.9 百万円のうち上記の計算のもとで、青森県が 35.9 百万円に対して秋田県は 16.0 百万円の負担額となっている(計画汚水量比については、青森県が 68.85%に対して秋田県は 31.15%)。

なお、青森県は当該負担分 35.9 百万円から国費 17.2 百万円を差し引いた金額 18.7 百万円については、当該下水道施設の受益者である十和田市に全額負担させている(科目は負担金)。昭和 56 年 6 月 27 日付で青森県と十和田湖町(現:十和田市)の間で「十和田湖特定環境保全公共下水道の費用負担に関する覚書」を締結し、その負担関係を定めている。但し、

十和田市が当該負担金の支払いのために起債した金額の毎年の元利償還金のうち、普通交付税基準財政需要額算入相当額を控除した額を、県が十和田市に補助金として交付しているため、十和田市は起債するものの実質的な負担は生じていないことである。

イ. 十和田湖特定環境保全公共下水道管理費の秋田県負担分(科目は諸収入)

平成18年4月1日付「秋田県十和田湖公共下水道の事務の委託に関する基本協定書」によれば、「秋田県が負担する委託事務の管理及び執行に要する経費の額は以下のとおり算定するものとし、各年度の金額及び支払い方法は、各年度毎に締結する協定で定めるものとし、とある。

その算定方法とは、固定的経費に秋田県側の日最大計画汚水量の全体に占める比率を乗じたものと、変動的経費に秋田県側の年間実流入水量の終末処理場における処理水量に占める比率を乗じたものとの合計とされる。

⑩十和田湖特定環境保全公共下水道の使用料手数料

ア. 下水道使用料の算定方法

青森県は、十和田湖特定環境保全公共下水道の使用料徴収事務を十和田市に委託している。十和田市は、月一回の県に対する調定報告書の作成、納入通知書の作成及び送付、納入事務、滞納者への督促などを行っている。なお、滞納者への対応については、滞納した年度と翌年度の間は十和田市、それ以上滞納しているものは県が行っている。

<十和田市に対する委託業務の概要>

・十和田市が実施している簡易水道に関わる水量メーター(十和田市において水道料金を徴収しているものに係わる者を除く。)及び青森県が設置する地下水利用者の水量を測定するための地下水流量メーターの検針業務並びに使用者に対し、水道水及び水道水以外の水の使用に関し、排除汚水量の認定に必要な報告を求めること。

・徴収業務

下水道使用料の調定及び調定報告書の作成、下水道使用料納入通知書の作成及び納入義務者送付、下水道使用料の納入事務、下水道使用料滞納者台帳の作成、下水道使用料滞納者への催促、下水道使用料の決算
 ・下水道使用料の過誤納金の還付に関すること

イ. 使用料単価について

使用料単価は、青森県公共下水道条例第 14 条及び別表(第 14 条関係)に基づき、下表のように定められている。平成3年の供用開始から使用料単価に変更はない。

<使用料単価>

区分	認定排除汚水量	金額
基本料金	10 m ³ まで	900 円
	10 m ³ 超 30 m ³ 以下の部分	110 円/m ³
従量料金	30 m ³ 超 50 m ³ 以下の部分	160 円/m ³
	50 m ³ 超	250 円/m ³

※上表は取扱金額であり、消費税は別途加算する。

ウ. 延滞の状況について

<令和元年度滞留状況>

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	18,678 千円	17,253 千円	一千円	※1 1,425 千円
過年度分	19,114 千円	301 千円	一千円	※2 18,813 千円
合計	37,793 千円	17,554 千円	一千円	20,238 千円

※1 表中の金額のうち、令和2年 11 月時点での収入未済額は5千円。

※2 表中の金額のうち、15,964 千円については令和2年 10 月において不納欠損額として処理している。これは、清算中の法人に対する債権。平成 27 年4月 23 日の破産手続廃止決定の確定による破産債権届出及び国税徴収法の例による交付要求の完了から5年が経過し、本債権に係る消滅時効が完成したため令和2年度の処理となった。

(2) 実施した手続

収入に係る関連資料を入手し、必要な監査手続き(閲覧、突合、分析、質問等)を実施し、負担金や諸収入の精算手続、使用料の算定方法、延滞の状況とその対応について確認した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 1-2-1】延滞の発生予防について

十和田湖特定環境保全公共下水道の使用料に関する過去3年間の過年度収入及び不納欠損発生額の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
調定額	28,639	22,997	19,114
収入済額	1,065	727	301
不納欠損額	5,038	3,303	—
収入未済額	22,535	18,967	18,813

上記に加え、令和2年10月時点の不納欠損が15,964千円発生している。不納欠損の発生は受益者負担の原則に反する事態であり、重大な問題である。なぜこのような過大な金額になってしまったのか、延滞金額が小さい時点で何らかの対応を図れなかったのか等検証し、再発防止に努めてほしい。

なお、上記不納欠損控除後の収入未済額は監査時点(令和2年10月)で4,138千円となっている。収入未済額の確実な回収と滞納発生防止に引き続き力を注いでほしい。

【意見 1-2-2】 十和田湖特定環境保全公共下水道事業について

「特別名勝および天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流」は、観光地として観光排水及び生活排水の流入量が過去に増大し、湖の水質悪化が問題視された時期があった。この状況を踏まえて水質悪化の原因とみられる観光排水及び生活排水の汚濁負荷を削減することにより、十和田湖及びその下流域を含めた水質の保全対策が必要となり、青森・秋田両県は、昭和55年度に、十和田湖特定環境保全公共下水道事業(神秘的な湖水とヒメマスを守る下水道)に着手し、整備を進めた結果、平成3年4月1日から供用開始となっている。

ただし、一般的な公共下水道のように経済比較で合理的な排水方法(最寄りの水域に排水するなど)を採用できず、湖内及び奥入瀬溪流にも排水できないためポンプ場7機、放流管渠20kmを敷設するなど特殊性の高い割高な施設となっており、加えて、使用料収入は、平成9年の66,937千円をピークに年々減少し、平成28年には20,000千円を割り込んでいる。収入増加の取り組みとして、過去に使用料の値上げも検討されたが、共同事業者の秋田県側の同意を得ることができなかった等の経緯もあり、現在も料金改定に至っていない。

秋田県の負担金や、地域住民、ホテル等観光施設からの下水道使用料収入だけでは、維持管理費が賅えず、最近年度は1億円程度の赤字で一般会計からの繰入金で補填されている状況である。

計画時にもともとの収支均衡は予定されていたかったものといえ、当該事業についてより簡素な効率的な設備による代替が可能か否か具体的に検討する等、改めて水質保持と経済的効果のバランスを考慮した経営戦略の策定が必要と考えられる。

3. 固定資産

(1) 概要

① 公営企業法の適用開始に伴う固定資産台帳の整備

令和2年度より、県の下水道事業は地方公営企業会計を適用している。そのため県は、令和元年度末の帳簿価額を期首残高として、固定資産台帳を作成した。今年度の包括外部監査においては、固定資産の整備状況について監査を実施した。

② 固定資産台帳整備の目的

総務省が公表している「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」(平成27年1月)では、固定資産台帳を整備する主な目的として、以下の二つの理由が挙げられている。

第一に、現在の価値や減価償却額といった固定資産についての情報(固定資産情報)が、公営企業の経営情報(損益情報・ストック情報)の重要な要素の一つであり、財務諸表(貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)等)を作成し、経営情報を正確に把握するために必要不可欠な情報であること。公営企業会計を適用する目的は、公営企業の経営や資産の状況等を的確に把握し、経営基盤の強化に適切に取り組むための基礎情報とすることである。固定資産の現在の価値、帳簿原価、取得年度、耐用年数、減価償却額等が適切に把握していないと、財務諸表を作成することができず、経営状況も資産の状況も把握することができない。このため、固定資産情報を適切な形で取りまとめた帳簿である固定資産台帳を整備することが必要となる。特に留意すべき点として、料金により経費を賄うことが原則である公営企業においては、固定資産を整備するために行った投資について、その固定資産が価値を有する期間、適切な形で費用としての期間配分を行い、配分された費用を料金算定に反映させることが望まれる。地方公営企業法第20条第2項が、地方公営企業は、「その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならぬ」としているのは、このことが大きな理由である。

第二に、固定資産の現状を的確に把握すること自体が、経営基盤の強化に有効であること。公営企業は、基本的に施設・設備が存在しなくては住民サービスを継続することができず、施設・設備を維持・管理し、老朽化した場合には更新することが求められる。これらを適切に行うためには、固定資産の現状の把握を要するため、固定資産情報を適切な形で取りまとめた帳簿である固定資産台帳を整備することが必要となる。全体的な傾向として、高度経済成長期以降に集中的に整備された施設・設備の老朽化が急速に進みつつある一方で、人口減少等により料金収入の減少が見られる公営企業においては将来にわたり住民サービスを安定的に

継続する施設・設備の更新に、限られた財源で取り組んでいかなければならない。このため、固定資産台帳を適切に整備することが求められている。

③固定資産台帳の標準的な記載項目

固定資産台帳への記載項目は、貸借対照表・損益計算書の作成を適正に行うために必要な固定資産情報を記載することを基本として、さらに保有資産の状況(施設の老朽化等の現状)を合理的な水準で把握するために必要な固定資産情報を記載することができるよう設定することが必要である。

<青森県下水道事業 固定資産台帳サンプル>

区分	種別	名称	所在地	取得年月	取得価額	償却方法	償却年数	償却済み額	残存価額	備考
有形固定資産	建物	庁舎	青森市	2010.10	100,000,000	定額法	10	10,000,000	90,000,000	
		庁舎	青森市	2015.03	50,000,000	定額法	10	5,000,000	45,000,000	
		庁舎	青森市	2018.01	30,000,000	定額法	10	3,000,000	27,000,000	
		庁舎	青森市	2020.01	20,000,000	定額法	10	2,000,000	18,000,000	
		庁舎	青森市	2022.01	10,000,000	定額法	10	1,000,000	9,000,000	
		庁舎	青森市	2023.01	5,000,000	定額法	10	500,000	4,500,000	
		庁舎	青森市	2024.01	3,000,000	定額法	10	300,000	2,700,000	
		庁舎	青森市	2025.01	2,000,000	定額法	10	200,000	1,800,000	
		庁舎	青森市	2026.01	1,000,000	定額法	10	100,000	900,000	
		庁舎	青森市	2027.01	500,000	定額法	10	50,000	450,000	
無形固定資産	ソフトウェア	システム	青森市	2010.10	10,000,000	定額法	5	2,000,000	8,000,000	
		システム	青森市	2015.03	5,000,000	定額法	5	1,000,000	4,000,000	
		システム	青森市	2018.01	3,000,000	定額法	5	600,000	2,400,000	
		システム	青森市	2020.01	2,000,000	定額法	5	400,000	1,600,000	
		システム	青森市	2022.01	1,000,000	定額法	5	200,000	800,000	
		システム	青森市	2023.01	500,000	定額法	5	100,000	400,000	
		システム	青森市	2024.01	300,000	定額法	5	60,000	240,000	
		システム	青森市	2025.01	200,000	定額法	5	40,000	160,000	
		システム	青森市	2026.01	100,000	定額法	5	20,000	80,000	
		システム	青森市	2027.01	50,000	定額法	5	10,000	40,000	

④固定資産管理に係る関連法令等

公営企業会計適用後の下水道事業の固定資産管理に係る主要な関連法令として、地方公営企業法、地方公営企業法施行規則及び青森県下水道事業財務規則(令和2年4月1日施行)がある。

<地方公営企業法>

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

3 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

<地方公営企業法施行規則>

第五条 固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 有形固定資産
 - 二 無形固定資産
 - 三 投資その他の資産
- 2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。

- 一 次に掲げる資産(ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。) 有形固定資産
 - イ 土地
 - ロ 建物及び附属設備
 - ハ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。)
 - ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備
 - ホ 船舶及び水上運搬具
 - ヘ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
 - ト 工具、器具及び備品(耐用年数が一年以上のものに限る。)
- チ リース資産(当該地方公営企業がリース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。)
- リ 建設仮勘定(ロからトまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)
- ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

<青森県下水道事業財務規則>
(帳簿の種類及び保管)

第十二条 下水道事業の業務に係る取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。

七 固定資産台帳
(帳簿の記帳)

第十四条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明らかに記帳しなければならぬ。

(帳簿の照合)

第十五条 帳簿は、随時照合して、その正確な残高を確認するように努めなければならない。

(固定資産の減価償却の方法)

第六十九条 償却資産のうち、有形固定資産の減価償却は、次条の規定によるものを除くほか、定額法によって取得の翌年度から行う。

⑤ 下水道事業における固定資産

固定資産の内容は、主として施設や設備の建設用地、管路やポンプ等の下水設備及びその電気設備等である。固定資産管理台帳に記載すべき固定資産の設置場所は以下のとおりである。

・岩木川水きりセンター(浄化センター)

施設区分	数量	名称
管渠	管渠 6 幹線	岩木・弘前幹線 黒石・藤崎幹線 大鰐・田舎館幹線 板柳・藤崎幹線 浪岡・田舎館幹線 常磐・田舎館幹線
ポンプ場	中継ポンプ場 9 施設	藤崎ポンプ場 田舎館ポンプ場 平賀ポンプ場 弘前ポンプ場 板柳ポンプ場 浪岡ポンプ場 田舎館第2ポンプ場 平賀第2ポンプ場 大鰐ポンプ場

処理施設	終末処理場 1 施設	岩木川浄化センター
------	------------	-----------

・馬淵川水きりセンター(浄化センター)

施設区分	数量	名称
管渠	管渠 5 幹線	八戸幹線 六戸・八戸幹線 下田幹線 六戸・下田幹線 五戸・八戸幹線
ポンプ場	中継ポンプ場 7 施設	八戸汚水中継ポンプ場 百石汚水中継ポンプ場 下田第1汚水中継ポンプ場 下田第2汚水中継ポンプ場 下田第3汚水中継ポンプ場 下田第4汚水中継ポンプ場 六戸汚水中継ポンプ場
処理施設	終末処理場 1 施設	馬淵川浄化センター

・十和田湖水きりセンター(浄化センター)

施設区分	数量	名称
管渠	管渠 2 幹線	休屋・宇樽部幹線 子ノロ・宇樽部幹線
ポンプ場	中継ポンプ場 5 施設	子ノロポンプ場 宇樽部ポンプ場 休屋第1ポンプ場 休屋第2ポンプ場 休屋第3ポンプ場
処理施設	終末処理場 1 施設	御前ヶ浜 宇樽部キャンピング場 休屋第一 休屋第二 宇樽部第二 子ノロキャンピング場
処理施設	終末処理場 1 施設	十和田湖浄化センター

⑥固定資産台帳作成業務の概要

固定資産台帳の作成に際し必要な固定資産調査及び評価業務は、中南地域果民局、三八地域果民局及び上北地域果民局のそれぞれにおける委託業務として実施された。また調査及び評価結果のデータを固定資産システムへ登録する業務は、本庁の都市計画課における委託業務として実施された。業務の概要は以下のとおりである。

業務名	発注者	受注者	契約方法	契約金額
岩木川流域下水道 公営企業会計移行 固定資産調査・評価 業務委託	青森県中南地域果民局 地域整備部 下水道課	A社	指名競争 入札	41,981千円
馬淵川流域下水道 公営企業会計移行 固定資産調査・評価 業務委託	青森県三八地域果民局 地域整備部 下水道課	B社	指名競争 入札	39,960千円
十和田湖特環下水道 公営企業会計移行 固定資産調査・評価 業務委託	青森県上北地域果民局 地域整備部 企画整備課	C社	指名競争 入札	4,535千円
青森県下水道事業 公営企業会計システム 構築業務	青森県 県土整備 部都市計画課	D社	指名競争 入札	14,893千円

(出所：県提出資料より監査人作成)

⑦固定資産台帳作成業務フロー

公営企業法適用に伴う固定資産台帳作成の業務フローは以下のとおりである。

手順	担当部署	作業内容
1.決算書の 整理	都市計画課 都市政策グループ	岩木川(中南地域果民局・馬淵川(三八地域果民局)・十和田湖(上北地域果民局)それぞれの過去の歳入・歳出簡別一覧表を作成し、各地域果民局担当者に送付する。
	各地域果民局 地域整備部 下水道課	歳入・歳出簡別一覧表から、建設支出及び財源を抽出し整理する。また、消費税処理のための圧縮処理を行う。

2.固定資産 対象リストの 作成	(上北は企画整 備課)	用地、工事、委託、補償、備品、無形固定資産、受贈財産等の固定資産対象項目についてリストを整理するとともに、決算額との整合確認、不明資産の調査等を実施する。
3.管渠工事 位置の確認		現存する管渠工事の竣工図等をもとに管渠台帳図に対する工事位置を把握し、管渠台帳と管渠工事の関係が分かるリストを作成する。
4.事務費の 配賦		決算額と固定資産対象リストを基に、事務費を算定し、配賦計算を行う。
5.建設財源 の配賦		決算額を基に、事務費配賦後の工事等に、国庫補助金、起債、受益者負担金、一般会計繰入金等の財源を配賦する。
6.付帯経費 の配賦		固定資産対象項目に対し、付帯工事、委託、補償等の付帯経費を配賦する。
7.資産の分 類		管路施設以外の資産対象を、設計書を基に分解し、耐用年数を設定する。
8.取得価額 及び財源一 覧の作成		登録資産の取得価格を整理するとともに決算額年度別簡別一覧をもとに財源(歳入額)を整理する。(国庫補助金、負担金、起債、一般会計繰入金など)
9. 固定資産 評価及び減 価償却費の 算定		これまで分類整理された資産について、取得時期、取得価額、耐用年数、減価償却計算をもとに、企業会計開始時の令和2年4月1日現在における帳簿価額を算定する。
10.固定資産 登録用デー タの作成		調査及び評価した固定資産登録用のデータを、導入する固定資産システムにコンバート可能なデータ形式で作成する。
11.固定資産 システムへの 登録	都市計画課 都市政策グループ	各地域果民局にて作成された登録用データを、固定資産システムに読み込ませ登録する。

(出所：県提出資料より監査人作成)

(2)実施した手続

固定資産台帳等財産管理関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、

分析、質問等)を実施することにより、固定資産に係る事務手続の合规性等を検証した。
また、固定資産について実在性を確認するため、固定資産台帳からサンプルを抽出し、固定資産の実査を行った。

【実査対象固定資産一覧】

No.	事業区分	資産番号	資産名称	勘定科目
1	岩木川	100000041210065-00	No.1 薬品コンテナ	処理場機械設備
2	岩木川	100000041210066-00	No.2 薬品コンテナ	処理場機械設備
3	岩木川	100000041210067-00	除湿機	処理場機械設備
4	岩木川	100000052210019-00	上皿天秤(A)	工具、器具及び備品
5	岩木川	100000052210021-00	コーニーカウンター	工具、器具及び備品
6	岩木川	100000052210013-00	ガスクロマトグラフ	工具、器具及び備品
7	岩木川	100000052210014-00	ガスクロマトグラフ	工具、器具及び備品
8	馬淵川	200020070601001-00	高圧蒸気滅菌器	工具、器具及び備品
9	馬淵川	200020080102001-00	処理場 LCD 監視装置-1(LCD-A1)	処理場電気設備
10	馬淵川	200020080102002-00	データサーバー (SV-A1/2)	処理場電気設備
11	馬淵川	200020080601003-00	赤外線水分計	工具、器具及び備品
12	馬淵川	200020090102002-00	帳票プリンター (PRT-1)	ポンプ場電気設備
13	馬淵川	200019900101024-00	No.1 自動除塵機	ポンプ場機械設備
14	馬淵川	200019900101027-00	スクリーンカオパクターシ(台車付)	ポンプ場機械設備
15	十和田	3040000000053500-00	汚泥脱水機補助継電器盤機能増設 (Ry-5)	処理場電気設備
16	十和田	3040000000053600-00	終沈汚泥脱臭設備補助継電器盤機能増設 (Ry-2)	処理場電気設備
17	十和田	3040000000060000-00	充電器盤 (DCB-2)	処理場電気設備
18	十和田	3040000000060100-00	蓄電池盤 (DCB-3)	処理場電気設備
19	十和田	304000000007900-00	自動スライヤー	ポンプ場機械設備
20	十和田	305000000000200-00	処理場模型製作 全体模型	工具、器具及び備品

(出所：固定資産台帳より監査人抜粋)

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項 1-8-1】 固定資産台帳登録データの一括読み時の誤り

固定資産台帳を閲覧したところ、岩木川の事業区分で登録されている土地について、面積が入力されておらず、また 14 件の固定資産については取得年月日が令和 981 年等、明らかに誤っている日付で登録されていた。さらに十和田の事業区分で登録されている固定資産について、設置場所が本来は「十和田市」と入力されるべきものが、全て「平川市」として入力されていた。

上記事項は固定資産台帳に登録資産のデータをインポートする際に、誤ったデータで登録したことにより生じた。各地域県民局では仕様書の要求に従いデータを作成したものの、コード番号の誤りや、入力行の誤り、正確に読み込める形式のデータになっていない等の要因により、固定資産システムにデータをインポートした際にエラーとして誤った登録内容で取り込まれたものである。

データが本来意図した内容と異なる内容でシステムにインポートされたとしても、データ読み込後のエラーチェックを実施していれば発見・修正が可能であったと考えられる。果は当該業務の検収前に、入力後のエラーチェックを委託業者に要請すべきであった。

非償却資産やすでに償却が完了している資産については、取得日の登録に誤りがあったとしても減価償却費の計算に与える影響はない。しかし、資産の取得年月日や所在地の情報は資産管理上、重要である。今後固定資産システムへ新規資産を登録する際は、入力内容の確認だけではなく、データ入力後、意図した内容で固定資産システムに登録されているか確認し、適切に固定資産台帳が維持・管理されるよう、務めていただきたい。

【岩木川取得年月日登録誤り対象資産】

資産番号	固定資産名称	取得年月日 (訂正前)
100000011110019-00	岩木・弘前幹線用地	令和 981 年 04 月 01 日
100000011110020-00	岩木・弘前幹線用地	令和 981 年 04 月 01 日
100000011110021-00	岩木・弘前幹線用地	令和 981 年 04 月 01 日
100000011110022-00	岩木・弘前幹線用地	令和 981 年 04 月 01 日
100000011110023-00	岩木・弘前幹線用地	令和 981 年 04 月 01 日
100000011110024-00	大鵬田 倉館幹線 管渠用地	令和 981 年 04 月 01 日
100000044320074-00	動力き電盤 (HP-7)	明治 32 年 01 月 01 日
100000044320075-00	No.1 汚水ポンプ現場操作盤 (P-21)	明治 32 年 01 月 01 日
100000083110001-00	区分地上権	明治 32 年 01 月 01 日

100000083110002-00	区分地上権	明治 32 年 01 月 01 日
100000083110003-00	区分地上権	明治 32 年 01 月 01 日
100000013320005-00	藤崎ボンプ場用地	令和 981 年 04 月 01 日
100000013360001-00	浪岡ボンプ場用地	令和 981 年 04 月 01 日

【指摘事項 1-3-2】 固定資産の取得価額の誤り

平成30年度第6990号「十和田湖特環下水道子ノロボンプ場汚水ボンプ修繕工事」で取得した固定資産2件について、本来は実際の工事請負金額2,689,200円(税込)を基に固定資産の取得価額を算定すべきところ、実際は入札の際の設計額2,894,400円(税込)を基に固定資産の取得価額を算定しており、結果としてボンプ場機械設備の金額が過大となっていた。

償却資産の取得価額の誤りは、その完成年度だけではなく、減価償却を通じてその耐用年数に渡り決算数値に影響を与える。担当者の資質や能力に依存することなく固定資産台帳を適切に維持・管理していくためにも、新規資産登録の際のチェック体制を整備することが必要である。

【平成 30 年度第 6990 号 該当固定資産】

事業区分	資産番号	資産名称	取得価額(訂正前)
十和田	30400000000	No1-1 汚水ボンプ (修繕部品交換)	1,279,700 円
十和田	30400000000	No1-2 汚水ボンプ (修繕部品交換)	1,279,700 円

【指摘事項 1-3-3】 十和田の土地 2 件の所在地入力漏れ

固定資産台帳を閲覧したところ、十和田の事業区分で登録されている土地について、所在地が入力されていないものが2件あった。固定資産台帳読みデータ作成時の入力ミスによるものであり、現在は修正され正しい住所が入力されている。

固定資産台帳を整備する目的は、公営企業会計に則った決算書を作成するのみならず、固定資産の現状を的確に把握し、より効率的な設備の維持・管理に資することにある。この点、土地の所在地番は管理上重要な情報であり、固定資産台帳にはすべての土地の所在地を登録すべきである。

【対象資産】

事業区分	資産番号	資産名称	所在地
十和田	30100000000014 00-00	休屋第2、休屋第3ボンプ場用地	大字奥瀬字十和田 480番地

十和田 00-00	30100000000015	休屋第2ボンプ場 用地	大字奥瀬字十和田 479番地
--------------	----------------	-------------	-------------------

【意見 1-3-1】 資産管理ルール of 文書化 (上北地域県民局)

資産の管理は浄化センターを管轄する各地域県民局地域整備部にて行われるため、資産番号の付番ルールの詳細は、事業区分ごとに異なっている。この点、中南地域県民局と三八地域県民局には資産番号の付番ルールが文書として保管されていたが、上北地域県民局では文書化されたルールが無かった。上北地域県民局の地域整備部担当者に質問したところ、付番ルールは県が使用する公営企業会計システムの仕様に則って本庁の指示に基づき決められている旨、資産の検索には資産番号は利用していないため、付番ルールが共有されていないことも業務には支障はない旨の回答があった。

この点、公営企業会計システムの管理は本庁で担当しているが、それぞれの固定資産の管理は各地域県民局で所管している以上、十和田の固定資産管理番号の付番ルールは上北地域県民局地域整備部でも把握しておくべきである。また、異動等により担当者が一定期間で入れ変わることが想定されるため、基本的なルールは文書化し部署内で共有することで、引継ぎ等が円滑に行われるようにすることが望ましい。

【意見 1-3-2】 固定資産の実査結果 (中南地域県民局)

固定資産台帳より7件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。

No.4 上皿天秤 (A) ※

資産番号	100000052210019-00
資産名称	上皿天秤 (A)
勘定科目	工具、器具及び備品
取得日	昭和 62 年 3 月 19 日

※:No.1は「(2)実施した手続」に記載した「実査対象固定資産一覧」の番号である。(以下、意見 1-3-3 及び意見 1-3-4 において同様)



備品シールが貼付されているが、品名及び番号が固定資産台帳と異なっており、関連性が不明確である。取得年月日も記載されていない。
適切な備品シールの貼付等により、固定資産台帳と現物の整合性を確保することが必要である。

No.6 ガスアクトグラフ及びNo.7 ガスアクトグラフ

資産番号	100000052210013-00	100000052210014-00
資産名称	ガスアクトグラフ	ガスアクトグラフ
勘定科目	工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
取得日	昭和62年3月17日	昭和62年3月17日
取得価額	136,036 円	166,316 円



資産番号が二つあるが、機器本体は1台しか無い。備品シールの貼付は1箇所しか確認できなかった。隣に設置されていた記録計には他の備品シールが貼付されており、2つの備品がセットとは認められない。台帳によれば、取得年月日が同じだが、取得価額が違っているので、本体と付属機器の可能性もある。

備品シールが貼付されているが、固定資産台帳の記録と関連性は不明である。もとは建設技術センター(旧青森県下水道公社)の資産だったので、そのシールを貼り直してない状況であった。

適切な備品シールの貼付等により、固定資産台帳と現物の整合性を確保することが必要である。また、現在には使用していないとのことであり、今後の使用予定を加味して、除却も検討すべきである。

【意見 1-3-3】 固定資産の実査結果 (三八地域県民局)

固定資産台帳より7件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。

No.11 赤外線水分計

資産番号	200020080601003-00
資産名称	赤外線水分計
勘定科目	工具、器具及び備品
取得日	平成21年3月26日



10月26日に実査したところ、青森県財務規則に定められた規定に則って備品シールの貼付はされていた。

青森県財務規則には以下のとおり定められている。

(備品の標識)

第二百七十七条 物品供用員は、備品に標識(第四百十九号様式)を付しておかなければならない。ただし、物品の性質、形状その他の理由によつて標識を付すことが適当でないこと認められるものについては、この限りでない。

また、備品の管理のため、出納票を作成することが以下のとおり定められている。

(会計機関の記録)

第二百九十三条 会計機関は、次の各号に掲げる帳簿等を備え、物品の出納の記録をしなければならない。

- 一 備品出納票(第六十号様式)

上記の備品出納票については、以下のとおり作成されていた。



備品出納票によれば、令和2年4月1日に下水道特別会計が地方公営企業会計に移行することに伴い、青森県財務規則の規定の範囲外になるため、物品の処分が行われている。したがって地方公営企業会計への移行に伴い、備品シールを貼り直す必要がある。

ただし、令和2年4月1日に施行している「青森県下水道事業財務規則」には、備品シールの貼付等に関する具体的なルールは定められていない。

「青森県下水道事業財務規則」等に青森県財務規則と同様の規定を設け、適切な備品シールの貼付により、固定資産台帳と現物との整合性を確保することが必要である。なお地方公営企業会計移行後は、当該物品は固定資産台帳によって管理されるため、備品シールには、固定資産台帳上の資産番号・資産名称・取得日等を記載することが望ましい。

【意見1-3-4】固定資産の実査結果（上北地域県民局）

固定資産台帳より6件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。

No.20 処理場模型製作全体模型	
資産番号	305000000000200-00
資産名称	処理場模型製作 全体模型
勘定科目	工具、器具及び備品
取得日	平成2年3月31日



11 月9日に実査したところ、備品シールが貼付されていなかった。従来から青森県財務規則に基づきシールの貼付も行われていなかったとのことである。

ただし、令和2年4月1日に施行している「青森県下水道事業財務規則」には、備品シールの貼付等に関する具体的なルールは定められていない。

固定資産台帳と現物の整合性を確保し、固定資産の管理に資するために、「青森県下水道事業財務規則」等に具体的なルールを定め、備品シールを貼付することが望ましい。

4. 契約事務

(1) 青森県の契約事務総論

① 契約方法および長所・短所

青森県の契約事務は、法律、条例、財務規則等（以下、「規則等」とする）によって厳格に定められており、規則等に基づいた事務を行うことにより、公正性及び透明性が確保されるとともに、公共福祉の目的を効率的・効果的に達成することが可能となる。また、少子高齢化や収入の減少や社会保障関連経費の増加により地方財政が厳しくなか、規則等に基づいた経済的な調達・契約が一層求められている。

地方自治法第 234 条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する。」と規定しており、それぞれの契約種類の概要および長所・短所は以下のとおりである（「せり売り」は適用が限定的な方法であるため以下記載を省略する）。

(ア) 一般競争入札

種別	内容	
原則的方法	公告により一定の資格を有する不特定多数の者を対象とし、入札の方法によって競争させて契約者を決める方法	
	長所	短所
	<ul style="list-style-type: none"> ・業者にとって平等な参加機会、落札機会が確保される。 ・業者選定過程が明らかとなることから高い透明性が確保される。 ・業者間で競争性が発揮され、経済性が確保されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を履行する技術や能力が低い業者が落札した場合、要求品質を達せられないリスクがある。 ・業者間での過当競争やダンピングが発生するリスクがある。 ・契約までに期間を要し、また、事務手続の負担が大きい。

(イ) 指名競争入札

種別	内容	
例外的方法	果が資料、信用、技術力その他について適当と認める特定多数の者を指名し、入札の方法によって競争させて契約者を決める方法	
	長所	短所
	<ul style="list-style-type: none"> ・不信用・不誠実な業者を指名しないことで、誠実な業者の選定が可能となる。 ・技術や能力の高い業者を指名することで、高品質の成果品が得られやすい。 ・一般競争入札と比較して事務手続が簡便であり、事務コストが軽減される。 ・一般競争入札ほどではないものの、指名業者間にて競争性が発揮され経済性が確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の指名は自治体が行うため、指名過程が不透明・不公正となるリスクがある。また、指名の多寡により不公平性が生じる。 ・指名業者が固定化される結果、談合を誘発するリスクがある。 ・指名業者を過度に限定することにより、競争性が発揮されず不経済な結果となるリスクがある。

(ウ) 随意契約

種別	内容	
例外的方法	契約担当者等が任意に特定の者を選定して契約する方法	
	長所	短所
	<ul style="list-style-type: none"> ・手続が簡略で事務負担が大幅に軽減される。 ・能力や技術、実績を基に、最も適格と考えられる契約先が選定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札を行わないため競争性が発揮されず、不経済な契約を行ってしまうリスクがある。 ・契約先選定に恣意性が混入し、馴れ合いや不正が発生するリスクが高まる。 ・契約先が固定化されやすく、業者間の公平性が害されるリスクがある。

②例外的方法採用の要件

一般競争入札は、青森県の契約事務における原則的な方法で、要件を満たす限り誰でも参加可能であり、落札機会が平等に与えられるため公平性・競争性に優れており、原則最も安価な業者を選定するため経済性にも優れた方法である。ただし、競争入札に参加する者が多数となった場合に事務負担が大きいことや、不信用・不誠実な業者が混入した場合に、契約の適正履行が果たされないといった短所も認められる。

指名競争入札や随意契約によれば、一般競争入札の短所から発生するリスクは低減できるものの、地方自治体が契約行為において重視すべき公平性・競争性・経済性の観点から一定の短所が認められるため、あくまでも例外的な方法として位置づけられる。指名競争入札や随意契約の採用要件は規則等により厳格に定められており、以下のとおりとなる。

(ア) 指名競争入札の採用要件

指名競争入札は、下記囲みのとおり地方自治法施行令第 167 条に規定されているように一般競争入札との比較で指名競争入札にメリットが多い等の一定の要件を満たす場合に採用することができる。

<p>地方自治法施行令第 167 条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。</p> <p>三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>

(イ) 随意契約の採用要件

随意契約は、下記囲みのとおり地方自治法施行令第 167 条の2に規定されている要件を満たす場合に採用できる契約方法である。

<p>地方自治法施行令第 167 条の2(抜粋、一部監査人編集) 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が下欄に定める額を超えないものをするとき。</p>

契約の区分	予定価格の上限	適用
工事又は製造の請負	250万円	
財産の買入れ	160万円	
物件の借入れ	80万円	
財産の売払い	50万円	収入の原因となる契約
物件の貸付け	30万円	収入の原因となる契約
その他	100万円	

(注) 当表は監査人が青森県財務規則より追加した

- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 福祉施設等において製作された物品を規則で定める手続に買い入れる契約をするとき、シリンバー人材センター等から規則で定める手続により役務の提供を受ける契約をするとき。
- 四 知事の認定を受けた新商品等を規則で定める手続により買い入れるとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

(2)実施した手続

下水道事業における平成 29 年度から令和元年度の契約をサンプリングし、規則等への準拠性を主要な監査要点とし、契約の有効性、公平性、経済性、効率性という要点を含めヒアリング及び関連資料の閲覧検証を行った。また、契約方式の決定及び相手方の選定過程が妥当であるかという点について特に注意を払った。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項1-4-1】契約変更の適切な文書化について (中南地域県民局)

下記契約(締結しているのは「協定」であるが、内容は当事者間の契約内容を定めたものであり実施的に契約行為と考えられるため、以下「契約」とする)において、原契約の履行期限が渡線部のとおり延長されているものの、変更理由が文書化されておらず、完了遅延に伴う責任の所在も不明確であった。

【表 対象契約内容】

契約の種類	予定価格	契約金額	契約方法	契約相手
業務委託	74,500,000円 (税込、以下同)	74,410,000円 (税込、以下同)	一者随意契約	地方共同法人 日本下水道事業団
業務名		業務概要		
岩木川浄化センター外 再構築基本設計(ストックマネジメント 全体計画)業務		原契約履行期限	H31年3月29日	変更後履行期限 H31年6月28日
岩木川流域下水道ではこれまで、計画的に長寿命化計画に基づいた改築を実施している状況であるが、今後の継続的にストックの老朽化に応じた修繕・改築事業の実施が必要である。このような状況を踏まえ、本業務において岩木川流域下水道が保有するストックに対して維持・修繕及び改築を計画的に実施するためのストックマネジメント計画を策定するものである。				

契約変更を行う際には、その理由の合理性や、変更に伴う責任の所在等を明確にする必要があり、一般の支出以上に厳格な事務が求められるものと解する。また、県民に契約変更内容の合理性を適切に説明できる必要があるだろう。しかし、当契約の変更にかかる決裁書において変更理由は明示されておらず、別紙にて変更理由書等も綴られていない。現状で文書から読み取れる履行期限延長の経緯及び理由は不明である。また、他の契約では契約変更にかかる決裁書において適切に変更理由が記載されている一方で、当契約において変更理由が記載されていないことは、事務一貫性の観点から好ましくない。

あるべき履行期限延長の事務取扱としては、契約先から提出される履行期限延長にかかる要望書を県が受領し、その合理性や生じる損害の有無を検討し、それらを決裁書に適切に文書化したうえで各権限者が決裁することが求められる。そうすることで、履行期限延長の合理性の正確な判断と、県民への説明責任を果たせると考える。県には、適切な変更理由の文書化を求めたい。

【指摘事項 1-4-2】指名競争入札の指名業者選定数について（中南地域県民局）

年度	平成 31 年度(令和元年度)
業務番号	第 5473 号
業務名	岩木川浄化センター 焼却灰運搬業務委託
業務内容	焼却灰の運搬 年間業務委託予定量:677t 年間業務委託予定額:12,593,062 円 予定単価:18,441 円(H31.9 まで)、18,782 円(H31.10以降)
契約の方法	指名競争入札

上記の契約について、3者しか指名されていなかった。
この委託業務について、過去の指名業者選定数の推移は以下のおおりであった。

【指名業者選定の推移】

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
A 社	○	○	○	○	○	○
B 社	○	○	○	○	○	○
C 社	○	—	—	—	—	—
D 社	○	○	○	○	○	○
E 社	○	○	○	△	—	—
F 社	—	△	—	—	—	—
指名業者数	5 者	5 者	4 者	4 者	3 者	3 者

△は指名されたのち、辞退したことを示す。
(指名業者選定調査等より監査人作成)

上記のとおり、平成 28 年度より前年度に指名されたのち辞退した事業者について指名しな
い運用となっているが、代わりの事業者を新規に指名してないため、令和元年度において3
者のみ指名している状況となっている。

青森県財務規則では以下のおおりで定められており、5者以上選定することが望ましいとされ
ている。(青森県財務規則第145条)

第 145 条 契約担当者等は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札
者を指名するものとする。この場合において、その指名する者に対し、第 130 条各号に掲げ
る事項を通知するものとする。

2 前項の指名は、公平を旨とし、特別な理由がある場合を除き、いやくも特定の者に偏
重することがあつてはならない。

業務内容からすると、県内の産業廃棄物収集運搬業者のうち「はいじん」の運搬が可能な
事業者を選ぶことになる。該当する事業者は中南地域県民局管轄区域だけでも 15 者、さらに
東青地域県民局管轄区域にも 17 者あり、候補となる事業者は少なくない。実際には、この候
補の中から大型車両の保有台数等でさらに絞り込みをかける必要があるものの、3者しか候補
がないわけではないことは明らかである。

したがって、有利な契約条件の獲得や契約手続の公正さの確保といった観点から考えると、
少なくとも5者を選定する必要がある。

【指摘事項 1-4-3】随意契約の理由について（上北地域県民局）

公益財団法人日本下水道新技術機構と上北地域県民局が令和元年 11 月 14 日付で締結
した「十和田湖特環下水道十和田湖特定環境保全公共下水道の統合検討業務委託」の委託
契約に係る起案書を閲覧したところ、契約方法は随意契約とし、比較見積書は省略する旨が
記載されていた。随意契約及び比較見積書を省略する理由は、次のとおり記載されていた。

(公財)日本下水道新技術機構は、学会・産業界・官界の知識と経験を結集して、下水道事
業における課題を解決するための調査、研究、開発及び評価を行い、その成果を普及・啓
発し下水道事業への導入を促進等するために設立された法人である。
今回の業務委託は、十和田湖特環下水道十和田湖浄化センターにおける汚泥処理の統
合を図るための統合検討を行うもので、(公財)日本下水道新技術機構は、全国的な情報・
データ及び経験等を有する我が国唯一の下水道専門組織であり、かつ当該業務を遂行す
るにあたり、汚泥処理の統合検討に必要な各種情報提供及び具体的なかつ包括的な提案が
唯一可能な団体である。
従って、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により
(公財)日本下水道新技術機構と随意契約するものとし、青森県財務規則第 148 条の規定
により比較見積書の徴収を省略するものである。
(波線は監査人が追加)

一方、仕様書では委託業務の背景目的について以下のように記述されている。

十和田湖特定環境保全公共下水道事業（十和田湖処理区）は、平成3年の使用開始から30年近くが経過し、機械電気設備の更新時期を迎えている。一方、本事業を取り巻く社会環境の変化により流入水量が減少している状況の中、今後の設備更新並びに維持管理に係るコストの低減が大きな課題となっている。
本業務では、このような背景の元、汚水処理の広域化・共同化の可能性検討として、放流先付近にある十和田市焼山浄化センター（焼山処理区）への統合の可能性について検討を行うものである。

（波線は監査人が追加）

また、委託業務の成果物である報告書を閲覧しても、検討している内容は仕様書のとおり「汚水処理」の統合可能性である。したがって、「汚泥処理」という文言が誤りであることは明らかである。

随意契約は契約方法として例外であり、その理由は重要である。単なる文言の記載ミスであるとは言え、委託目的に関する記述ミスであり、内部統制の観点からも疑義がある。決裁書では複数の職員が押印しているにも関わらず、上記の誤りが発見されないという状況から考えると、内部統制の運用状況に重大な欠陥がある可能性も否定できない。

随意契約や比較見積書省略の妥当性については、特に慎重に判断することが必要である。また、契約の公正さを確保するため、随意契約の契約内容を公表することも検討することが望ましいと考える。

【高見1-4-1】積算業務に係る一者随意契約の理由について

発注工事の設計・積算について、各地域民局ではいずれも建設技術センターを契約先として、一者随意契約を締結している。

随意契約の理由としては、起案書等に以下のような記述がある。

【契約1：中南部地域民局】

公益財団法人青森県建設技術センターは、青森県的全額出資により昭和51年4月1日に設立された公益法人であり、同年4月5日付け青工換第53号で土木部長から当該センターの活用方針が示されている。この活用方針の趣旨は、当該センターが設計・積算等において県の歩掛りを使用し、設計内容及びその取扱いについても県と同様のものとなっております。設計内容に係る秘密性は十分に保たれていることから、土木部（県土整備部）当該センターを有効適切に活用すべきというものである。本委託業務については、上記方針に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により当該センターと随意契約

するものとし、また、青森県財務規則第148条本文の規定により見積依頼業者を一者とするものである。（略）

（出所：「第5474号 岩木川浄化センター外 機械電気設備修繕積算業務委託」平成31年4月1日付）

【契約2：三八地域民局】

同センターは、平成14年度から馬淵川浄化センターの維持管理を県から委託され下水道施設については精通しており、設計・積算についても県の歩掛りを使用しているため、設計内容及びその取扱いについて県と同等であることから、業務内容の秘密性は十分担保される。

このため、本業務を適正に遂行し、精度の高い成果を出すことができるのは県内で当該法人以外にないと認められる。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、青森県財務規則第148条本文「特別の理由」により、1者のみから見積書を徴取するものである。

（出所：「平成29年度 第5934号 馬淵川浄化センター外機械設備修繕積算業務委託」）

【契約3：上北地域民局】

当委託は、発注工事の設計に関連する業務である。
積算業務委託については一部守秘義務を条件として民間委託の試行が行われているが重要な構造物を含む積算については対象外となっている。

今回の業務は、設計積算内容の秘密性はもとより高度の積算能力を有していることが相手方選定の絶対条件となる。（公財）青森県建設技術センターは、昭和51年4月1日、県の全額出資により設立したもので、設計積算内容等の秘密性は十分保たれており、かつ高度な設計積算能力も有している。

また、同年4月5日付け青工換第53号により土木事業（工事）の調査・計画・積算等の委託にあたり、同センターを有効適切に活用すべきという趣旨の方針が示されてところであり、かつ同センターは設計・積算業務に数多くの実績もあり、誠実に履行している。

従って、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同センターと随意契約するものとし、青森県財務規則第148条の規定により比較見積書の徴取を省略するものである。

（出所：「委第6992号 十和田湖特定環下水道休屋宇棟部幹線管渠設置工事積算業務委託」）

【契約1】及び【契約3】では、昭和51年の建設技術センター設立当初に県の土木部長から発出された活用方針を根拠にしている。しかし、活用方針が記載された青工換第53号を閲覧したところ、「本センターを有効適切に活用するものとする」旨及び「土木工事の調査、設計

(変更を含む)積算及び工事管理の事務を委託できるものとする旨は記載されていたが、設立した建設技術センターを有効適切に活用するという方針を明らかにしたものであり民間委託を制限する意図はない。したがってこの活用方針は、随意契約の理由にはならないと考える。また、【契約2】や【契約3】では、秘密性の確保や建設技術センターが県の歩掛りを使用していることを随意契約の根拠としている。この点、従来は県の歩掛りは公表されておらず、秘密性を確保が重要視されていたが、現在では、歩掛りは公表されており、また契約の相手方が民間事業者であっても、契約上守秘義務を課したことが通常である。したがって、これらを随意契約の理由とするのは、現在の状況に即していない。

ただし、下水道は稼働を止めることが許されない重要構造物であるため、積算業務において過去の十分な実績があり、信頼性の高い建設技術センターに委託するという判断自体は、妥当であると考えられる。また、建設技術センターは下水処理施設の指定管理者として設備の点検業務も実施している。県はその点検結果によって修繕の計画を立てており、その優先度や設備の状況を熟知している建設技術センターに積算業務を委託することは、最も合理的とも考えられる。確かに、建設技術センターが指定管理事業者として施設の維持管理を担っている状況に鑑みれば、経済効率性の観点からも委託先として適切であり、随意契約が望ましいとされていることについては一定の理解ができる。

しかし、随意契約の起案書においては、本契約が競争入札に適さないとする理由としてその旨を記載するべきであり、安易な随意契約を防止し契約の公正さを確保する観点からは、起案書は単に前年の記載を踏襲するのではなく、随意契約とする理由を具体的に記載し、文書として残すことが必要である。また内部統制の観点からみると、起案書は回覧され決裁されるにあたって、当該随意契約の理由が十分かつ適切に記載されているかどうか、慎重に検討する必要がある。

【意見1-4-2】再委託契約に関する公正性の確保について (中南地域県民局)

前述【指摘事項1-4-1】契約変更の適切な文書化について記載した業務委託契約(岩木川浄化センター外再構築基本設計業務、以下「当業務」とする)は、地方共同法人日本下水道事業団(以下「下水道事業団」とする)への一者随意契約にて業務委託を行っており、その理由は以下のとおりである。

監査を実施したところ、一者随意契約の締結は、下水道事業団の性質や、能力等を勘案した場合に随意契約を選択した合理性は相応に認められるものと考えられた。

随意契約の理由	
日本下水道事業団は、地方公共団体の共通の利益となる事業等の実施主体として、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人である。日本下水道事業団法第1条によれば、①地方公共団体等の要	

請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助を行うこと。②地方公共団体等の要請並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること。等により、下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的としており、国の政策目標を追求する機関として位置づけられている。今回の業務委託は、岩木川流域下水道の終末処理場・中継ポンプ場のスンプケータメントの全体計画を策定するため、全体的な情報・データ、経験等を有する我が国唯一の下水道専門組織であり、下水道施設の再構築に必要な各種情報提供及び具体的なかつ包括的な提案が唯一可能である日本下水道事業団に対し、委託の要請書を提出するものである。

当業務における下水道事業団の役割は、全体的な管理や技術支援が主であり、業務の大部分は民間事業者A社への再委託にて行われている(委託金額66,960,000円)。ここで論点となるのは、下水道事業団がA社と締結した業務委託契約に公正性及び競争性が認められるかどうかという点にある。

この点、下水道事業団からはA社と契約を行った旨の通知(業務委託契約の締結について)が県に発出されるのみで、その契約方法の詳細については特段示されていない。確かに、下水道事業団は地方公共団体の下水道事業の代行を行う公的な機関であり、地方公共団体と同水準の公正性かつ競争性を担保した契約方式が導入されていることは想定される。一方で、県自らが契約の適正性をチェックできる体制は構築されていないことも事実である。過去に下水道事業団において官製談合事件等が実際にあったことや、県の監視の目が届き難いことから不公正な契約がなされるリスクは一定程度存在するものと解される。今後は、資金の出し手である県が主体的に、当事業団がホームページで掲載している入札結果を閲覧することや、下水道事業団の入札監視委員会の審査結果をホームページで確認すること、業務を担当する下水道事業団の担当者から報告を求めること等により、契約に公正性及び競争性が担保されていることを確認し文書化することが望まれる。

【意見1-4-3】工事内容の適切な設計について (中南地域県民局)

下記契約の総額は、波籾部のとおり37,884,000円から45,441,000円へと変更されている。

【表 対象契約内容】

契約の種類	当初契約金額	変更後契約金額	契約方法	取引内容
工事契約	37,884,000円 (税込、以下同)	45,441,000円 (税込、以下同)	条件付き 一般競争入札 2者 入札	田舎館第2中継ポンプ場電気目録設備更新工事

(波籾土監査人が追加)

増額は「破碎機故障信号通信のための機能増設工事」が主たる内訳であり、工事を行った

結果として判明した修繕等ではなく新規追加機器分の増額であると判断できる。県は新規追加機器を当初より必要な機能として把握し、積算内訳および工事仕様書に含めておくべきであった。そうすることで、新規追加機器分について入札による複数者の価格比較ができるため競争性がより一層発揮された可能性や、予定価格が増額されるため入札参加者が増加するといった効果が認められる。県は、必要な機器について事前に適切に把握し、積算内訳および工事仕様書に含めるべきである。

【意見 1-4-4】 契約書における契約単位の明記について (中南地域県民局)

以下の4件の契約書について、1トン当たりの単価が記載されているが、その単価が1トン当たりの単価である旨が契約書に明記されていなかった。

【契約書1】

年度	平成 31 年度(令和元年度)
業務番号	第 5470 号
業務名	岩木川浄化センター外 汚泥運搬処分業務委託
契約の方法	指名競争入札

【契約書2】

年度	平成 31 年度(令和元年度)
業務番号	第 5471 号
業務名	岩木川浄化センター 焼却処分業務委託
契約の方法	指名競争入札

【契約書3】

年度	平成 31 年度(令和元年度)
業務番号	第 5472 号
業務名	浪岡ポンプ場外 スクリーンかす運搬処分業務委託
契約の方法	指名競争入札

【契約書4】

年度	平成 31 年度(令和元年度)
業務番号	第 5473 号
業務名	岩木川浄化センター 焼却灰運搬業務委託
契約の方法	指名競争入札

参考として契約書の記載事例を以下に示す。

第3条 委託料は以下のとおりとする。		
資産の譲渡等の時期	単価	摘要
平成 31 年9月 30 日まで	〇〇円	消費税及び地方消費税〇円を含む
平成 31 年 10 月1日以降	〇〇円	消費税及び地方消費税〇円を含む

(注：単価及び消費税等の金額は仮定)

いずれも単価について指名競争入札を実施しており、入札手続の過程で契約単位については委託先にも示してあるため認識がずれるリスクは低いが、契約書の記載事項は重要であり、契約単位は明記することが必要である。

【意見 1-4-5】 物品の購入における一者随意契約の理由について (中南地域県民局)

岩木川浄化センターの汚泥焼却棟の砂ろ過器で使用している流動砂の購入は、一者随意契約によって行われていた。起案書の起案理由には、以下のとおり記載されていた。

既設の砂ろ過器で使用している流動砂(5号珪砂)については、下記依頼先でのみ取り扱っていることから、見積書の徴取先を1者とし、随意契約するものである。

また、見積依頼には、以下のように記載されている。

1 調達する物品
(1) 品名 流動砂
(2) 規格 5号珪砂
(3) 数量 9t

見積依頼の品名及び規格等からは、その特殊性が読み取れず、他の事業者から調達ができない理由が不明であり、起案書の記述も一者随意契約の理由としては不十分である。

ヒアリングの結果、砂の成分や大きさは特殊なものではないが、焼却炉内での流動性を確保するため形状は球に近い必要がある。さらに県が使用している汚泥の焼却炉の製品保証を継続させるためには、事実上同焼却炉メーカーの関連企業から調達する以外の選択肢がないことであった。

随意契約は例外的な契約方法であり、取引の公正性を確保するために、起案書に随意契約を採用する理由を記載する場合には、他の事業者から調達ができない理由を具体的に明記する必要がある。

【意見 1-4-6】 指名業者の固定化について (三八地域県民局)

以下の契約に係る指名競争入札において、指名業者5者が3年連続で同一だった。

第 5933 号 馬淵川浄化センター汚泥運搬業務委託

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年間発注実績	11,937,716 円	12,504,873 円	12,502,525 円

指名業者選定資料に記載されている選定条件を満たした業者数は平成 29 年度においては 18 者、平成 30 年度においては 19 者、令和元年度においては 20 者であるが、そのうち過去に指名又は契約実績を有する同じ5者を3年連続で選定している。

この点、汚泥の運搬業務については選定条件を満たしているのであれば、より多くの業者に入札の機会を与えるべきであり、単に過去の実績のみで絞り込みをしようことは新規参入の機会を不当に制限しているとの批判を免れないものと考える。

契約の公正性を確保するため、指名業者選定理由の文書化や一般競争入札の採用を検討することが望ましい。

5. 人件費

(1) 概要

①下水道事業における人件費の決算金額

下水道事業における人件費について、下水道事業特別会計の平成 29 年度から令和元年度までにおける決算統計別集計表から抽出すると下表のとおりとなる。

【図表 1 人件費の決算金額】

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
岩木川流域下水道事業費			
2 給料	12,698	11,820	14,711
3 職員手当等	6,813	6,720	8,614
時間外手当	700	700	700
その他職員手当	6,113	6,020	7,914
4 共済費	4,287	3,952	4,933
人件費計	23,798	22,492	28,258
馬淵川流域下水道事業費			
2 給料	6,375	6,763	5,487
3 職員手当等	4,090	4,170	3,614
時間外手当	800	800	800
その他職員手当	3,290	3,370	2,814
4 共済費	2,156	2,379	1,824
人件費計	12,621	13,312	10,925
十和田湖特定環境保全公共下水道事業費			
2 給料	1,143	1,539	634
3 職員手当等	555	747	308
時間外手当	-	-	-
その他職員手当	555	747	308
4 共済費	475	640	264
人件費計	2,173	2,926	1,206
下水道事業人件費合計	38,592	38,736	40,389

(増減理由の説明)

- ・令和元年度岩木川流域下水道事業費は、人事異動及び昇給により人件費が増額となっている。
- ・令和元年度馬淵川流域下水道事業費は、人事異動により前年度と比較して低額な給与者となったため人件費が減額となっている。
- ・令和元年度十和田湖特定環境保全公共下水道事業費は、人件費の配分計算の影響により減額となっている。
- ・時間外手当が3事業年度同額の理由は、後述する「⑦人件費決算額と科目別金額の確定」を参照のこと。

②下水道事業における担当組織

下水道事業に関連する担当組織については、下表のとおりである。

【図表2 下水道事業における担当組織】

担当部署名	担当グループ・課名	担当事業内容
県土整備部 都市計画課	都市政策グループ	予算・条例・維持管理
	下水道グループ	事業計画・公共下水道等市町村指導
		流域下水道・十和田湖特環・県代行事業
中南地域県民局地域整備部	下水道課	岩木川流域下水道事業
三八地域県民局地域整備部	下水道課	馬淵川流域下水道事業
上北地域県民局地域整備部	企画整備課	十和田湖特定環境保全公共下水道事業

(出所：「青森県の下水道」2019年版パンフレット)

下水道事業特別会計における人件費は、上図の下水道事業に関連する部署(グループの部分)に属する職員の人件費のうち、一般会計に区分される人件費を除いた額である。

③県土整備部都市計画課下水道グループと地域県民局の人員配置

人員配置は、下表のとおりとなっている。

【図表3 下水道グループと地域県民局の人員配置】

部署	人員
県土整備部都市計画課下水道グループ	6人
中南地域県民局地域整備部下水道課	4人
三八地域県民局地域整備部下水道課	4人
上北地域県民局地域整備部企画整備課	4人

④県土整備部都市計画課下水道グループの事務分掌

令和元年度の都市計画課が作成した事務分担表から下水道グループ(6人)の分担事務について列挙してみると下表のとおりとなる。

【図表4 県土整備部都市計画課下水道グループの事務分掌】

分担事務
・グループの総括に関すること。
・流域下水道施設の維持管理に係る技術的事項、指定管理者に関すること。
・社会資本総合整備計画に関すること。
・下水道資源の有効活用に関すること。
・地方公営企業法の適用に関すること。
・公共・特環下水道事業に係る事務の総括に関すること。
・汚水処理施設の広域化・共同化計画策定に関すること。
・汚水処理施設整備構想に関すること。
・下水道工事に係る設計、積算基準に関すること。
・流域別下水道整備総合計画に関すること。
・馬淵川流域下水道事業に関すること。
・岩木川流域下水道事業に関すること。
・十和田湖特定環境保全公共下水道事業に関すること。
・地方創生汚水処理施設整備推進交付金に関すること。
・町村下水道事業緊急対策費補助に関すること。
・下水道ストックマネジメント支援制度に関すること。
・公共下水道事業に関すること。

・公共・特環下水道事業の調査に関すること。
・下水道施設等の防災及び災害事務に関すること。
・下水道 BCP に関すること。等。

(出所:「令和元年度事務分担表(都市計画課)」より監査人作成)

これらの事務分掌の中には、市町村下水道事業に対する指導助言等、下水道特別会計(流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道)に関連しない下水道事業が含まれている。下水道特別会計に関連しない下水道事業の人員費は一般会計から支出される。

ただし、県では下水道グループに所属する職員個人の人員費を積み上げ計算によって特別会計分と一般会計分に区分経理することが困難であるとして、人員費充当率を使用した人員費の一括経理を行っている。

⑤人員費予算の計上方法

人員費予算の計上は所属する人員の人員費の積み上げによる計算ではなく、公共事業における各事業の事務費を計算し、算出された事務費に人員費充当率を乗じて人員費を計算している。県がこの人員費充当率を乗じて計算する考え方の根拠としているのは、国土交通省が地方公共団体の公共事業に対して行う補助金支出に関する通牒により明らかにされている「事務費のうち人員費、普通旅費及び庁費の合計額の標準割合は事務費の3/4とする。人員費は、人員費、普通旅費、庁費の合計額の4/5程度となっている。」とのことである。人員費に基づき事務費のおよそ60%(=3/4×4/5)を目安として人員費を計算し、これまでこの方法を踏襲している。

$$\text{公共事務費} \times 60\% (\text{人員費充当率}) \rightarrow \text{人員費}$$

この方式を図示すると下図のとおりとなる。

【図表5 人員費計算の仕組み】

事業費	事業費の内訳		
	工事費	公共事務費	
		人員費	人員費以外の事務費
県土整備部の全体			

事業別に展開



事業費	事業費の内訳		
	工事費	公共事務費	
		人員費	人員費以外の事務費
岩木川流域下水道事業		※1	
馬淵川流域下水道事業		※2	
十和田湖特定環境保全公共下水道事業		※3	
中略			
下水道以外の事業			

(監査人が作成)

- ※1 岩木川流域下水道事業の公共事務費×人員費充当率
- ※2 馬淵川流域下水道事業の公共事務費×人員費充当率

※3 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の公共事務費×人員費充当率

⑥人員費充当率について

過去に国が地方公共団体に補助金を支出していた当時は、人員費充当率を60.3%として計算していた。この補助制度が廃止され、県費単独事業になったからは従来の人員費充当率を見直して、平成24年度以降は人員費充当率62.7928%として設定し、継続して適用している。

なお、令和元年度における県土整備部の公共事業費事務費に対応する人員費充当率から計算した人員費をみると下表のようになる。

【図表6 人員費充当額の計算】

(単位:千円)

区分	事業費	事業費の内訳			人員費充当率	人員費充当額
		工事費	公共事務費	人員費		
道路維持費	13,622,752	13,034,834	587,918	0.627928	409,170	
道路新設改良費	15,039,730	14,423,256	616,474	0.627928	487,101	
河川改良費	8,307,004	7,975,391	331,613	0.627928	268,229	
中略						
岩木川流域下水道事業	1,052,000	1,007,000	45,000	0.627928	28,258	

馬淵川流域下水道事業	405,600	388,200	17,400	0.627928	10,925
十和田湖特定環境保全公共下水道	51,920	50,000	1,920	0.627928	1,206

なお、2つの流域下水道及び十和田湖特定環境保全公共下水道の各事業にはそれぞれ事業費と管理費があるが、ここで計算された人件費はすべて事業費として処理されており、管理費への人件費の計上は行われていない。

⑦人件費決算額と科目別金額の確定

〔人件費決算額の確定〕

【図表7 人件費決算額の確定】

項目	岩木川流域 下水道事業	馬淵川流域 下水道事業	十和田湖特定環境保 全公共下水道事業	(単位:千円)
想定した職員	都市計画課下水道 グループ2名、中南 地域県民局地域整 備部下水道課2名、 計4名	都市計画課下水道 グループ1名、三八 地域県民局地域整 備部下水道課1名、 計2名	小規模のため1名相 当分	
当初予算	28,258	10,925		1,206
想定する職員に基 づく実績額	29,064	12,560		1,206
修正額(※)	△806	△1,635		0
決算額	28,258	10,925		1,206

(県資料から編集・作成)

実績額は最終的に当初予算に引き戻され、特別会計の予算額を超過した部分(修正額※)の取扱いについては、すべて一般会計として処理している。

このような現状における計算方法に至った背景や経緯については、下水道事業における組織と事業との対応関係のみをみると、下水道事業に関与している人員は、専従で特別会計に関連する下水道事業のみに関与している訳ではなく、一般会計に区分される下水道事業にも関与しているので、その割合を区分することが困難なため、現行の計算を踏襲してきているという経緯がある。

また、事業費と管理費に区分せず、人件費をすべて事業費としている理由も、事業と組織と

の関係から正確な区分割合を算出することが困難であるためだとのことである。

〔人件費の科目別金額の確定〕

【図表8 岩木川流域下水道事業の科目別金額】

科目	実績額	修正額	決算額	(単位:千円)
給料	15,229	△518	14,711	
職員手当等	8,704	△90	8,614	
(内訳)時間外手当	442	258	700	
その他職員手当	8,262	△348	7,914	
共済費	5,131	△198	4,933	
人件費計	29,064	△806	28,258	

【図表9 馬淵川流域下水道事業の科目別金額】

科目	実績額	修正額	決算額	(単位:千円)
給料	6,665	△1,178	5,487	
職員手当等	3,639	△25	3,614	
(内訳)時間外手当	193	607	800	
その他職員手当	3,446	△632	2,814	
共済費	2,256	△432	1,824	
人件費計	12,560	△1,635	10,925	

科目別にみても、決算額は当初予算に引き戻される。したがって、時間外手当という科目が毎年度同額になっているのは、当初予算額を毎年度同額に設定しているからである。

(2)実施した手続

人件費に関する関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続きの合規性等を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項 1-5】 人件費の負担区分が実態を反映していない

下水道事業特別会計における人件費の取り扱いについて、下記の諸点において問題があり、その結果として下水道事業特別会計に表示された人件費は実態を反映していない。

問題点1

下水道組織の職務分掌及び実際の職務内容と、負担する人件費との対応関係が合理的とは言えない。

下図【下水道組織と下水道特別会計との関係】は、現在行われている人件費の配分方法を職員個人に固有の要素を排除して単純化したものである。この図において、各流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業で負担すべきものとして想定している人数は、職務分析を行った結果に基づく人数ではない。

【下水道組織と下水道特別会計との関係】

配置人数(人)	都市計画課 下水道グループ				中南 地域県民局 下水道課		三八 地域県民局 下水道課		上北 地域県民局 企画整備課	
	A	B	C	D	A	D	B	D	C	D
6					4		4			4
負担部門	A	B	C	D	A	D	B	D	C	D
負担人数(人)	2	1	0.5	2.5	2	2	1	3	0.5	3.5
人件費配分額	a1	b1	c1	d1	a2	d2	b3	d3	c4	d4

- A: 岩木川流域下水道事業の人件費負担分
- B: 馬淵川流域下水道事業の人件費負担分
- C: 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の人件費負担分
- D: 一般会計の人件費負担分



負担額	下水道事業特別会計			一般会計
	岩木川 流域下水道	馬淵川 流域下水道	十和田特環 公共下水道	
a1+a2	b1+b3	c1+c4	d1+d2+d3+d4	1,100
400	200	100		
参考値	400			

参考値: 一人当たり人件費を仮に 100 で均一とした場合の負担額

上記の表の参考値を比較すると、特別会計に区分された人件費合計は 700 であるのに対し、一般会計に区分された人件費は 1,100 であり、一般会計に区分された人件費の方が大きくなっている。これは各部署の事務分担表閲覧や監査を通じてヒアリングした結果推測された職務割合のイメージとは矛盾している。ほとんどの人件費が特別会計に区分されるか、あるいは少なくとも特別会計に区分される人件費の方が、一般会計に区分される人件費よりも大きくなることと妥当であると思われる。特に、それぞれの流域下水道事業を専ら担当しているはずの中南地域県民局下水道課4名中2名分の人件費しか特別会計に区分されないこと、三八地域県民局下水道課4名中1名分の人件費しか特別会計に区分されないことには強い違和感がある。

県は過去の国土交通省の補助金制度が廃止された後も、当時に国が定めた補助要綱等を拠り所として上述した人件費の計上方法により処理しており、人件費計上額が実態から乖離している可能性は高い。

また、人件費を計算するにあたって使用している人件費充当率は、平成24年に設定した比率であり、その後において人件費充当率の再計算は行われていない。

既に廃止された補助制度で示されていた人件費充当率を用いて人件費の負担を区分する方法は、合理的とは言えない。

問題点2

下水道特別会計に配分された人件費は、すべて事業費とされており、管理費に対して全く配分されていない。

単純化すると事業費は下水道施設の建設、管理費は維持管理に係る経費と言えるが、一例として契約事務に注目してみても、職員は下水道施設の建設に係る工事契約だけでなく、処理場の運転、管渠や各種設備の修繕、点検業務、汚泥処理等に係る費用といった維持管理に係る各種契約事務にも多く従事している。契約の数が例えば維持管理に係る契約は、下水道施設の建設に係る契約と同等かあるいはそれを上回る。

したがって、契約事務に従事する職員の人件費がすべて事業費とされ、管理費に全く配分されない状況は、合理的とは言えない。

問題点3

上述した人件費決算額の確定において説明したとおり、人件費の実績額は当初予算額に引き戻されて修正されるため決算額に示される金額は当初予算額であり、実績額が人件費総額に反映されていない。

例えば、特別会計に区分される時間外手当の実績額が当初予算を上回っても、その超過分は一般会計から支出されたこととして決算が行われるのであれば、決算額が当初予算額に満たない場合を除いて必ず決算額＝当初予算額となる。このような方法を採用する限り、特別会計における人件費の決算額が、特別会計に区分される事業が本来負担すべき実質的な人件

費となり得ない。
決算額を当初予算額と同額として、実績額との差を一般会計の人事費とする事務処理は合理的ではない。実績額に基づいた決算を行うべきである。

提言

人事費の負担区分は可能な限り実態に即した基準を定め、その基準を厳格に適用して行われるべきである。基準の決定方法としては、一例として以下のような対応が考えられる。

- ①事務分担表を基に、担当者ごとに年間従事時間割合を見積り、4区分(岩木川流域、馬淵川流域、十和田特環、一般会計)する。
- ②事業費と管理費の区分割合も、同様に年間従事時間割合を見積り区分する。
- ③担当職員が相互に①及び②の見積結果を検討し、実態に近い区分割合を模索する。また、事務負担に配慮して合理的な範囲で配賦基準を単純化することも必要である。

以上のような手続により人事費の配賦基準を決定し、予算策定及び決算事務において配賦基準に従って人事費を区分することが望ましい。

また、配賦基準については、県内各市町村にも開示し、説明することによって理解を得ることが重要であると考ええる。一般会計と特別会計の負担割合についても、県民によって利害が対立するので、流域関連市町村等、県の下水道事業特別会計において負担金を徴収している市町村だけでなく、特別会計に関連しない市町村への説明も必要であると考ええる。

6. その他経費

(1) 実施した手続

令和元年度に下水道事業にて支出した「その他経費(旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、備品購入費等)」について、規則等への準拠性を主要な監査要点とし、有効性、公平性、経済性、効率性という要点を含めヒアリング及び関連資料の閲覧検証を行った。また、監査において本庁(県土整備部都市計画課)で支出され、各下水道事業、岩木川流域下水道事業、馬淵川流域下水道事業、十和田湖特定環境保全公共下水道事業)へ配賦される共通経費の配賦の妥当性について特に注意を払った。

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 1-6】 各下水道事業への合理的ではない共通経費配賦について

令和元年度において本庁(県土整備部都市計画課)で支出され、各下水道事業(岩木川流域下水道事業、馬淵川流域下水道事業、十和田湖特定環境保全公共下水道事業)へ配賦された経費3件について、配賦基準が適切ではない。

問題点及び提言

下記「**事案 ①～事案③**」のとおり、県は現状、事前に各下水道事業への経費の配賦基準を定めておらず事案の都度決定しており、恣意性が介入する余地がある。また、合理的ではない経費の配賦が行われた場合に、各下水道事業の正確な収支(損益)把握が不可能となり、いった弊害も認められる。

さらに、配賦基準が不適切である場合の最大の問題点として、各下水道事業の収支差額をベースに算出される下水道流域市町村の負担金が歪められる結果、流域間での経費負担の不公平な結果が生じることが想定される。簡易な例として、あるべき収支差額が岩木川流域:△100・馬淵川流域△200 のところ、経費の配賦を誤り、岩木川流域:△120・馬淵川流域△180と算定してしまった場合、岩木川流域の市町村は120の負担金を支払うこととなり、本来は100の負担金であるべきだが、+20の過大負担を強いられる。一方で、馬淵川流域の市町村は△20の過少負担となってしまう。

行政運営で最も重視すべき公正性・公平性を鑑みた場合、このような運用はあってはならない。県は客観的で説明可能な配賦基準を事前に設定し、実務に適用する必要がある。

事案①

項目	内容		
予算科目	節：需用費 細節：その他需用費 細目：公共事務雑費		
摘要	追録代(行政不服審査事務提要、都市計画法の運用Q&A)		
支出額	59,048 円		
各下水道事業への配賦額	岩木川(※)	馬淵川(※)	十和田湖(※)
	0 円	0 円	59,048 円

(出所：支出命令書より監査人作成)

(※)岩木川：岩木川流域下水道事業、馬淵川：馬淵川流域下水道事業、十和田湖：十和田湖特定環境保全公
共下水道事業をいって以下、当指摘において同様とする。

当事案は、本庁に設置されている行政不服審査法の実務解説本の追録代にかかるとなる支出であり、その内容は必要に応じて各下水道事業へ共有されることとなるため、3ヵ所の下水道事業において効果を発揮すると考えられ、現状のように十和田湖のみに全額配賦する事は適切ではない。県の説明としては、毎年発生する追録を購入する都度、ローテーションでいすれかの下水道事業に全額配賦することを原則としているもの、ローテーションの順番や実績を管理しているわけではなく、必ずしもローテーションが遵守されているとは言えない状況が実情であることであった。今後は、支出予算額等の一定の客観的基準をベースに共通経費を配賦することを求めたい。

事案②

項目	内容		
予算科目	節：使用料及び賃借料 細目：公共事務雑費		
摘要	第44回北海道・東北六県下水道担当者会議バス借上料		
支出額	48,600 円		
各下水道事業への配賦額	岩木川	馬淵川	十和田湖
	0 円	48,600 円	0 円

(出所：支出命令書より監査人作成)

当支出は、本庁職員が北海道・東北六県下水道担当者会議に参加した際に支出したバス借上費用であり、当該会議の内容は各下水道事業へフラットに均等に効果を生じさせることとなるため、馬淵川のみに全額配賦する事は適切ではない。県の説明としては、八戸市において会議が開催されたことから、錯誤により八戸市に存する馬淵川に全額配賦してしまったことであったが、不適切な事務である。こちらも、支出予算額等の一定の客観的基準をベースに配賦することを求めたい。

事案③

項目	内容		
予算科目	節：需用費 細節：その他需用費 細目：公共事務雑費		
摘要	青森県の下水道(令和元年度版)		
支出額	927,000 円		
各下水道事業への配賦額	岩木川	馬淵川	十和田湖
	575,438 円	230,175 円	115,087 円

(出所：支出命令書より監査人作成)

当支出は、青森県の下水道事業を紹介するパンフレットを複製したものであり、各下水道事業から利用者等へ提供されるものである。配賦基準としては、公共事務雑費の予算額を基準に配賦後、必要な「調整」を行ったとするものの当該調整過程が不明であった。事後に配賦方法の説明ができないことには説明責任の観点から問題がある。客観的かつ説明可能な配賦基準の設定を求めたい。

以上、各下水道事業へ配賦された経費にかかるとなる事案について記載したが、一般の監査はサンプリングによる検証を行っており、当該3件以外にも同様の不適切な配賦が生じていることが想定される。県として、下水道事業の該当する全ての支出において適切な配賦基準を設定し、実務に適用することが必要である。

【意見1-6】収益的収支（3条予算）と資本的収支（4条予算）の適切な区分について

令和2年4月以降の公営企業会計の適用によって、地方公営企業法により、損益的収支と資本的収支を明確に区分することが求められている。収益的収支には、事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対立するすべての費用が計上され、資本的収支には経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費等が計上され、両者を明確に区分することにより公営企業の経営成績を適切に示すことができるのとされている。

前記【指摘事項1-6】各下水道事業への合理的ではない共通経費配賦について「において記載した事案①～③の支出の予算細目は全て「公共事務雑費」であり、これらは資本的収支として処理されていることであった。

資本的支出は、貸借対照表の資産負債を直接増減させる項目であり、建設改良に係る工事等にかかるとなる間接的な事業費である人件費や調査費、事務費等の支出も含まれるが、事案①～③に記載した下水道事業の紹介パンフレットや研修の借上料等は、このような建設改

良に係る間接費には含まれず、単年度の経営成績に反映させるべき収益的支出であるとも考えられ、資産を直接増減させる資本的収支に該当するという県の判断には疑問が残る。この点、県は令和2年度中に収益的収支と資本的収支を今一度整理し、予算を補正することも検討していることであった。適切な整理を求めたい。

7. 消費税

(1) 概要

①消費税等の計算の概要

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、国、地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務がある。

会社等の営利法人、公共法人、公益法人等は法人ごとに納税義務者となり、また、人格のない社団等は法人とみなされ、団体を単位として納税義務者となる。しかし、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することになっている。

ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、「専らその特別会計を設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」については、一般会計に係る業務としてみなされる(ここでいう「専ら」とは、その特別会計が行う資産の譲渡等の対価の合計額のうちその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいう。)

本県下水道事業は、「専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」には該当しないため、消費税等の納税主体となり申告・納付を行っている。

②消費税申告計算の推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
【消費税】			
課税標準額	2,302,962	2,328,406	2,440,799
消費税額	145,084	146,679	153,764
控除対象仕入税額	125,980	130,805	147,228
差引税額	30,604	27,129	18,159
中間納付税額	30,106	22,952	20,347
納付税額	497	4,176	△2,188
【地方消費税】			
課税標準額	30,604	27,129	18,159
譲渡割額納付税額	8,029	7,097	4,669
中間納付譲渡割額	8,124	6,193	5,490
納付譲渡割額	94	903	△3,009
消費税及び地方消費税の合計	403	5,080	△3,009
課税売上割合	99.99%	99.99%	99.99%

※ 表中の△は還付金額である。

なお、下水道事業では、地方公共団体の特例による申告期限6ヶ月延長を実施しているため、平成30年度の消費税申告を直近のものとして監査を実施した。

(2)実施した手続

消費税等の申告に係る関連資料を入手し、必要な監査手続(聞取、突合、分析、質問等)を実施し、消費税等の申告が適正に行われているか確認した。

(3)監査の結果及び意見

【意見1-7-1】仕入税額控除の計算方法の選択について

消費税の仕入税額控除の計算方法については、個別対応方式と一括比例配分方式があり、納税者の判断によりいずれか有利な方法を選択することができる。

個別対応方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、①課税売上のみとする課税仕入等に係るもの、②非課税売上のみとする課税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上に通じて要する課税仕入等に係るもの、に区分したうえで、①+③×課税売上割合を仕入税額控除とする。

一括比例配分方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、区分せず、課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合を仕入税額控除とする。なお、一括比例配分方式を選択した場合、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない。

本県下水道事業会計では、個別対応方式を採用している。個別対応方式と一括比例配分方式の有利性については、一般的には個別対応方式が有利になることが多く、本県下水道事業会計においても個別対応方式の方が有利であると思われる。しかし、個別対応方式を採用するには、その課税期間中の課税仕入等を、上記3区分に区分して経理しなくてはならないため事務処理の負担は増大する。本県下水道事業会計では、平成28年度、平成29年度、平成30年度の課税売上割合が99.99%と高いことから、仕入税額控除の計算方法の選択による税額の差はほぼないものと考えられる。現在、下水道事業会計の課税仕入は、上記①の区分に該当するものがほとんどであり、区分に伴う担当者の事務処理の増大はさほどないことである。

ただし、今後、状況に変化があった際は、納税額の有利性と事務処理の増大を勘案し、仕入税額控除の計算方法の選択を行うことが望ましい。

【意見1-7-2】税務専門家の関与の検討について

上記、個別対応方式と一括比例配分方式の選択において、どちらが有利であるかは、課税売上割合の度合い、今後の設備投資計画など高度な判断が必要となる。また、令和元年度からは軽減税率が導入されるなど、消費税申告は近年より複雑なものとなっている。より適切な対応をしていくために税務専門家の関与を検討することも有用であると考える。

8. 町村下水道事業緊急対策費補助

(1) 概要

町村下水道事業緊急対策費補助金は、下水道事業特別会計ではなく、一般会計から支出される補助金である。

補助金の名称	町村下水道事業緊急対策費補助金
所管課	都市計画課
交付開始年度	平成8年度
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	青森県町村下水道事業緊急対策費補助金交付要綱
主な補助対象者	一定の条件を満たす下水道整備事業を実施する町村
補助対象経費	町村が施行する下水道施設建設事業に係る下水道事業債の元利償還に要する経費
補助率	100分の2.5(未供用)若しくは100分の2.0(供用済)
財源	県単独(一般会計)

本県の下水道普及率は全国平均を大きく下回っており、特に町村分の普及率が低いことから、下水道整備促進のために財政基盤の貧弱な町村に対して負担を軽減するための補助金の交付である。

【当初予算額、決算額、交付件数の推移】

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	19,640	19,159	20,872
決算額	19,600	18,283	17,720
交付件数	8	9	8

(2) 実施した手続

町村下水道事業緊急対策費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見1-8】消費税に関する誤解を招く通知文について

県では、町村あての通知文「青森県町村下水道事業緊急対策費補助金交付要綱の制定について(通知)」の中で、消費税については、以下のとおり記載し、別記様式として消費税報告書の様式を添付している。

記	
1	規則第3条の規定による申請に際し、補助金に係る消費税仕入控除額(補助金の交付対象となる経費に含まれる消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税額に相当する額のうち、同法の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に令和元年度青森県町村下水道事業緊急対策費補助金要綱第20の規定による補助率を乗じて得た額とする。以下同じ。)があり、その額が明らかである場合は、その額を除いた額を補助金交付申請額として申請すること。この場合は、規則第3条第1項の申請書及びこれに添付する書類の記載については、その備考欄その他の部分に事業区分ごと、事業実施主体ごと、補助金に消費税仕入控除税額を減額する旨及び減額する金額を記載すること。
	また、当該申請に際し、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、当該申請書の補助金交付申請額に「(含消費税額)」と付記すること。
2	規則第12条の規定による実績報告をした後に、消費税法の規定による消費税の申告により補助金に係る仕入に係る消費税額が確定した場合は、その後(1)の規定により減額して報告した場合にあつては、その額が減額した額を上回る部分の額を青森県町村下水道事業緊急対策仕入に係る消費税報告書(別記様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の定めるところにより、これを県に納付すること。

所管課によると、平成6年の県総務部長による通知「補助金等交付要綱等に係る消費税仕入控除税額の取扱い」について(通知)「青分第212号平成6年3月28日に従って記載しているとのことだった。

しかし、町村下水道事業緊急対策費補助金の交付対象は、補助対象町村が交付金返済のために繰り入れる額であり、消費税の仕入税額控除が発生する可能性はない。したがって、事務手続きの混乱を回避するために、上記の町村宛の通知文から上記の消費税に関する記述は削除し、「消費税報告書」は添付を省略することが望ましい。

II. 公益財団法人青森県建設技術センター

1. 法人概要

(1) 概要

公益財団法人青森県建設技術センター(以下、「建設技術センター」という。)は、県の下水道事業が指定管理者制度を導入した平成 18 年度より継続して、岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び十和田湖浄化センターにおいて、県の下水道施設の指定管理者として、施設の維持管理を実施している。
建設技術センターの概要は以下のとおりである。

所在地	青森市中央三丁目 21 番9号
理事長	忍 達也
設立年月日	昭和 51 年4月1日
出捐団体	青森県
基本財産	3,000,000 円
職員数	68 名(令和2年4月1日現在)
所管部課名	県土整備部 整備企画課
事業所	本部(青森市) 岩木川浄化センター(弘前市) 馬淵川浄化センター(八戸市) 十和田湖浄化センター(十和田市) 横浜出張所(横浜町)

(2) 設立目的・主な事業内容・沿革等

設立目的	社会資本の整備や維持管理において、建設行政の効率的な運営等に関する支援を行い、公共工事の円滑な執行と品質確保、河川及び湖等の水質保全等を図り、良質な社会資本の整備の推進と安全かつ安心な生活環境の整備・保全による地域社会の健全な発展に寄与する。
主な事業内容	(1) 地方公共団体が施行する公共工事に係る発注者支援事業 (2) 社会資本の品質確保に係る建設資材の材料試験事業 (3) 社会資本の整備を担う人材育成における建設技術研修事業 (4) 公共施設における知識の普及啓発及び維持管理事業 (5) 社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動の助成事業

沿革	昭和 51 年4月1日 財団法人青森県建設技術センター設立 平成 14 年4月1日 財団法人青森県 下水道公社と統合 平成 25 年4月1日 公益財団法人へ移行
----	--

(3) 組織体制

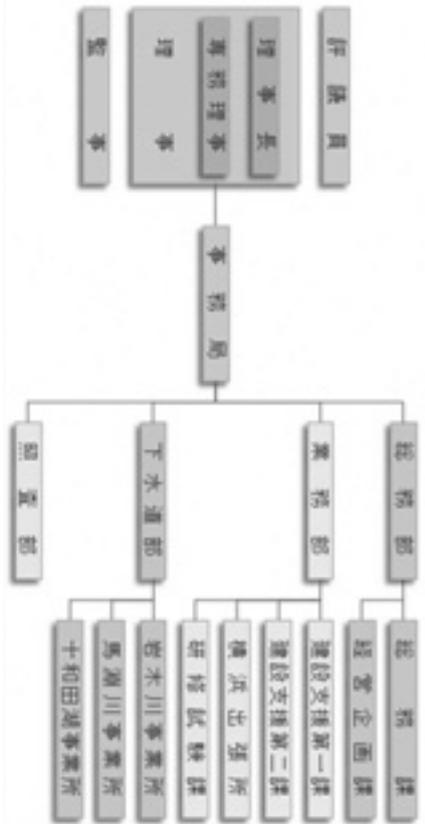
①役員の状況

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB
常勤理事	2	1	2	1	2	1
非常勤理事	5	1	5	1	5	1
常勤監事	—	—	—	—	—	—
非常勤監事	2	—	2	—	2	—
計	9	1	9	1	9	1

②職員の状況

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB
常勤	54	11	57	12	58	12
非常勤	—	—	—	—	—	—
臨時職員	13	—	12	—	10	—
計	67	11	69	12	68	12

③組織図



(4) 財務諸表
貸借対照表

(単位：千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度
I	資産の部	1,911,285	2,030,717	2,091,385
1.	流動資産	1,412,326	1,450,388	1,442,056
	現金預金	1,188,864	1,201,668	1,214,217
	未収金	216,758	239,581	219,079
	前払金	-	1,296	-
	仕掛品	2,798	2,450	2,303
	貯蔵品	5,335	6,671	7,874
	貸倒引当金	△1,430	△1,580	△1,419
2.	固定資産	498,958	580,329	649,328
	基本財産	3,000	3,000	3,000
	定期預金	3,000	3,000	3,000
	特定資産	314,485	416,705	472,915
	退職給付引当資産	114,900	109,120	115,330
	本部社屋建替費用積立資産	184,585	252,585	287,585
	本部社屋用土地取得費用積立資産	15,000	55,000	70,000
	その他固定資産	181,473	160,623	173,413
	建物	119,482	113,706	108,680
	建物付属設備	28,709	25,565	35,197
	構築物	584	2,867	2,601
	車両運搬具	0	0	0
	什器備品	2,309	1,587	969
	機械装置	25,506	13,907	7,492
	リース資産	3,564	2,125	18,026
	無形固定資産	869	415	-
	電話加入権	426	426	426
	長期前払費用車輛預け金	21	21	21

II	負債の部	236,728	271,960	290,478
	流動負債	118,213	160,700	157,112
	未払金	114,259	155,043	152,935
	預り金	3,954	5,657	4,177
	固定負債	118,514	111,259	133,365
	退職給付引当金	114,949	109,133	115,339
	リース債務	3,564	2,125	18,026
III	正味財産の部	1,674,557	1,758,756	1,800,906
	指定正味財産	3,000	3,000	3,000
	寄付金	3,000	3,000	3,000
	(うち基本財産への充当額)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
	一般正味財産	1,671,557	1,755,756	1,797,906
	(うち特定資産への充当額)	(199,535)	(307,585)	(357,585)
	負債及び正味財産合計	1,911,285	2,030,717	2,091,385

正味財産増減計算書

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
I 一般正味財産増減の部	1. 経常増減の部	43,887	84,198	42,150
	(1) 経常収益	1,561,776	1,617,096	1,629,062
	(2) 経常費用	1,517,889	1,534,113	1,586,912
	①事業費	1,486,018	1,505,117	1,557,185
	役員報酬	9,319	9,396	9,410
	給料手当	285,436	276,162	287,578
	賞与	26,094	26,944	27,454
	福利厚生費	52,618	51,899	53,894
	退職金	460	604	2,085
	旅費	3,573	3,393	3,116
	報償費	1,433	1,458	1,727
	需用費	406,330	423,814	452,176
	委託料	18,093	16,432	17,617
	使用料及び賃借料	576,091	599,437	597,329
	保険料	11,842	12,374	12,210
	公租公課	783	863	759
	負担金	40,985	42,313	44,624
	助成金	1,101	585	933
	退職金	4,026	5,927	4,759
	減価償却費	9,004	9,448	9,219
	貸倒引当金繰入額	26,603	23,091	19,450
	退職給付費用	63	152	-
		12,154	818	12,838
	②管理費	31,871	28,995	29,726
	役員報酬	2,604	2,652	2,558
	給料手当	9,028	8,406	8,472
	賞与	847	597	457
	福利厚生費	2,120	2,078	2,025
	旅費	1,678	1,495	1,589
	報償費	600	600	600
	交際費	307	273	298
	需用費	5,063	3,862	4,296
	役務費	3,004	3,048	3,119
	委託料	317	343	212
	使用料及び賃借料	2,162	1,739	2,016
	保険料	1,263	1,290	1,255
	公租公課	119	112	113
	負担金	1,184	1,123	1,053
	退職金	217	217	217
	減価償却費	1,194	1,117	1,150
	退職給付費用	157	36	337
2. 経常外増減の部	(1) 経常外収益	-	1,215	-
	(2) 経常外費用	-	-	-
	一般正味財産期首残高	1,627,670	1,671,557	1,755,756
	一般正味財産期末残高	1,671,557	1,755,756	1,797,906
II 指定正味財産増減の部		-	-	-
	指定正味財産期首残高	3,000	3,000	3,000
	指定正味財産期末残高	3,000	3,000	3,000
III 正味財産期末残高		1,674,557	1,758,756	1,800,906

(5) 事業収益の内訳

建設技術センターの事業収益の内訳推移は以下のとおりである。県の下水道処理施設の維持管理を行う公共施設維持管理事業収益の割合が高いことがわかる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発注者支援事業収益	340,143	343,202	339,770
建設材料試験事業収益	56,947	48,280	47,348
建設技術研修事業収益	9,605	9,153	9,505
公共施設維持管理事業収益	1,154,267	1,215,631	1,231,198
合計	1,560,964	1,616,267	1,627,823

(単位:千円)

(6) 社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動の助成事業

建設技術センターの事業内容のうち、社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動の助成事業の概要は以下のとおりである。

この事業において社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動をする団体への助成活動を平成 29 年度より実施している。

助成実績は、平成 29 年度は助成対象先3件で総額 1,865,000 円、平成 30 年度は7件で総額 4,486,052 円、令和元年度は5件で3,500,000 円となっている。

交付要綱には、応募資格として青森県内にある教育機関、NPO 法人又は非営利団体であり、また対象となる研究等として以下のものを掲げている。

1. 土木建設技術の発展又は社会資本の保全に寄与する新技術・新工法の研究
2. 建設行政の円滑かつ能率的な執行に寄与する研究
3. 社会資本の整備や維持管理に係る講演会、フォーラムなどのイベント活動又は地域活動
4. 自然災害時にボランティア団体等が行う災害調査・災害復旧等の活動
5. その他当該センター理事長が適当と認めるもの

2. 実施した手続

建設技術センターに係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

また、建設技術センター本部の他、指定管理者として維持管理事業を実施する3つの事業所(岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター、十和田湖浄化センター)に往査し、視察、たな卸資産実査、固定資産実査、質問等を実施することにより、維持管理事業の概要や、固定資産の管理状況等を把握した。

3. 監査の結果及び意見

【指摘事項 2-1】建設資材の材料試験事業に係る仕掛品の評価について

建設資材の材料試験事業において、仕掛品の評価は原価計算に基づく評価ではなく、期末に材料試験が未完了の受託作業に係る人件費を集計したもとなつている。つまり、現状における仕掛品の評価は、受託した未完了の材料試験毎に発生した人件費を計算し、これらを集計して仕掛品の金額としている。

期末決算時における仕掛品計算表から一つの受託番号を抽出して具体的な計算方法を例示すると下表のとおりとなる。

受託番号:303	受付日:R0/2/10	依頼者:××××××××	工程	工程当りの人件費(円)	区分:路盤	人件費の金額(円)
試験内容						
骨材の単位容積質量試験			5	4,495		22,475
粗骨材のふるい分け試験			5	4,373		21,865
粗骨材の密度及び吸収率試験			5	4,813		22,565
硫酸ナトリウムによる資材の安定性試験			5	5,046		25,230
ローゼンゼルス試験機による粗骨材のすりへらし試験			5	4,780		23,900
土の液性限界試験			5	7,111		35,555
土の塑性限界試験			5	4,364		21,820
修正 CBR 試験			4	98,807		395,628
当該受託番号の人件費合計						569,038
① 標準日数:37 日	② 試験日数:36 日		試験日数割合	仕掛品の金額		
			(②/①):97.3%	553,673		

材料試験項目は、業務案内によると圧縮強度試験(コンクリート、モルタル、石材)、アスファルト試験(抽出、密度)、土の縮固試験、骨材のふるい分け試験、修正 CBR 試験等を行っている。材料試験と機械装置との関係をみると材料試験毎に使用する機械装置が対応している。固定資産台帳によれば、上記の例では、CBR 試験のための機械装置としては自動 CBR 試験機が2台、CBR 試験自動取込編集装置一式が2台あり、ふるい分け試験のための機械装置としては自動ふるい振とう機が2台、ふるい振とう機1台が対応している。このような理由から1日当たりの減価償却費や1日当たりの間接費を計算して、人件費のみではなく減価償却費やその他の間接費も含めて仕掛品の金額を計算すべきである。

また、財務規程には仕掛品に関する規定が全くないため財務規程の改定が必要である。

【指摘事項 2-2】建設資材の材料試験事業における事業原価の表示について

建設資材の材料試験事業において、業務完了により収益計上された分に対応する費用については仕掛品から事業原価(売上原価)に振替える必要があるが、現状では事業原価(売上原価)等の勘定科目ではなく、人件費に計上されている。

収益計上に対応する分については、事業原価(売上原価)等の適切な勘定科目に計上する必要がある。

【指摘事項 2-3】減価償却方法の変更について

減価償却について、建設技術センターの財務規程第 82 条では下記のように規定されている。

理事長は、毎会計年度の決算に当り固定資産の減価償却を行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。

- (1) 土地、借地権及び電話加入権
- (2) その他減価償却を行う必要のないもの

2 前項の減価償却は、定率法により行うものとする。その整理は直接法によるものとする。ただし、平成 10 年以降に取得した建物については定額法により行うものとする。

一方、減価償却方法について令和元年度において定率法から定額法に変更しており、「財務諸表に対する注記 2 重要な会計方針の変更」において、次のように記載されている。

建物、建物付属設備及び構築物以外の固定資産は定率法によって減価償却を行っていたが、今期よりすべての固定資産を定額法により減価償却することとした。

この減価償却方法の変更については、以下の問題がある。

①減価償却方法の変更が、正当な理由によるものかどうか検討されていない
「公益法人会計基準」では、以下のとおり規定されている。

第1 総則

2 一般原則

(3) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

したがって、減価償却方法を変更する場合は正当な理由に基づき必要があるが、その検討が必要である。

なお、一般に以下の場合には正当な理由に基づいた変更と認められる。

●会計方針の変更が企業の事業内容又は企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること。

●会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであること。

②財務規程が改定されていない

減価償却方法の変更に伴い、建設技術センターの財務規程第 82 条も改定する必要がある。

【指摘事項 2-4】 賞与引当金について

引当金の計上要件は以下の4要件である(企業会計原則注解 18 参照)

- イ 将来の特定の費用又は損失に備えたものであること
- ロ その発生が当期以前の事象に起因すること
- ハ その将来の特定の費用又は損失の発生の可能性が高いこと
- ニ その金額を合理的に見積もることができること

建設技術センターでは、決算期末において、職員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、職員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、賞与引当金を計上することが必要である。

具体的には、翌期6月に支給する期末手当(支給対象期間は12月2日から6月1日まで)のうち当期に帰属する支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、賞与引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。

【指摘事項 2-5】 役員賞与引当金について

引当金の計上要件は上記【指摘事項 2-4】に示したとおりであるが、建設技術センターでは、決算期末において、役員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、役員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役

員賞与引当金を計上することが必要である。

具体的には、翌期6月に支給する期末手当(支給対象期間は12月2日から6月1日まで)のうち当期に帰属する支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員賞与引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。

【指摘事項 2-6】 役員退職慰労引当金について

建設技術センターでは、役員退職慰労引当金を計上していない。しかし、役員に対する慰労金は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に定められており、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員退職慰労引当金を計上することが必要である。

具体的には、規程に定められた退職慰労金のうち、支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員退職慰労引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。

【指摘事項 2-7】 役員に対する賞与の支給金額の計算根拠について

建設技術センターでは、職員の給与表や交通費等について、職員の給与に関する条例(昭和 26 年7月青森県条例第 37 号。以下「給与条例」という。)に準じる規定が多く置かれている。職務の級の適用については、建設技術センターの「職員の給与に関する規程」第3条及び別表において定めている。ただし、建設技術センターの役員についてのどの職務級を適用するかは定めていない。

ところが建設技術センターでは、役員に対する賞与の支給金額について、給与表8級を適用し、県の期末手当の計算方法を準用している。役員賞与の算定上給与表8級を適用している根拠について質問した結果、「役員等の旅費及び費用弁償に関する規程」第2条及び別表第1が根拠であるとの説明があった。

「役員等の旅費及び費用弁償に関する規程」では、理事長及び専務理事に支給する旅費の額について、「給与表の8級の職務にある者が旅費条例の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額」と定めており、給与条例の適用を受ける県職員の規定を準用している。

しかしこれはあくまで旅費及び費用弁償の規程であり、役員賞与の算定根拠とするのは適切でない。

役員賞与の算定根拠としては、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において、役員に対する賞与の支給金額の算定上、県職員のどの職務級を適用するのかを明確に定めるべきである。

【指摘事項 2-8】 重要な会計方針の注記について (引当金関係)

下記の規定のとおり、公益法人会計基準 第5(2)によれば、引当金の計上基準を財務諸表に注記する必要がある。

<p>公益法人会計基準</p> <p>第5 財務諸表の注記</p> <p>財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>-----<中略>-----</p> <p>(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針</p>
--

現状、引当金については貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金が存在するが、これらの会計方針については注記がなされていない。公益法人会計基準に従い、引当金の計上基準を注記する必要がある。

【指摘事項 2-9】 重要な会計方針の変更に関する注記について (減価償却方法の変更)

重要な会計方針を変更について公益法人会計基準では、以下のとおり規定されている。

<p>第5 財務諸表の表示</p> <p>(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額</p>
--

令和元年度については、建物、建物付属設備及び構築物以外の固定資産は定率法から定額法へ減価償却方法を変更した旨のみ記載があるが、減価償却方法を変更した場合には、その旨だけでなく、変更の理由及び当該変更による影響額も併せて注記する必要がある。

【指摘事項 2-10】 関連当事者との取引の内容

「公益法人会計基準の改正等について」(平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の適用に当たった際の留意点について(通知)「総督管 第 51 号平成 18 年3月 24 日)に次の記載がある。

<p>関連当事者における国・地方公共団体の取扱いについて</p> <p>関連当事者との取引の内容についての注記においては、国及び地方公共団体については、公益法人の主要官庁であることをもって、ただちに当該公益法人を支配する法人(以下「支配法人」といふ)とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解(旧注 14 現注 17)に定める注記をすることが望ましいものとする。</p>
--

現状では財務諸表の注記において、関連当事者との取引について記載がないが、そもそも関連当事者の判定を行うため、「公益法人会計基準」の運用指針6にしたがって当該注記が必要か否かを検討し、その検討記録を決算の都度保存しておく必要がある。

【指摘事項 2-11】 附属明細書における引当金の明細の開示について

下記の規定のとおり、公益法人会計基準によれば、附属明細書において引当金の明細を開示しなければならない。

<p>公益法人会計基準 第6</p> <p>第6 附属明細書</p> <p>2 附属明細書の構成</p> <p>附属明細書は、次に掲げる事項の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>(1) 基本財産及び特定資産の明細</p> <p>(2) 引当金の明細</p> <p>なお、財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。</p>
--

現状、引当金について附属明細書で記載されているのは退職給付引当金だけである。貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金についても明細を開示する必要がある。

【意見2-1】 固定資産の実査及び固定資産管理シールについて

(1) 固定資産の実査

固定資産台帳から任意に下記の4点のサンプルを抽出して、現場往査時に固定資産の実査を行った。

No	区分	名称	取得年月日・数量・取得原価・簿価
1	什器 備品	暖房設備一式	(取得年月)平成27年8月31日 (数 量)一式 (取得原価)3,800,492 円 (簿 価) 438,700 円
2	機械 装置	自動圧縮試験機	(取得年月)平成28年3月10日 (数 量)1 (取得原価)5,832,000 円 (簿 価) 608,861 円
3	機械 装置	縦型送風乾燥機	(取得年月)平成29年1月16日 (数 量)3 (取得原価)3,553,929 円 (簿 価) 575,737 円

			
4	機械 装置	CBR 試験自動取込編集一式	(取得年月)平成30年1月19日 (数 量)1 (取得原価)1,612,440 円 (簿 価) 579,899 円
			下記「(2)固定資産実査に関するコメント」を参照。

(令和2年10月6日 監査人が撮影)

(2) 固定資産実査に関するコメント

固定資産の実査を行った結果のコメントは、以下のとおりである。

①No.1暖房設備一式について

固定資産台帳では一式となっているが、詳細は16台で以下の内訳となっている。

名称	摘要	単位	数量
FF-1 石油暖房機	強制給排気式・温風(タンク別置型) 暖房能力 3.44～11.0KW、サーモスタット内臓、給排気筒セツト、背面カバー	台	1
FF-2 石油暖房機	強制給排気式・温風(タンク別置型) 暖房能力 5.47～1.98KW、サーモスタット内臓、給排気筒セツト、背面カバー	台	1
FF-3 石油暖房機	強制給排気式・温風(タンク別置型) 暖房能力 15.9KW、サーモスタット内臓、給排気筒セツト、背面カバー	台	9
FF-4 石油暖房機	強制給排気式・温風(タンク別置型) 暖房能力 3.0～7.41KW、サーモスタット内臓、給排気筒セツト、背面カバー	台	1
FF-5 石油暖房機	強制給排気式・温風(タンク別置型) 暖房能力 3.44～11.0KW、サーモスタット内臓、給排気筒セツト、背面カバー	台	4

(購入時の資料から作成)

設置場所については固定資産台帳に記載されていない。当初暖房機を設置した設計事務所の資料をみると、FF-1～FF-4は2階にFF-5は3階にそれぞれ設置されており、実査時に確認した。

固定資産管理シートは、これらの石油暖房機には貼付されていなかった。

②No.4 CBR 試験自動取込編集装置一式について

固定資産台帳をみると CBR 試験自動取込編集装置一式は他に取得原価 2,005,560 円の装置があり、導入しているソフトウェアの違いによって金額が異なっていることであるが、固定資産管理シートの貼付もなく、導入しているソフトウェアを確かめないと写真撮影した機械装置が 1,612,440 円のものかどうかは分からない。

固定資産台帳と照合できるように固定資産管理シートへの記載が必要である。

(3) 固定資産の実査に関する取扱い

現状において固定資産の実査に関する取扱いの規定やルールはない。

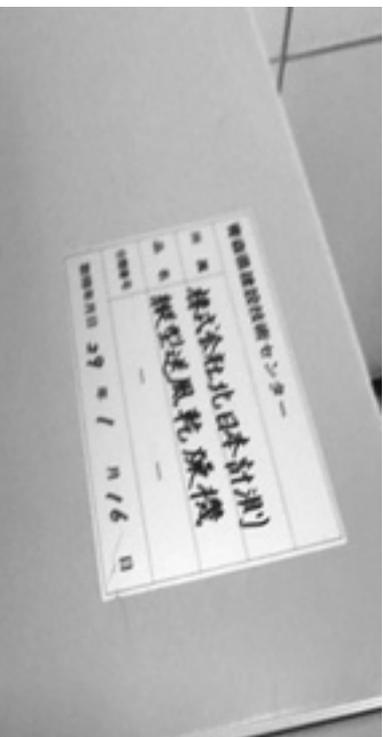
固定資産台帳への記載漏れがないかどうか、実在しない固定資産が計上されていないか、使用していない資産が放置されていないか等について詳細に確認して固定資産台帳を更新することや、実査の対象、頻度、報告体制を明確にした固定資産の実査に関する規定やルール、マニュアルを策定して運用することにより固定資産管理の徹底を図るべきである。

(4) 固定資産管理シート貼付に関する取扱い

固定資産管理シートは什器備品や機械装置に貼付されているが、貼付されていないものもある。また、固定資産管理シートの貼付に関する取扱いの規定もない。

どの固定資産に固定資産管理シートを貼付するのか、資産番号の管理はどのようにするのか、固定資産管理シートを貼付できない場合には、どのようにするのか等に関する取り扱いに関する規定を定め、固定資産台帳との関連性を明らかにして固定資産管理の徹底を図ることが望ましい。

因みに、固定資産管理シートは、所属、品名、分類番号、取得年月日を記入することになっているが、固定資産実査の際に分類番号が記入されていないものがあつた。固定資産管理シートが貼付されているが、分類番号が記入されていないのは、現物の固定資産管理が徹底されていない証であると言わざるを得ない。



(令和2年 10月6日 固定資産実査時に監査人が撮影)

参考として固定資産管理シールを例示すると以下のとおりとなる。

固定資産管理シール(注1)	
名称	
管理番号	(注2)
取得年月日	
管理部門	(注3)
青森県建設技術センター	

- (注1) もしくは固定資産管理票などの名称。
- (注2) 固定資産台帳と照合できるように番号化する。
- (注3) 当該固定資産を管理する部門を記載する。

【意見 2-2】 貸倒引当金について

貸倒引当金の設定については、期末未収入金残高に対して税法基準により設定しているが、財務規程には貸倒引当金の設定に関する規定がない。
財務規程に、貸倒引当金の計上基準を定めることが必要である。

【意見 2-3】 助成金の使途に関する確認事務について

令和元年度は5件について総額 3,500 千円を助成金として支出しているが、担当者へのヒアリングによれば、積極的な PR 活動をしているにも関わらず、助成を希望するところが毎年少なく、また助成対象の研究機関も県内では自然と限られてしまっているとのことである。
助成金の使途は、募集要項で研究等に直接要する費用と記載されており、そのなかに旅費交通費として研究・活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費が含まれている。
これについて令和元年度の助成金の支給先となった対象団体である学校から提出された

「完了報告書」に添付された実績概要及び決算書について内容を閲覧したところ、決算書の総額の6割超を占める旅費交通費の使途の検証について十分でないと考えられる点が見られた。すなわち複数の学会や会議への参加が記載されているうち、国内の学会参加については一部開催案内で学会のテーマや関係者の参加実績を確認しているものの、旅費交通費のうち大きな金額を占める国際会議の参加については開催案内を入手することなく会議内容や参加実績の検証がなされないまま学生2名の海外渡航費が計上されている(教員の海外渡航費については建設技術センターには請求されていない)。もっとも、対象となる学校内部の決裁を得た支払伝票が根拠として添付されているが、これのみでは学校内部のチェックに依存しているだけで、建設技術センター側のチェックが厳しくなされているとはいえない。

当該助成事業が始まって3年が経過するが、仮に助成実績を重視するあまり、助成した先の資金使途のチェックが行き届かなくなってしまうと、思わぬ不正や助成先のトラブルに巻き込ま

れる可能性も否定できないため、支出した助成金の使途については募集要項とお助成目的に沿った使途となっているか建設技術センター側でも確認できる十分な資料を助成先に徴求すべきであると考ええる。

【意見 2-4】 役員報酬規程の開示方法について

公益法人は下記の規定のとおり、役員報酬規程を公表する義務があるとされている。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第20条 公益法人は、第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。 2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
--

認定法第21条では、事務所備置き書類の一つとして報酬支給基準を規定(第21条第2項第3号)何人の閲覧請求に応ずるべきことを規定している(第4項)。したがって、最低事務所備置き閲覧の措置はとらなければならない。建設技術センターではこの措置を適用している。

しかし、公益法人の役員報酬については、その公益性に鑑み、公表を広く解して何人も閲覧可能なインターネットのホームページ等で公開することが望ましいと考ええる。

【意見 2-5】 事業費と管理費に共通する費用に関する配賦基準の文書化について

建設技術センターでは事業費と管理費に共通する費用について、公益財団法人に移行した時点で支出項目ごとに個別に配賦基準を決定し、現在もそれに従って配賦している。しかし建設技術センターでは、この配賦基準の設定根拠を文書化していない。

確かに、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」(内閣府 令和2年3月)のV-3-②において、「過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めればよく、その算定根拠を詳細かつ具体的に記載することは求められませんし、法人においてデータ採取等のために多大な事務負担をかけたことはありません。」との記載がある。しかし、これは多大な事務負担に配慮した規定であり、事務負担に配慮しつつ有用な文書を残すことを否定する趣旨ではない。

今後、担当者の変更や配賦基準設定の前提に変化が生じたとき、当初の根拠が示されていないければ、混乱が生じる可能性がある。現在の配賦基準の設定根拠を明確に文書化しておく必要があると考ええる。

【意見 2-6】 指名競争入札を採用する理由の明確化について

建設技術センターでは、競争入札により契約する場合、従来から指名競争入札のみ行っており、一般競争入札は行っていない。これは、5,000 万円以下の工事契約について原則として指名競争入札を採用している県の対応に準じていることである。5,000 万円を超える契約がないため、指名競争入札によっていくらか金額基準における判断である。

しかし、建設技術センターの財務規程第 41 条によると、あくまでも原則は一般競争入札であり、例外的な場合に指名競争入札が認められているに過ぎない。あくまでも原則は一般競争入札であることを念頭に、指名競争入札という例外規定を適用する場合は、財務規程に照らし、指名競争入札にすることができると理由を明確にしておくことが望ましい。

【意見 2-7】 指名競争入札による場合の業者選定理由の記載について

指名業者の選定過程は、A4 一枚の「指名業者選定調査」のみが残されている。指名業者選定調査では選定結果と選定委員会の承認状況が記載されているにすぎず、選定過程は不明である。選定過程の精緻な文書化が望ましいと考える。

【意見 2-8】 指名競争入札における指名業者数について

建設技術センターの財務規定第 59 条によれば、指名競争入札に付そととするときは、なるべく5者以上の入札者を指名するものとなっている。各契約の指名業者選定調査を閲覧したところ、5者の入札者を指名しているケースが散見された。しかし、この規定は5者に限定しているわけではない。競争性確保の観点から、指名業者の対象となりうる者を過度に排除して、一律に5者に限定することのないよう留意していただきたい。

Ⅲ. 工業用水道事業

1. 経営計画

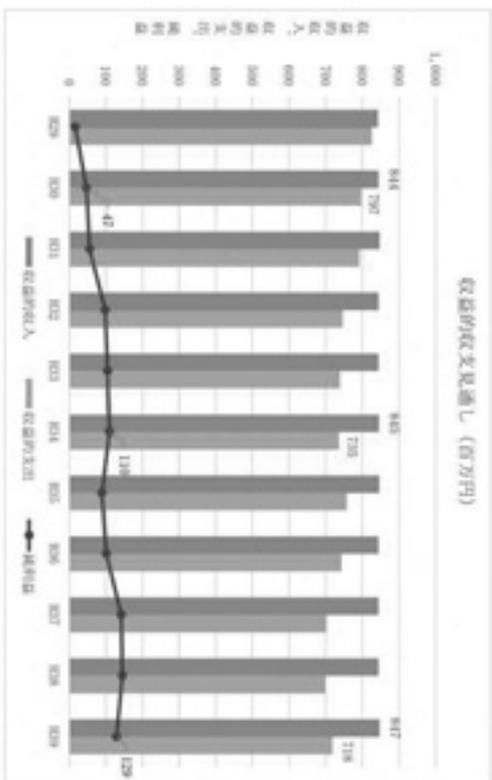
(1) 概要

①工業用水道事業における経営戦略

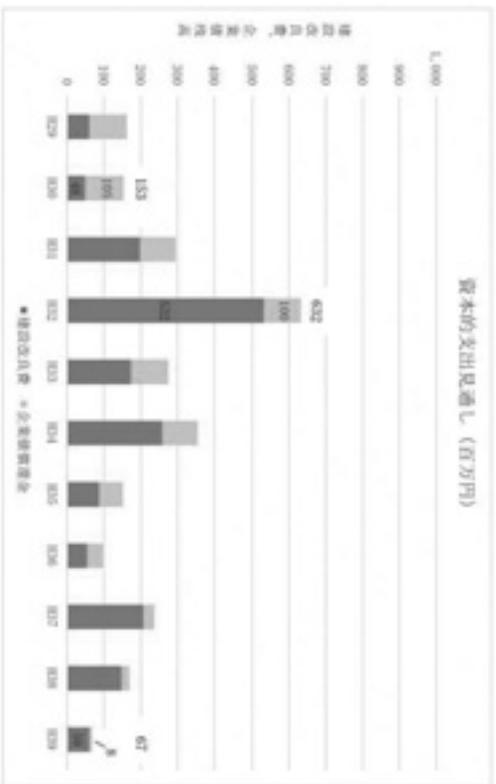
工業用水道事業では、平成 30 年3月に「青森県工業用水道事業経営戦略」を策定している。対象期間は、平成 30 年から平成 39 年までの 10 年間である。

収益的収支見通し、資本的収支見通し、補填財源残高及び企業債未償還残高見通しを以下に抜粋する。

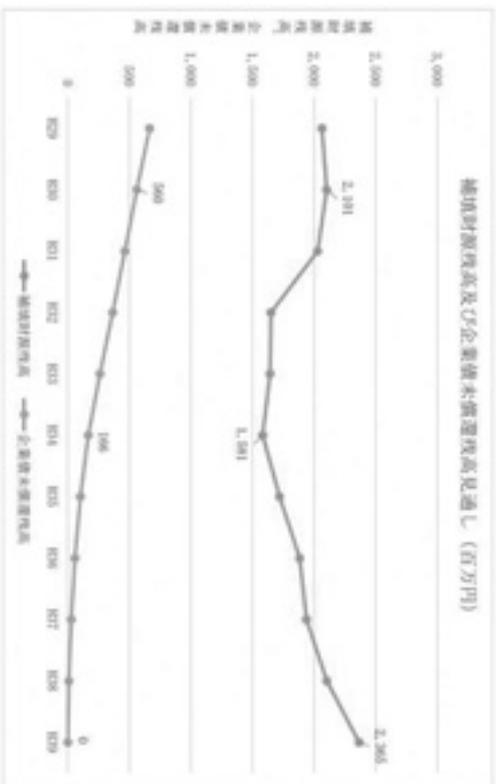
このうち「資本的支出見通し」では、平成 32 年に見込んでいた電気設備の更新に係る投資(425 百万円)を除くと、大規模な投資は見込まれていない。



出所：「青森県工業用水道事業経営戦略」(平成 30 年3月県土整備部整備企画課)



出所:「青森県工業用水道事業経営戦略」(平成30年3月県土整備部整備企画課)



出所:「青森県工業用水道事業経営戦略」(平成30年3月県土整備部整備企画課)

②送水幹線の更新計画

八戸工業用水道の施設は、馬淵川を取水源として取水施設、ポンプ場、送水管から構成され、送水管路の総延長は21kmにも及び、その大部分が昭和40年代に敷設されたもので、特に第一、第二送水幹線は敷設から40年以上経過して老朽化しており漏水事故のリスクも保有しているため、工業用水の安定的供給をこの先も続けるには、設備更新に多額の投資が必要になっている。

県は、送水幹線の更新のための基本計画を策定することを目的として、従来から複数回にわたって、外部委託により送水幹線の更新計画を策定している。

平成27年度に策定された更新計画(送水幹線基本計画)では、管路の一部を構成するPC管について、耐震性が低いことから更新優先度が高いとの判定がなされている。

更新計画の表12.3「更新対策比較選定表」や表12.4「概算工事費総括表」によれば、送水幹線の工事のみで、117億円から220億円といった多額の工事費が見込まれている。

更新区画	更新区画1(1号更新区画)	更新区画2(2号更新区画)	更新区画3(3号更新区画)	更新区画4(4号更新区画)
更新区画	1号更新区画(更新区画1)	2号更新区画(更新区画2)	3号更新区画(更新区画3)	4号更新区画(更新区画4)
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4
更新区画	更新区画1	更新区画2	更新区画3	更新区画4

(出所:「公委第2601号 送水幹線基本計画策定業務委託報告書」平成27年8月)

表 27-4 工業用水費負担割合

用途	平成31年		平成32年		平成33年		平成34年	
	県立工業団地	民間工業団地	県立工業団地	民間工業団地	県立工業団地	民間工業団地	県立工業団地	民間工業団地
工業用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
生活用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
雑用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
工業用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
生活用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
雑用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
工業用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
生活用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
雑用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
工業用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
生活用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
雑用水	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所:「公委第2601号 送水幹線基本計画策定業務委託報告書」平成27年8月)

また、平成29年度の報告では、平成28年度決算資料等を用いて、平成30年度から平成69年度までを対象とし、更新需要パターンに応じた、合計14とよりの財政シミュレーションを実施している。

作成された財政シミュレーションによれば、今後40年間で送水管だけでも約128億円という多額の投資を必要とする計画となっている。また、計算仮定となっている料金収入については、平成29年の予算値である予定水量313,180 m³/日と料金単価7.38円が今後40年一定で続くものと想定している。さらに更新にあたり、現有設備について法定耐用年数を超えて使用できるものと仮定し、法定耐用年数の1.5倍から2.0倍の更新基準年数を設定している。なお、このシミュレーションでは、設備投資は企業債と内部留保資金で賄い、補助等其他会計からの繰入は想定されていない。

(2) 実施した手続

県の作成した経営戦略及び八戸工業用水道送水幹線基本設計の財政シミュレーションを閲覧して、その前提条件や結果についての担当者への質問を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 3-1-1】送水幹線の更新計画を経営戦略に反映すべき

工業用水道事業では平成30年3月に、平成30年度から平成39年度を対象期間とする10年間の経営戦略を策定している。しかし、送水幹線の更新に関する情報開示が不十分である。

「経営戦略策定・改定ガイドライン」(平成31年3月29日 総務省自治財政局。以下「経営戦略ガイドライン」といふ。)では、計画期間について下記のとおり定められており、県の策定している経営戦略はその基準に合致するものではない。

「経営戦略」(「投資・財政計画」を含む。)の「計画期間」は、個々の団体・事業の経営環境や施設の老朽化状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である。

しかし「経営戦略ガイドライン」は続けて、
 なお、計画期間に関わらず、計画策定に当たっての将来の「投資・財政計画」に係る試算については、可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超)かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。
 としており、さらに投資試算については、次のように定めている。

① 施設・設備の現状把握・分析、将来予測
 「投資試算」を取りまとめる前提として、公営企業が有する施設・設備の現状を適切に把握し、規模・能力、老朽化・劣化の状況や使用可能年数等について分析すること。
 また、関係府省等が推奨するアセスメントやストックマネジメント等の取組を充実させることにより、施設・設備の現状把握・分析、将来予測の精緻化を図ること。
 あわせて、施設・設備の新規・更新需要額等の将来試算を可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超)かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。

(1) 概要に記載したように、県の工業用水道事業にとって最も重要な課題は、100億円を超える投資が必要とされる送水幹線の更新計画である。現状ではまだ先の課題としているため、10年間の計画には含まれていない。しかし、送水幹線の大規模な更新計画を抜きにして、ここ10年の推移だけ見ても、経営戦略として重要な論点が抜けけていると言わざるを得ない。さらに「経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機とする」という経営戦略の趣旨からすると、情報の開示が不十分であると考える。
 更新時期や費用は不確実だが、事業継続のためには更新が不可欠な状況であり、また更新費用は見積の方法によるが、多額であることは確実である。

少なくとも、送水幹線の更新に係る費用を一定の幅で示したうえで、経営戦略上の投資・財政計画が、10年以内に送水幹線の更新を行わないことを前提とした投資計画・財政計画であることを明らかにすべきである。そのうえで、供給能力の上限に近い操業を行っている当該事業が、どのように投資回収を図っていくのかを示すべきであると考ええる。

【意見 3-1-2】 更新計画策定において考慮すべきリスクについて

更新計画策定上、現状考慮されていないが今後想定されるリスクには以下のようなケースがあると考えられる。

- ・この先 40年間に渡って多額の投資を行っていくにしても、その40年間の原資となる料金収入が現状の水準で変わらず確保できる確証はない。仮に減収等が見込まれる場合は設備更新の規模縮小の計画が途中で変更されたとしても、それまでの更新投資額の回収がなされない可能性がある。
- ・更新基準年数が長く、実際に現有設備がそこまで持たない、あるいは地震等による破損が生じた場合に、計画時より前倒して投資資金が必要になり、その後の減価償却費が増額され、年度の損益が悪化する可能性がある。この点、閲覧した資料には、更新基準年数の決定に関する根拠が明確には記載されていないかった。

今後、工業用水供給に関する送水幹線等の設備更新については、給水量の8割超を占める大口ユーザーに設備更新後の継続使用に関する約束を取りつけつつ、以下の事項も勘案して十分綿密な話し合いをもった上での現実的な仮定のもとにシミュレーションを作成されなければならないものと考ええる。

- ①長期的な使用水量の可能な限り約束された予測値と使用年数
- ②必要な水量の供給能力維持のために必要な設備(耐震性等含む)投資額の回収のために必要な方策(使用料のみで回収する場合の料金体系、使用料のみで回収が困難な場合はユーザーから返済の必要のない資金提供を受ける等)

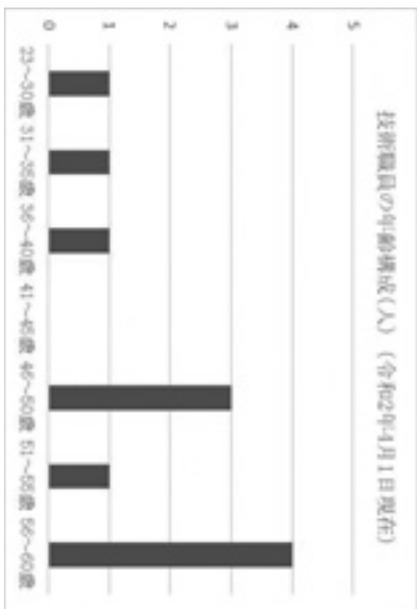
【意見 3-1-3】 技術職員の年齢構成や資格取得者の確保について

平成30年3月に策定された経営戦略のうち、「3. 将来の事業環境(4)組織の見直し」において、以下のとおり技術職員の年齢構成に起因する技術の継承が課題として掲げられている。

近年、技術系職員が相次いで定年を迎えるために、経験年数の少ない職員が増加することから、技術の継承が不可欠な状況にあり、専門的な知識・技術を持った人材の育成や、知識・技術の承継をすることにより、引き続き工業用水道事業を適切に運営管理していただくこととされています。

(出所：青森県工業用水道事業経営戦略 平成30年3月)

しかし、下図のとおり、令和2年4月においても、その課題が解消されたとは言えない状況である。



(整備企画課資料より監査人作成)

また、電気事業法第43条により配置が義務付けられている第二種電気主任技術者についても、資格取得者の確保が特に困難な状況が継続しているとのことである。県においては、人員配置における配慮や、資格取得費用の一部補助等による資格取得の推奨によって、引き続き職員の配置確保に取り組むことが望ましい。

2. 収入

(1) 概要

青森県八戸工業用水道の給水能力は350,000 m³/日であり、令和2年4月1日現在の基本使用水量は供給先 10 社合計 313,180 m³/日で供給能力の 89 パーセントが契約締結済である。なお、平成30年度においては供給先 13 社合計で 346,930 m³/日で(供給能力の 99%超)ほぼ給水能力に見合っていた。

令和元年度の、料金対象使用水量は 116,389,008 m³(内訳は、基本使用水量 114,623,880 m³+特定使用水量 1,875,960 m³-減免使用水量 110,832 m³)であり、対する合計年間料金収入は 936,274,442 円(消費税込)であった。なお、特定使用水量とは基本使用水量を超えて使用した水量で、事前に申込みを受け決定の通知を行ったものである。

平成 16 年3月 23 日提出の「供給規定変更届出書」によれば、青森県八戸工業用水道事業の料金表(平成16年4月1日実施され、現在まで変更なし)は下記のとおりである。

基本料金: 1 m ³ につき 7 円 38 銭
超過料金: 1 m ³ につき 14 円 76 銭
特定料金: 1 m ³ につき基本料金に同じ

基本料金は、基本使用水量に適用され、「工業用水給水申込書」を青森県知事に提出し、「工業用水給水決定通知書」によって知事から申込み者へ通知される。

○青森県工業用水道事業条例

(給水の申込み)

第7条 給水を受けようとする者は、1日当りの使用水量及び時間最大使用水量の予定並びに給水開始の希望期を決めて、給水の申込みをしなければならない。

(給水量の決定)

第8条 知事は、前条の申込みがあったときは、すみやかに、給水能力を考慮して、前条の予定時間最大使用水量に二十四を乗じて得た水量の範囲内で一日当りの給水量を決定し、当該給水量及び給水開始の期日をその申込みをした者に通知しなければならない。

(基本使用水量の変更)

第9条 使用者は、基本使用水量の増量を申し込むことができる。

同2項 基本使用水量の減量は、知事が特に必要があると認める場合を除き、これを認めないものとする。

一方、特定料金については特定使用水量に適用され、以下の定めによる。

○青森県工業用水道事業条例
(特定給水)

第 10 条 知事は、工業用水道施設の給水能力に余裕があるときは、その期間及び給水余裕能力を使用者に通知しなければならない。

同2項 前項の通知を受けた使用者で、基本使用水量を超える給水を受けようとするものは、使用する期間及び基本使用水量を超える水量について時間最大使用水量の予定を決めて給水の申込みをしなければならない。

同3項 知事は、前項の申込みがあったときは、速やかに、給水能力を考慮して、同項の予定時間最大使用水量に二十四を乗じて得た水量の範囲内で一日当りの給水量を決定し、及び使用の期間を定め、これらをその申込みをした者に通知しなければならない。

○青森県工業用水道事業条例施行規則
(特定給水の申込書)

第5条 条例第 10 条第2項の規定による特定給水の申込みは、特定使用水量給水申込書(第三号様式)を提出して行わなければならない。

(特定給水の決定通知書)

第6条 条例第 10 条第3項の規定による給水量等の通知は、特定使用水量給水決定通知書(第四号様式)を交付して行うものとする。

(権限の委任)

第 18 条 次の各号に掲げる権限は、八戸工業用水道管理事務所に委任する。

1号 条例第 10 条第1項の規定による通知並びに同条第2項の規定による申込みの受理並びに同条第3項の規定による給水量及びこれらの通知に関すること。

なお、現在供給先 10 社については当月検針分を翌月収受し、料金回収の遅延はないとのことである。

(2) 実施した手続

最新の「供給規定変更届出書」記載の料金表で請求料金単価を確認し、毎月の給水量検針報告書をもとに、毎月の検針表や特定使用水量について決定通知書と照合し、請求金額が妥当かどうかを検討した。また請求業務の内部統制の状況について担当者への質問や資料の閲覧により業務の内容を把握した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見3-2】 特定料金の単価設定について

工業用水道事業条例第10条には、特定給水制度として、特定期間に基本使用水量を超える給水を行う制度が定められている。しかし、工業用水道のユーザーのうち2社について、年度毎の使用水量の変動を見込んで、基本使用水量を実際の使用見込水量以下に設定申込を行う一方で、この特定給水制度を四半期ごとに利用、場合によっては月中の10日間のみ利用水量を増減させるなどユーザーの需要変動に臨機応変に特定給水量を頻繁に調整することが常態化している様子がみられた。

これは、同条例第9条第2項の基本使用水量の減量については、知事の認可を合理的な理由書を添えて承認されなければならないという実務が負担になると感じてその回避のためなことだが、実際はユーザー2社が工業用水の利用実需に合わせて水道料金コストをできるだけ削減するための方策にすぎないと思われ、それに果がたじてしまっているものと考えられる。

実際、県担当者からはユーザーに向けて、水量には制限があり需要が上回った場合には特定使用の要望があっても応じられないリスクがあるので、基本使用水量の増加申込で対応するように、との依頼を行っているが、現状ではユーザーになかなか応じてもらえていないとのことである。

このことは現状の料金体系において特定料金が基本料金と同額であるために、基本水量を予め高く設定しておくよりも、特定給水制度を利用したほうが使用水量を臨機応変に変動させることが可能なため、ユーザーの金銭的負担の面で有利であるという判断を強く促す結果ともなっているものと思われる。

給水能力の維持には、ユーザー毎の基本使用水量の合計量を満たすべく必要最低限の設備維持更新等の投資に抑えることが今後求められることから、特定給水はあくまで突発的例外的な利用がなされるべきものであり、常態的にユーザーの需要調整弁として利用されてしまうのは望ましいこととは言えず、基本水量で固定的に契約しているユーザーとの公平性を損なうことも考えられる。

この点、特定料金のみ単価を上げるなど料金体系の柔軟な変更により、そのようなユーザーに基本水量の増加で対応するよう促す施策も検討されるべきと考ええる。

3. 固定資産

(1) 概要

① 固定資産管理に係る関連法令等

工業用水道事業の固定資産に係る主要な関連法令としては、青森県公営企業財務規程及び地方公営企業法施行規則がある。

＜青森県公営企業財務規程＞

<p>(帳簿)</p> <p>第十条 本庁及び事業所にそれぞれ次に掲げる帳簿を備えるものとする。</p> <p>本庁の帳簿</p> <p>十二 固定資産原簿</p> <p>事業所の帳簿</p> <p>八 固定資産保管簿</p> <p>(除却報告)</p> <p>第八十七条 部長は、売却、廃棄、撤去、取りこわし等により固定資産を除却したときは、すみやかに固定資産除却報告書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(償却)</p> <p>第八十八条 減価償却は、減価償却調書により行われなければならない。</p> <p>(実地照合)</p> <p>第九十四条 固定資産は、毎事業年度少なくとも一回以上上固定資産原簿と照合し、その結果を確認しなければならない。</p> <p>(報告諸表)</p> <p>第九十五条 部長は、次の各号に掲げる報告諸表を、固定資産原簿に基づき、毎事業年度の末日現在により、翌年度四月三十日までに作成しなければならない。</p> <p>一 固定資産増減総括表</p> <p>二 固定資産明細表</p> <p>三 固定資産除却表</p> <p>四 固定資産増加表</p> <p>五 減価償却明細表</p>

＜地方公営企業法施行規則＞

第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当

該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数(この項及び第四項において「法定耐用年数」という。)(第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。)(に及び別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

②施設の見通し

青森県工業用水道事業経営戦略(平成 30 年3月)によれば、法定耐用年数を経過した設備が多くなつてきているが、電気や機械設備については、経年劣化による故障が多くなる摩耗故障期に入つており、すでに部分更新を行い、延命化を図っている。しかし、部品の調達が難しく、技術の陳腐化が見られる設備が多く、早急な更新の必要性が高いと見られることから、優先的に更新していくこととしている。

一方、送水管路については、老朽化調査を実施したところ、送水支線は、漏水事故の危険性が高いことから、平成 23 年度から平成 28 年度に更新を行っている。送水幹線は、一部管種の継手部分に漏水発生の懸念があることから、引き続き老朽化の状況について十分注意を図り、また、漏水事故への対応力を高めながら、更新について中期経営戦略において、引き続き実施に向けて検討することとしている。

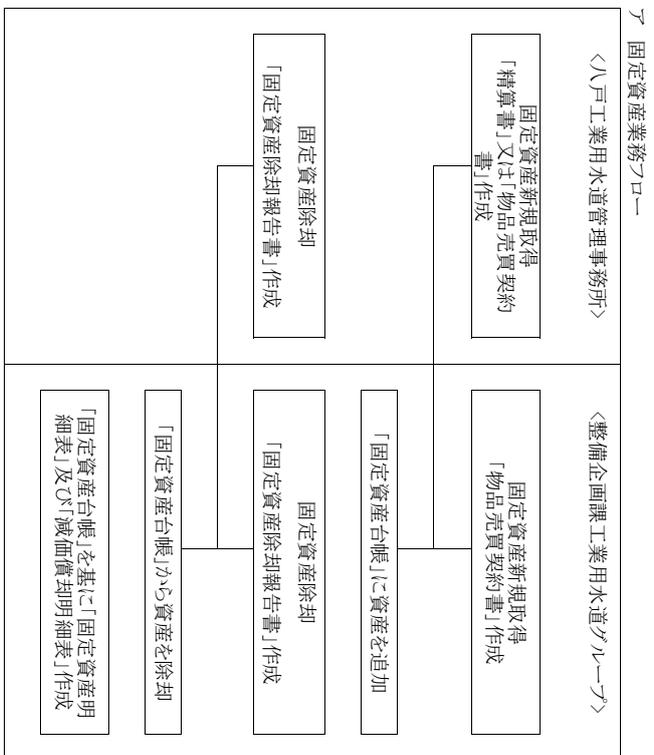
③固定資産の管理状況及び業務フロー

県営の工業用水道事業では、地方公営企業法により貸借対照表や損益計算書を作成しなければならず、固定資産台帳の作成が義務付けられている。固定資産管理システム等の専用ソフトウェアを使用しておらず、手書きや表計算ソフトウェア等を用いて固定資産台帳を作成している。作成された固定資産台帳は貸借対照表や損益計算書を作成する際の補助元帳にあたり、現物管理を行う際にも利用される。

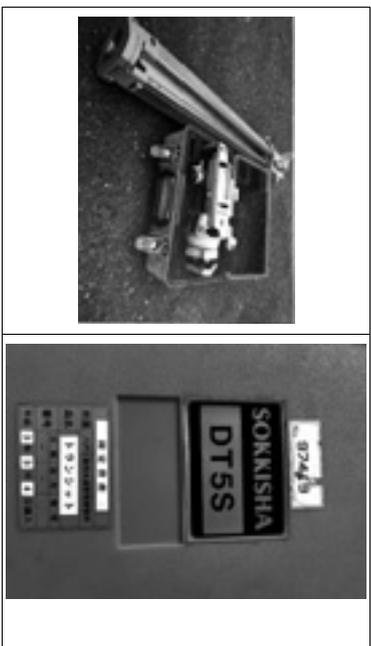
固定資産の登録・除却を固定資産台帳に反映する作業は整備企画課工業用水道グループで行われているが、固定資産の現物管理は八戸工業用水道管理事務所で行われている。

固定資産管理の業務に係る業務フローは下記のとおりである。青森県公営企業財務規程第 94 条に基づき、毎年1回、固定資産の実地照合確認を実施している。確認は八戸工業用水道管理事務所の総務課長及び給水課長が実施し、所長に報告がなされる。

また工具、器具及び備品には、効率的な資産管理のため、固定資産である旨、名称及び購入年月日のシールを添付している。



イ 工具、器具及び備品例(トランソント)



(2)実施した手続

固定資産原簿等財産管理関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、固定資産に係る事務手続の合规性等を検証した。
また、固定資産について実在性を確認するため、固定資産台帳からサンプルを抽出し、固定資産の実査を行った。

・実査対象固定資産

No.	取得年月日	資産名称	勘定科目	取得価額 (単位:円)
1	平成2年10月15日	取水ポンプ電気設備	機械及び装置	4,199,546
2	昭和59年9月28日	高圧進相コンデンサ	機械及び装置	478,601
3	平成18年2月27日	高圧進相コンデンサ(コンデンサ盤)	機械及び装置	25,861,000
4	昭和58年3月10日 昭和59年1月25日 昭和60年3月18日	送水ポンプ設備(2-1)	機械及び装置	52,775,000
5	昭和61年3月17日	送水ポンプ設備(2-2)	機械及び装置	18,870,000
6	昭和41年6月1日	天井走行起重機	機械及び装置	9,037,075
7	昭和46年3月31日	潤滑水浄化装置	機械及び装置	5,067,334
8	令和2年3月3日	監視カメラ	機械及び装置	11,540,000
9	平成10年3月19日	音響振動測定器	工具、器具及び備品	870,000
10	平成12年8月3日	シミュレーター	工具、器具及び備品	160,000
11	平成3年3月4日	トランシット	工具、器具及び備品	331,000

(3)監査の結果及び意見

【指摘事項3-3-1】固定資産の計上科目及び耐用年数の誤り

令和2年3月3日に取得した「監視カメラ」一式について、本来は工具、器具及び備品に計上し、耐用年数6年として固定資産台帳に登録すべきところ、機械及び装置に計上し、耐用年数10年として固定資産台帳に登録されていた。本件固定資産の資産分類の決定理由について(八戸工業用水道管理事務所担当者に質問したところ、「監視カメラ」は各カメラと監視モニターの一式が一体として機能する装置であることから、機械及び装置のうち「計測設備」に該当すると判断し、耐用年数を10年としたとの回答があった。

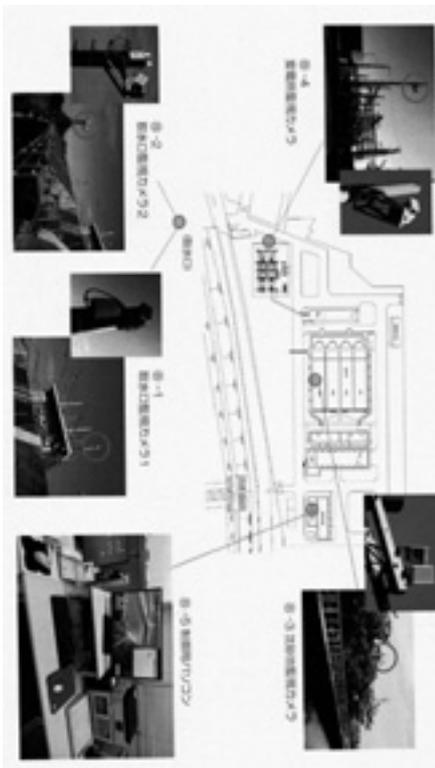
この点、一般に「機械及び装置」とは、外力に抵抗し得る物体の結合からなり、一定の相対

運動をなし、外部から与えられたエネルギーを有用な仕事に変形するもので、かつ、複数のものが設備を形成して、設備の一部としてそれぞれのものがその機能を果たすものをいう。しかし、仕様書を含む当該監視カメラの更新工事関係書類を閲覧したところ、当該監視カメラはこの定義には該当しない。加えて、それ自体で固有の機能を果たし独立して使用されるものであることから、「工具、器具及び備品」とすべき固定資産である。

また、地方公営企業会計では、有形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則第15条第1項及び別表第2号によって決定される。この「監視カメラ」はカメラ本体のほか監視制御室に設置された制御用パソコン及び液晶モニター、並びに映像信号を送送するための変換機等を含んだ一体として機能するものであることから、地方公営企業法施行規則別表第2号「事務機器及び通信機器」のうち「放送用設備」に該当し、耐用年数は6年である。

なお当該監視カメラは令和2年度より償却開始のため、令和元年度の減価償却費の額に与える影響はない。

監視カメラ



固定資産台帳「監視カメラ」記載事項正誤表

勘定科目	取得価額	耐用年数	償却率
誤 機械及び装置	11,540,000円	10年	0.100
正 工具、器具及び備品	11,540,000円	6年	0.166

【指摘事項 3-3-2】 作成され保管されているべき規程が無い

青森県公営企業財務規程第76条には「資本的支出と収益的支出との区分を適正にするため、固定資産に附加し、又は固定資産から除却した場合に資本的支出として整理する一定単位の物品及び基準は、別に定める。」とある。当該別の定めを提出を整備企画課担当者に依頼したところ、文書化された規程やマニュアル等が見つからず、過去に作成されたかどうかの事実関係も確認できない状況であった。恣意的な財務規程の運用を防止し適正な会計処理を担保するため、速やかに「別の定め」を整備し、担当者が閲覧可能な状態で保管すべきである。

【指摘事項 3-3-3】 減価償却調書と減価償却明細表の当期償却額が異なっている

令和元年度の「減価償却調書」及び「減価償却明細表」を閲覧したところ、当期償却額が損益計算書の減価償却費の額と一致しなかった。損益計算書の減価償却費は、整備企画課担当者が表計算ソフトウェアを用いて作成した「減価償却計算書」を基に計上されており、「減価償却調書」及び「減価償却明細表」の当期償却額が損益計算書と一致してはいたと見られるが、決算数値に影響はない。しかし青森県公営企業財務規程第88条では「減価償却は、減価償却調書により行われなければならない。」と定められており、また減価償却明細表は同第95条にて正式な報告文書として位置づけられていることから、これらの書類には本来あるべき当期償却額を記載すべきである。

【指摘事項 3-3-4】 固定資産台帳の記載内容に更新漏れがある

固定資産台帳を閲覧したところ、記載内容について本来更新すべき事項が更新されないまま放置されている固定資産があった。減価償却費は整備企画課担当者が表計算ソフトウェアを用いて作成した「減価償却計算書」を基に計上されており、当該計算書の入力内容は訂正内容が適切に反映されているため、決算数値には影響はない。しかし青森県公営企業財務規程第10条にて備え付けることが義務付けられている正式な帳簿書類は、あくまで紙で保管されている固定資産台帳であることから、記載内容を訂正・更新すべき事項が生じた際にはこれを速やかに反映させるべきである。

記載内容の訂正・更新が漏れていた固定資産台帳上の資産項目

No.	取得年月日	資産名称	勘定科目	訂正項目	訂正理由
1	昭和41年6月1日	沈砂池	構築物	残存価額	一部除却
2	平成12年3月31日	上流第一送水支線(管設備)	構築物	残存価額	一部除却
3	昭和41年6月1日	排水設備	構築物	残存価額	一部除却
4	昭和41年6月1日	給水設備	構築物	残存価額	一部除却
5	平成12年8月3日	シュレッター	工具、器具及び備品	所在地	資産使用場所移転

【指摘事項 3-3-5】 固定資産台帳に残存価額が記載されていない

固定資産台帳を閲覧したところ、残存価額が記載されないまま放置されている固定資産があった。減価償却費は整備企画課担当者が表計算ソフトウェアを用いて作成した「減価償却計算書」を基に計上されており、当該計算書には償却計算に必要な残存価額が網羅的に入力されているため、決算数値には影響はない。しかし青森県公営企業財務規程第10条にて備え付けることが義務付けられている正式な帳簿書類は、あくまで紙で保管されている固定資産台帳である。台帳に記載すべき事項については網羅的に記載されなければならない。

残存価額の記載が漏れていた固定資産台帳上の資産項目

No.	取得年月日	資産名称	勘定科目	残存価額 (単位:円)
1	平成18年3月31日	その他排水管	構築物	28,820,454
2	昭和62年3月25日	送配水及び給水設備	構築物	79,382,885
3	平成24年3月2日	場内フェンス	構築物	313,000
4	昭和59年10月11日	砂泥処理施設	構築物	5,572,371
5	昭和60年3月27日	クーラダクト	構築物	1,976,400
6	平成18年2月27日	高圧進相コンデンサ (コンデンサ盤)	機械及び装置	2,586,100
7	平成17年10月14日	送水ポンプ設備(電動喫型弁)	機械及び装置	769,600
8	平成18年10月16日	送水ポンプ設備(電動喫型弁)	機械及び装置	780,100
9	平成19年9月27日	送水ポンプ設備(電動喫型弁)	機械及び装置	747,500
10	平成19年3月28日	浄水設備	機械及び装置	482,300

【意見 3-3-1】 手書きの固定資産台帳の廃止と固定資産管理ソフトウェアの導入

青森公営企業財務規程第 10 条にて固定資産台帳の備付けが義務付けられており、当該項に基づき手書きの固定資産台帳が作成されている。他方、手書きの固定資産台帳の情報はパソコンの表計算ソフトウェアで作成した「減価償却計算書」に入力され、表計算ソフトウェアで作成した計算書により減価償却費を計算し、その結果を手書きの固定資産台帳に転記している。このため、手書きの固定資産台帳と表計算ソフトウェアの計算書について、同一の情報重複して入力・記載しなければならない状況にある。

固定資産台帳を手書きで作成する必要性は乏しく、また転記作業があることは、転記ミスが発生するというリスクも生じることになる。業務の効率化を図り、転記ミスが発生する余地をなくすため、手書きの固定資産台帳を廃止し、単一のデータから各種帳票を出力可能な固定資産管理ソフトウェアの導入を検討することが望ましいと考える。

【意見 3-3-2】 減損会計に関する規程の整備

地方公営企業会計基準では、民間企業と同様の減損会計が導入されている。減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件下で回収可能性の低下を反映させるよう、資産の帳簿価額を減額するための会計処理である。減損会計を適用する場合には、資産のグループビーンズ、減損の兆候を判断するための事象、将来キャッシュ・フローの見積方法や割引率等を規程に定める必要がある。

現状、青森県公営企業財務規程その他の規程において、減損会計に関する定めがなされていない。速やかに規程を策定することが望ましい。

4. 契約事務

(1) 概要

工業用水道事業は公営企業化しており、独自の契約事務規程を設定・運用することも可能ではあるが、前述の県の契約事務規程（「下水道事業4. 契約事務（工事及び委託）」（1）青森県の契約事務総論」参照）と同内容の規則等を定め、県と同様の契約事務を行っている。令和元年度における工業用水道事業における工事契約は、施設、設備の更新・修繕工事が大部分を占め、委託契約は工事契約の設計業務や、設備運転操作及び監視等の業務委託が主たるものである。

(2) 実施した手続

工業用水道事業における令和元年度の契約を 10 件サンプリングし、規則等への準拠性を主要な監査要点とし、契約の有効性、公平性、経済性、効率性という要点を含めヒアリング及び関連資料の閲覧検証を行った。また、契約方式の決定及び相手方の選定過程が妥当であるかという点について特に注意を払った。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 3-4-1】 予定価格の過大設定について

下記契約について予定価格を過大に設定してしまっている。予定価格は青森県財務規則に則り、実際の取引（実例等を参考に適正な価格を設定しなければならない）。

【表 対象契約内容】

契約の種類	予定価格	契約金額	契約方法	取引内容
物品の製造 請負	1,491,600 円 (税込、以下同)	1,183,600 円 (税込、以下同)	随意契約 2者 相見積もり	下水道用ポンプホールの製造及び設置 (900φ×4組)

当契約の方法として、2者から見積書を徴収した結果、安価であった A 社と 1,183,600 円にて随意契約を行っている。予定価格の算出方法は A 社および B 社から参考見積書を徴収し、安価であった A 社の 1,491,600 円と同値を設定している。以下、この予定価格 1,491,600 円の妥当性について問題提起する。

A 社および B 社の参考見積書（予定価格設定用）と、見積書（契約用）の金額を比較した表は以下のとおりである。A 社の見積書（契約用）における当初徴収した参考見積書（予定価格

設定用)からの値引率は20.6%と高い水準となっていることがわかる。

【表 参考見積書と見積書の比較】

項目	A社	B社(参考)
① 参考見積金額	1,491,600 円 (=予定価格)	1,729,200 円
② 見積書	1,183,600 円 (=契約金額)	1,232,000 円
①-②)÷① 参考見積書からの値引率	20.6%	28.8%

また、県は平成20年度以降で同規格のペンホール蓋を3回購入しているが、下表のとおり、過去の1組当たりの契約実績単価は@300,000 円未満であるものの、今般の予定単価は@372,900 円と相応に高額であることがわかる。

【表 φ900 ペンホール蓋 1組当たり単価】

	令和元年度 (予定単価)	平成29年度 (契約単価)	平成26年度 (契約単価)	平成20年度 (契約単価)
φ900 ペンホール蓋 単価 (1,491千円÷4組)	@372,900 円	@290,520 円	@290,520 円	@259,350 円

予定価格を設定することは、その金額以内の価格が提出された場合に支出行為がなされるため、県の支出額の上限値を設定することに他ならず、仮に高額な予定価格が設定されてしまうと、支出額が著しく高額となり、無駄なコストが発生する温床となる。そのような観点から、県財務規則第138条では「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」として過去の取引実績や市場環境も考慮に入れ、総合的に予定価格を定めることを求めている。

結果として、当契約の予定価格1,491,600円(1組あたり@372,900円)は、過去の取引実績と比較して高額であり、結果的に契約時に大幅な値引きがなされていることから、設定した予定価格が過大であったことが推定される。今後、予定価格の決定にあたって、過去の取引実績の調査やインターネットを用いた価格調査を行う、設定した予定価格に値引き率を乗ずること等により適切な予定価格を設定する必要があると考える。

【意見3-4-2】競争性向上のため指名事業者数の増加について

下記契約について事業者6者を指名したが入札に参加したのは1者のみであり、当該1者と契約を行っている。より競争性を高め、経済性を確保するために、指名事業者を増やすことや、一般競争入札の採用等の措置を求めたい。

【表 対象契約内容】

契約の種類	予定価格	契約金額	契約方法	取引内容
物品の購入	2,098,800 円 (税込、以下同)	1,980,000 円 (税込、以下同)	指名競争入札 6者指名 5者辞退 1者入札	緊急連絡システムの構築

当契約にて調達した緊急連絡システムは、八戸工業用水道管理事務所が停電事故時等の非常時において、ユーザー及び職員へ早急に連絡するための連絡システムであり、その特徴として、近年普及しているSMS(携帯電話のショートメッセージサービス)やEメールを利用した連絡システムではなくて、公衆回線(電話)による音声配信であることがあげられる。あえて公衆回線を用いる理由としては、災害時に強いと考えていること等の理由によるものであった。指名事業者6者のうち5者が辞退してしまった理由としては、その理由は定かではないものの当システムが緊急通報システムとして少数派と考えられる「公衆回線による音声配信」を仕様とすることにも一因があるのかもしれない。指名競争入札における1者応札に対する県の立場としては、応札者にとつては他の指名事業者が辞退したことは知らされないため競争性は一定程度確保されていると有効説を採っていることから、当該事例は県の事務手続き上に瑕疵はない。ただし、1者応札では入札価格の比較ができないため、複数者応札のケースと比較して競争性が低下してしまっていることも事実であろう。

当契約のような納入業者が限られる(と想定される)調達物品の特性を加味した場合に、より多くの応札者を確保するためには、あらかじめ指名事業者数を増やすことも有効と考える。県の物品調達契約に係る指名事業者数の定めとして物品調達契約事務取扱要領にて「指名競争入札の指名事業者数は、おおむね6者以上とする。」と定めている。県は要領に基づき「異常通報装置」又は「通信機器」を扱う入札参加名簿に登録されている事業者11者から、過去の指名実績等を加味して指名事業者6者を選んでいるが、6者指名は要領のいう最低基準であるし、指名事業者を上げ11者全てを指名することで競争性を高められた可能性がある。また、そもそも応札事業者が少数であった当該事例では、指名競争入札により入札を狭めず、原則である一般競争入札を採用し広く応札者を募ることも有効であったものと考えられる。

【意見 3-4-3】 指名業者の固定化回避について

工業用水道事業において、毎年、土砂処理池に堆積している土砂を搬出処分するための業務委託契約を締結しているが、当該契約について指名業者が固定している状況が見取れる（下記【表 過去5年の指名業者】参照）。

【表 対象契約内容】

契約の種類	予定価格	契約金額	契約方法	取引内容
業務委託	9,845,000 円 (税込、以下同)	7,315,000 円 (税込、以下同)	指名競争入札 10 者指名 10 者入札	土砂処理池に堆積している土砂を搬出処分する委託契約

【表 過去5年の指名業者】

会社名	H27	H28	H29	H30	R元
A社			○	○	○
B社	○	○	◎	○	○
C社	○	○	○	○	○
D社	○	○	○	○	◎
E社			○	○	○
F社	○	○	○	○	○
G社	○	○	×		
H社	◎	◎		○	○
I社	○	○	○	◎	○
J社	○	○	○	○	○
K社	○	○	○	○	○
L社	×	×			

(出所:担当課作成資料より監査人作成)

◎⇒入札に参加し、落札した指名業者

○⇒入札に参加し、落札できなかった指名業者

×⇒入札辞退した指名業者

当業務委託における県の指名基準は「土砂の搬出入・運搬業務」であることから、土木一式工事業者からの選定とし、過去の指名及び受注実績を考慮して、八戸市内のA級およびB級の業者10者を指名したい。」として、対象となる96者から10者を選定している。上表【表 過去5年の指名業者】を見る限り、入札辞退があった業者を次年度の指名から外し、その分新たに新規業者を追加しているものの、令和元年度と平成30年度、平成28年度と平成27年度の指名業者は同一であり、連年、基本的に同一の業者を指名しており、指名業者が固定化し

ている状況が見取れる。
指名業者の固定化は、談合を誘発するリスクや、業者間において不公平感が生じること等の弊害がある。このような弊害を克服し、より競争性を発揮させるため、每期指名先を1～2先新たにに加え、入札額が高額であった指名業者と入れ替える等の対応を検討されたい。

5. 人件費

(1) 概要

①人件費に関する会計情報

工業用水道事業における人件費について、人件費に関連する科目を「青森県工業用水道事業会計決算書」から平成29年度から令和元年度までについて抜粋すると以下のとおりとなる。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸借対照表			
【負債の部】			
退職給付引当金（注1）	127,428	129,130	115,266
賞与引当金	9,186	8,873	9,316
法定福利費引当金（注2）	1,710	1,680	1,777
収益費用明細書			
【工業用水道事業費用】			
[営業費用]			
(配水及び給水費)			
報酬（注3）	2,684	2,709	2,641
給与	45,804	45,429	45,349
手当（注5）	20,513	17,498	19,010
賞与引当金繰入額	5,675	5,557	5,825
法定福利費	15,262	14,326	14,624
法定福利費引当金繰入額	1,056	1,052	1,111
厚生福利費	—	—	4
賃金（注4）	1,443	1,452	1,466
(総係費)			
給料	26,011	27,555	27,774
手当（注5）	7,440	9,756	9,717
賞与引当金繰入額	3,511	3,316	3,491
退職給付費	7,853	1,702	7,588
法定福利費	8,179	8,487	8,324
法定福利費引当金繰入額	654	628	666
賃金（注4）	1,318	1,327	1,340

(注1)退職給付引当金の増減額(単位：千円)

平成30年度末残高	129,130
取崩額	21,452
退職給付費引当額	7,588
令和元年度末残高	115,266

(注2)法定福利費引当金は、賞与引当金に対応する法定福利費について引当金を計上している。

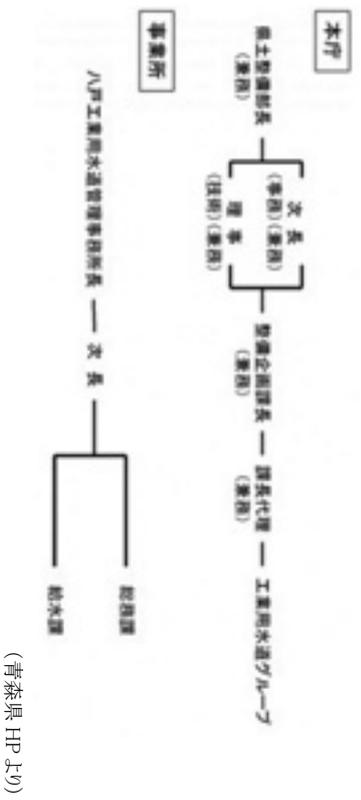
(注3)配水及び給水費の報酬は、嘱託職員に対する給与額である。

(注4)配水及び給水費と総係費の賃金は、非常勤職員に対する給与額である。

(注5)手当には、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、日額特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、単身赴任手当、期末勤勉手当、寒冷地手当が含まれる。

②工業用水道事業の組織と人員

ア 組織



イ 人員

部署・役職等	兼務職員	公営企業職員	非常勤・嘱託
県土整備部	1		
次長	2		
整備企画課	1		
課長代理	1		
工業水道グループ		7	1
所長		1	
次長		1	
給水課		3	1
給水課		6	1
合計	5	18	3

(注1) 兼務職員の人員費は、一般会計において処理される。

③給与計算、退職金等のシステム

公営企業の職員に関する給与計算は、本庁の給与計算システムにより計算されている。非常勤職員と嘱託職員については、Excel を利用して計算している。また、退職給付引当金、賞与引当金、法定福利費引当金については、Excel を利用して計算している。

④人員費に関連する条例、規定、文書等について

工業用水道事業における人員費に関連する条例、規定、文書等について、主なものを列挙すると以下のとおりとなる。

- 給与等事務便覧(青森県人事委員会)
- 退職ハンドブック(総務部人事課)
- 職員の退職手当に関する条例(昭和28年12月26日 青森県条例第62号)
- 青森県公営企業財務規程
- 青森県企業職員の給与に関する規程
- 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(2)実施した手続

①給与(報酬、給料、手当、賞金)について

給与の算定や支給手続きが適切に行われているかどうかについて、質問、資料の閲覧、分

析を行うとともに給与支給明細書や非常勤・嘱託給与計算明細書を入力し、給与等事務便覧、統合庶務システム(残業、休日出勤等)、口座振替請求書、支払決裁票、振替決裁票、給与等合計表、負担金払込書(地方職員共済組合青森県支部負担金)、払込書(青森県職員厚生会)、特別徴収納入済通知書、給与所得 所得税額徴収高計算書等と突合し、当該事務手続きの合規性を検証するとともに能率性、合理性についても検討した。

②退職給付引当金、退職金について

令和元年度末の退職給付引当金残高について、計算資料を入手して計算方法や関連資料等について質問をし、基礎資料と突合し、分析、計算調べ等により残高を確かめた。

③賞与引当金について

令和元年度末の賞与引当金残高について、計算資料を入手して計算方法や関連資料等について質問をし、基礎資料と突合し、分析、計算調べ等により残高を確かめた。

④法定福利費引当金について

令和元年度末の法定福利費引当金残高について、計算資料を入手して計算方法や関連資料等について質問をし、基礎資料と突合し、分析、計算調べ等により残高を確かめた。

(3)監査の結果及び意見

【意見 3-5-1】賞与引当金の計算基準の文書化について

賞与引当金の計算基準については文書化されたものがなく、平成26年の公営企業法の導入時点からの考え方が賞与引当金計算資料として作成され、毎年度の決算において前年の資料に準拠して引当計算が行われているのが実情である。

賞与引当金計算書から賞与引当金の計算基準を示すと、以下の各人毎の賞与引当額を合計したものである。

期末手当	引当額
(給与月額×職務加算+扶養手当)×支給率	(期末手当+勤勉手当)×4/6
勤勉手当	
(給与月額×職務加算)×支給率	

(注1) 職務加算は、役職に応じて計算される。

(注2) 支給率は人事課から人事通達される。

(注3) 4/6 は、12月から3月までの4か月分を意味する。

賞与引当金の計算基準について、明確に文書化することが必要である。

【意見 3-5-2】 退職給付引当金の計算基準の文書化について

退職給付引当金の計上方法について、青森県公営企業財務規程第 95 条の3では以下のように規定している。

退職給与引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全公営企業職員)(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

また、職員に係る退職手当の負担区分については、青森県総務部人事課長、青森県県土整備部整備企画課長、青森県県土整備部都市計画課長の3者間において令和2年3月13日付で覚書が締結されている。この覚書から負担基準について抜粋すると以下のとおりとなる。

(負担基準)
職員に係る退職手当については、一般会計、工業用水道事業会計(旧電気事業会計を含む。)及び下水道事業会計のうち、職員の在職年数が最も長い会計において負担する。また、各会計における在職年数が等しい場合は、職員が在職時に属する会計において負担する。
なお、特別な事業がある場合は、甲乙丙協議の上決定する。

しかしながら、具体的な計算基準について文書化したものがなく、継続性や明瞭性を確保する上で明確に文書化することが必要である。
現行における退職給付引当金の計算基準は、下記のとおりである。

- ・引当金計算の対象者
 - 公営企業の在職者のうち在職年数が一般会計よりも多い者
 - 他部局に在籍している者で公営企業の在職年数が一般会計よりも多い者
- ・対象者の計算方式
 - 等級号給に応じた給料月額×支給割合+退職手当の調整額=退職手当額
 - 退職手当の調整額(*1)=等級区分に対応する金額(*2)×在籍月数
 - *1 10年以上24年以下の退職者は調整額が半額となる。退職ハンドブックに記載。
 - *2 等級毎に計算する。

退職金ハンドブック(総務部人事課)の 10 ページに退職手当の計算例が示されているが、これを参考にして退職給付引当金の計算事例と例外的な取り扱いに関する処理方法を記載しておくことが望ましい。
退職金給付引当金の計算基準が明文化されていないので、既積立額がある場合で他部局に異動があった場合や異動後に他部局の在職年数が公営企業の在職年数よりも多くなった場合や、他部局に異動後に退職した場合等の取り扱いについて、具体的かつ明確に文書化しておくことが必要である。

【意見 3-5-3】 退職給付引当金の計算のための基礎データの整備について

現状における退職給付引当金の計算は、前年度の計算資料に当年度の変更データを加味して計算しており、退職給付引当金の計算のための基礎データは、特に整備されていない状況にある。

退職給付引当金の計算ポイントは、公営企業の在職年数と一般会計の在職年数の計算、等級区分毎の在職月数、10 年以上 24 年以下の在職年数の場合の調整額の半額計算である。これらのデータを一元化して取りまとめ、退職給付引当計算の効率性やチェックの簡便性に資するように基礎資料を整備することが重要である。

例示すると下記のような資料を作成することで基礎データの一元化が図られると考える。

XXXXXX	採用年月日	令和元年3月31日	令和2年3月31日	合計
履歴事項	XXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
公営企業在職年数	—	1	1	××年
一般会計在職年数	1	—	—	××年
退職給付引当金計算の要否				要・否
調整計算の要否				要・否
等級区分				
等級8級		12		××月
等級9級			12	××月

【意見 3-5-4】 令和元年度末における退職手当計算書(最終分)の保管について

令和元年度末の退職手当計算書には、本来含まれるべきでない令和2年3月31日に退職した公営企業職員が含まれており、退職手当計算書は最終化されていない。

最終的に青森県工業水道事業会計決算書に表示されている退職給付引当金の残高は正しいものの決算基礎資料として最終化しておくことが必要である。

【意見 3-5-5】 青森県人事記録に関する情報の共有方法について

所管課から提出された「青森県人事記録」をみると、一部平成30年度、令和元年度の履歴事項について手書きで追加記載されているものがあつた。所管課ではこの資料によって退職給付引当金の計算において在職年数を計算しているが、情報の共有方法として問題がある。人事課から所管部門へ定期的な人事記録の配布を行い、確実な情報共有を行うことが望ましい。

6. 消費税

(1) 概要

①消費税等の計算の概要

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、国、地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務がある。

会社等の営利法人、公共法人、公益法人等は法人ごとに納税義務者となり、また、人格のない社団等は法人とみなされ、団体を単位として納税義務者となる。しかし、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することになっている。

ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、「専らその特別会計を設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」については、一般会計に係る業務としてみなされる(ここでいう「専ら」とは、その特別会計が行う資産の譲渡等の対価の合計額のうちその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいう)。

本県工業用水道事業は、「専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」には該当しないため、消費税等の納税主体となり申告・納付を行っている。

②消費税申告計算の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
【消費税】			
課税標準額	852,235	855,620	858,951
消費税額	53,690	53,904	60,569
控除対象仕入税額	27,485	25,452	31,166
差引税額	26,205	28,451	29,402
中間納付税額	17,837	19,653	21,338
納付税額	8,367	8,797	8,064
【地方消費税】			
課税標準額	26,205	28,451	29,402
譲渡割額納税額	7,071	7,677	8,076
中間納付譲渡割額	4,813	5,303	5,757

納付譲渡割額	2,258	2,374	2,318
消費税及び地方消費税の合計	10,625	11,171	10,383
課税売上割合	99.93%	99.93%	99.93%

(2) 実施した手続

消費税等の申告に係る関連資料を入手し、必要な監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施し、消費税等の申告が適正に行われているか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項 3-6】 税率区分の集計誤りについて

県では、伝票から各経費の税率ごとの金額を消費税計算書という集計表に集計したうえで、消費税申告書を作成している。令和元年度の消費税計算書を閲覧したところ、軽減税率の8%、旧税率の8%、10%の金額集計の誤りが発見された。消耗品費と負担金において8%のものを10%に10%のものを8%に集計していた部分があった。税額としては100円の過大納付となっていた。8%のものを10%に集計していたものと、10%のものを8%に集計していたものがあつたため、結果として税額に与える影響は軽微なものであつたが、金額集計をより慎重に行い再発を防止する必要がある。

【意見 3-6-1】 仕入税額控除の計算方法の選択について

消費税の仕入税額控除の計算方法については、個別対応方式と一括比例配分方式があり、納税者の判断によりいずれか有利な方法を選択することができる。

個別対応方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、①課税売上のみとする課税仕入等に係るもの、②非課税売上のみとする課税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上に通じて要する課税仕入等に係るもの、に区分したうえで、①+③×課税売上割合を仕入税額控除とする。

一括比例配分方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、区分せず、課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合を仕入税額控除とする。なお、一括比例配分方式を選択した場合、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない。

本県工業用水道事業会計では、一括比例配分方式を採用している。個別対応方式と一括比例配分方式の有利性については、一般的には個別対応方式が有利になることが多く、本県工業用事業会計においても個別対応方式の方が有利であると思われる。しかし、個別対応方式を採用するには、その課税期間中の課税仕入等を、上記3区分に区分して経理しなくてはならないため事務処理の負担は増大する。また、平成29年度、平成30年度、令和元年度の課税売上割合が99.93%と高いことから、個別対応方式の有利性もさほど高くはないと考えられる。よって、現時点で本県工業用事業会計が個別対応方式を採用していいことについて合理性がないとはいえないと判断した。

ただし、今後、何らかの事情で課税売上割合が減少したときなどは、個別対応方式採用の有利性が高まる可能性があるため、納税額の多寡に着目して仕入税額控除の計算方法の選択を慎重に行ってほしい。

【意見 3-6-2】 税務専門家の関与の検討について

上記、個別対応方式と一括比例配分方式の選択において、どちらが有利であるかは、課税売上割合の度合い、今後の設備投資計画など高度な判断が必要となる。より適切な対応をしていくために税務専門家の関与を検討することも有用であると考ええる。

7. その他会計全般

(1) 概要

①帳簿組織

八戸工業用水道の帳簿組織については、青森県公営企業会計財務規程に以下のとおり定められている。

(帳簿組織)
 第九条 帳簿は、会計伝票(以下「伝票」という。)、総勘定元帳及びその他の帳簿で組織する。

このうち、会計伝票については以下のとおり三伝票制が用いられている。

(伝票の種類)
 第十一条 伝票は、収入伝票(収入決裁票、収入借方票、収入貸方票及び収入予算整理票をもつて一組とする。)、支払伝票(支払決裁票、支払借方票、支払貸方票及び支出予算整理票をもつて一組とする。)、及び振替伝票(振替決裁票、振替借方票、振替貸方票及び予算振替整理票をもつて一組とする。の三種類とする。

また、総勘定元帳は同規程の第2号様式によることとされているが、「注 総勘定元帳は、内訳簿の各勘定科目の月計票及び現金、預金出納簿の月計票に基づき勘定科目の目ごに集計した総勘定元票をもつてこれに代える。」とされている。現代の一般的な帳簿形式とは異なり、複写式の伝票をそれぞれ「編でつ」し、それらを月ごとに集計した月計票が作成される形式である。

なお、以上の会計伝票及び総勘定元帳はいずれも手書きで作成されている。

②現預金

令和元年度期末残高 2,906,410,118 円

(内訳)

普通預金(決済用預金)	(株)青森銀行県庁支店	413,410,118 円
譲渡性預金	(株)青森銀行県庁支店	2,400,000,000 円
定期預金	東北労働金庫青森支店	93,000,000 円

(2)実施した手続

- ①内訳表、総勘定元帳(仕切月計票)、合計残高試算表及び決算書を突合した。
- ②金融機関からの残高証明書と照合し一致を確認するとともに、その表示の妥当性を検討した。
- (3)監査の結果及び意見

【指摘事項 3-7-1】 帳簿間の転記ミス及び帳簿上の集計ミス

以下のとおり、帳簿間の転記ミス及び帳簿上の集計ミスがあった。

①内訳簿から総勘定元帳(仕切月計票)への集計誤り

「目 配水及び給水費 節 賃金」について、月次締切票から仕切月計票の貸方への転記(1,622円)がもれており、仕切月計票の残高1,468,065円が合計残高試算表1,468,065円(あるべき残高)と一致しなかった。

②総勘定元帳(仕切月計票)の集計誤り

「目 配水及び給水費 節 厚生費」の仕切月計票において、残高(4,047円)の集計額が貸借逆の記載箇所に記載されていた。

なお、上記はあったが、それぞれのミスは最終的な決算書作成においては修正され、あるべき金額において決算書は作成されている。

【指摘事項 3-7-2】 譲渡性預金の表示について

令和元年度の貸借対照表上、譲渡性預金は現金預金として表示されている。

譲渡性預金は、銀行が無記名の預金証書を発行する特別の定期預金であり、預金者がいつでも金融市場で自由に譲渡できる。また金利は市場金利を反映して決められ、金利指標のひとつにもなっている。したがって、譲渡性預金は、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないが、有価証券に類似し活発な市場があることから、取得者側では有価証券と計上することとされている(「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係法令の改正に関する実務指針」)。

したがって、譲渡性預金については貸借対照表上、有価証券として表示すべきである。

【意見 3-7】 会計ソフトウェア導入の検討について

上記【指摘事項 3-7-1】にあるような帳簿間の転記ミス及び帳簿上の集計ミスは、手書きの伝票・帳簿を人間が集計・転記していることと、それを補完するための内部統制が適切に整備・運用されていないことが主な原因であると考えられる。消費税申告書作成における指摘事項にある金額集計の誤りも同様である。

青森県公営企業財務規程は、昭和42年に公布・施行されたものであり、ITの利用により業務の効率化を図ることが当然となっている現代には必ずしもそぐわないものである可能性がある。したがって、業務の効率化を図りつつ事務ミスを減らすことを目的として、会計ソフトウェア等の導入を検討することが望ましい。

また、現在の記帳方法を前提とする場合でも、財務規程に定められた各帳簿を正しく作成するために、速やかに転記や集計に関する内部統制を整備・運用する必要がある。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円